
忠岡町
障がい福祉計画（第5期）
障がい児福祉計画（第1期）

【素案】

平成30年1月

忠岡町

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1－1 策定の背景と目的	1
1－2 国の計画策定等に関する基本指針（見直し）のポイント	1
(1) 障がい福祉計画について	1
(2) 障がい児福祉計画について	4
1－3 計画の対象	5
1－4 計画の法的位置付け	6
1－5 計画の期間	7
1－6 計画策定体制	8
(1) 忠岡町障害者施策推進協議会	8
(2) 町民意見の反映	8
第2章 障がいのある人の状況	9
2－1 障がい者手帳所持者等の現況	9
2－2 アンケート調査結果からみた課題	13
第3章 計画の基本理念	15
第4章 障がい者福祉計画	16
4－1 障がい福祉計画の成果目標の設定	16
(1) 施設入所者の地域生活への移行	17
(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 地域生活支援拠点等の整備	18
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	18
4－2 障がい福祉サービスの必要な見込量	19
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービス	24
(3) 居住系サービス	32
(4) 相談支援	36
(5) 自立支援医療	39
(6) 補装具	39
(7) 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策	40
第5章 障がい児福祉計画	48
5－1 障がい児福祉計画の成果目標の設定	48
(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等	48
(2) 医療的ニーズへの対応	49
(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備	49
5－2 障がい児支援等の見込量及び確保の方策	50

(1) 障がい児通所支援	51
(2) 相談支援	55
(3) 児童入所支援	56
5-3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	56
5-4 障がいのある児童が利用可能な障がい福祉サービス等	57
第6章 計画の推進と進行管理	58
(1) 施策相互の連携・ネットワーク化	58
(2) 国、大阪府、近隣市町との連携	58
(3) 財源の確保	58
(4) 制度の周知・啓発	58
(5) P D C A サイクルによる計画の点検及び評価	59
資料1：アンケート調査結果の概要	60
1-1 障がい者（18歳以上）アンケート調査	61
1-2 障がい児（18歳未満）アンケート調査	93
資料2 障害者総合支援法の概要	104
資料3 用語の解説	107
資料4 計画の策定経過	110
資料5 忠岡町障害者施策推進協議会	111
5-1 忠岡町障害者施策推進協議会設置要綱	111
5-2 忠岡町障害者施策推進協議会委員名簿	113

第1章 計画策定に当たって

1 - 1 策定の背景と目的

本町では、「障害者自立支援法」の施行に伴い、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられることから、平成19年3月に平成20年度までを第1期として定めた「忠岡町障害福祉計画 平成18年度～20年度（第1期）」を策定し、以降、法に基づき3年ごと計画の見直しを行ってきました。

このたび、「忠岡町障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が平成29年度末で終了し、また、児童福祉法の改正により、市町村において「障がい児福祉計画」を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする「忠岡町障がい福祉計画（第5期）」及び「忠岡町障がい児福祉計画（第1期）」を策定するものです。

1 - 2 国の計画策定等に関する基本指針（見直し）のポイント

（1）障がい福祉計画について

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

3. 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

4. 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置について盛り込む。

5. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

6. 発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会設置（都道府県及び指定都市において設置可能）の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

7. その他の見直しについて（一部抜粋）

◎障がいを理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法。平成28年4月施行）を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記。

◎障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障がい者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識をもち、障がい者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

◎難病患者への一層の周知

都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障がい福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。

◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方

平成29年度以降に市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい旨の記載する。

◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。

◎情報公表制度による質の向上

改正法により障がい福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。

◎障がい福祉人材の確保

都道府県において、障がい者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。

(2) 障がい児福祉計画について

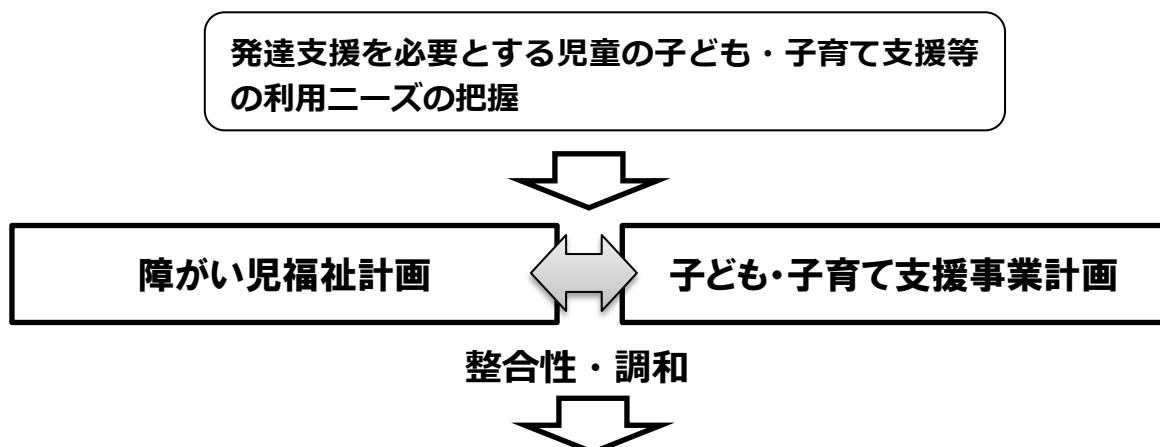
障がい児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などを見すえて、障がい児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

■障がい児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	・障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	・各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	・指定通所支援又は指定障がい児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	・医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	・計画は障がい児の数、その障がいの状況を勘案すること（義務） ・計画を作成する場合、障がい児の心身の状況等を把握したうえで作成すること（努力義務） ・他の計画と調和が保たれること（義務）

資料：社会保障審議会第83回障害者部会資料(参考資料2)より作成

また、障がい児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



1 – 3 計画の対象

本計画の根拠法（障害者総合支援法及び児童福祉法）では、対象者（障がい者及び障がい児）を以下のとおり定義しています。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

1 – 4 計画の法的位置付け

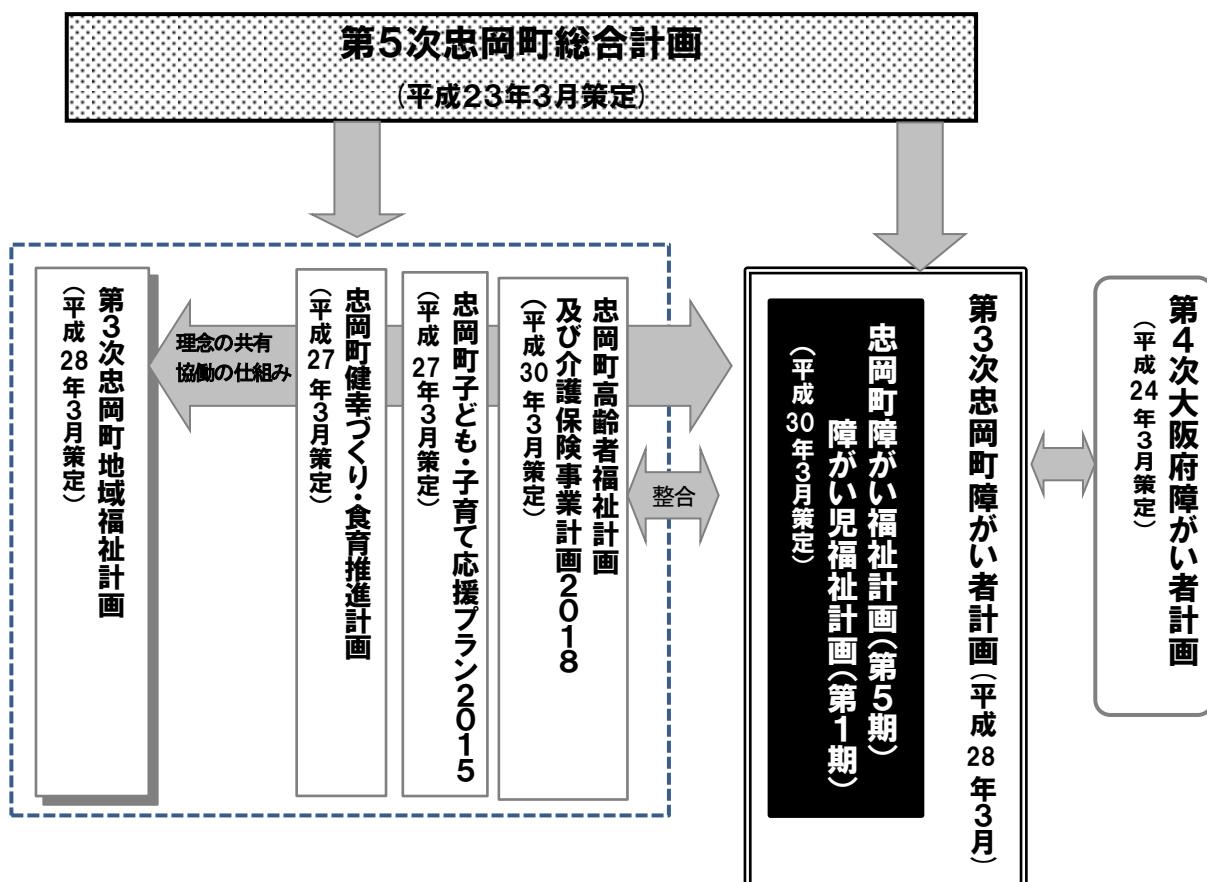
<障がい福祉計画>

障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<障がい児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

■他計画との関係



1 – 5 計画の期間

「障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）」は、平成30年度から平成32年度の3年間です。

■計画期間

	～平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障 が い 福 祉 計 画		第3期										
				第4期								
							→	第5期				
										第6期		
障がい児 福 祉 計 画							→	第1期				
										第2期		
				第2次								
障がい者 計 画					第3次						第4次	

1 – 6 計画策定体制

本計画の策定に当たって、住民の参画を得るとともに、福祉サービスの利用ニーズ等を把握するため次のような機会を設定しました。

(1) 忠岡町障害者施策推進協議会

学識経験者をはじめ福祉関係者、当事者団体、地域団体、関係機関等から構成されている「忠岡町障害者施策推進協議会」において審議を行いました。

(2) 町民意見の反映

①障がい者アンケート調査

本計画策定に当たって、障がいのある人の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、平成29年10月に、町内に居住している各種障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者、障がい児通所支援支給決定者を対象にアンケート調査を実施しました。

②町民からの意見反映（パブリックコメント）

障がいのある人の生活を地域で支える町民の意見を反映させるため、平成30年1月●日～●月●日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人の状況

2-1 障がい者手帳所持者等の現況

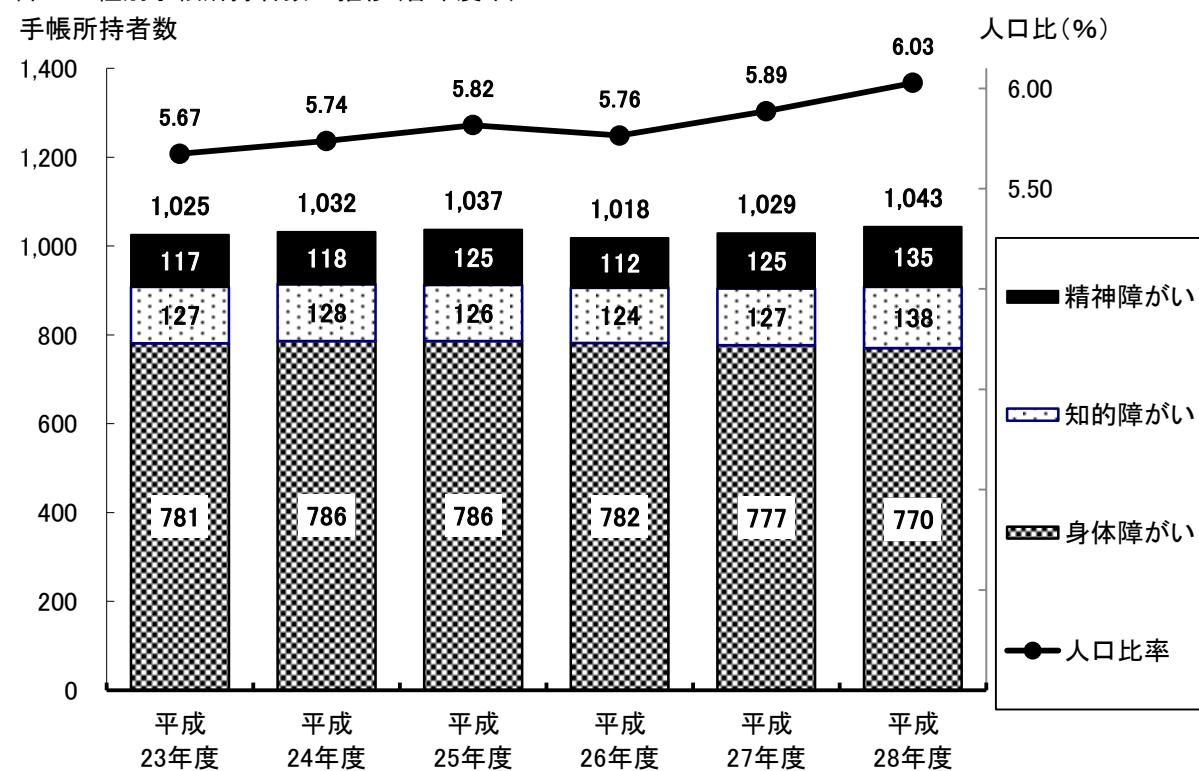
①各種障がい手帳所持者の推移

各種障がい手帳所持者は1,030人前後で推移していましたが、平成28年度に増加し、平成28年度末現在1,075人となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者は緩やかに減少している一方で、精神障がい者は増加しています。平成29年度末現在の障がい種別の手帳所持者数は、身体障がい児・者770人、知的障がい児・者138人、精神障がい者167人となっています。

重複障がいなど単純計算はできませんが、町民の6%弱程度が何らかの障がいを有すると想定できます。

■障がい種別手帳所持者数の推移(各年度末)



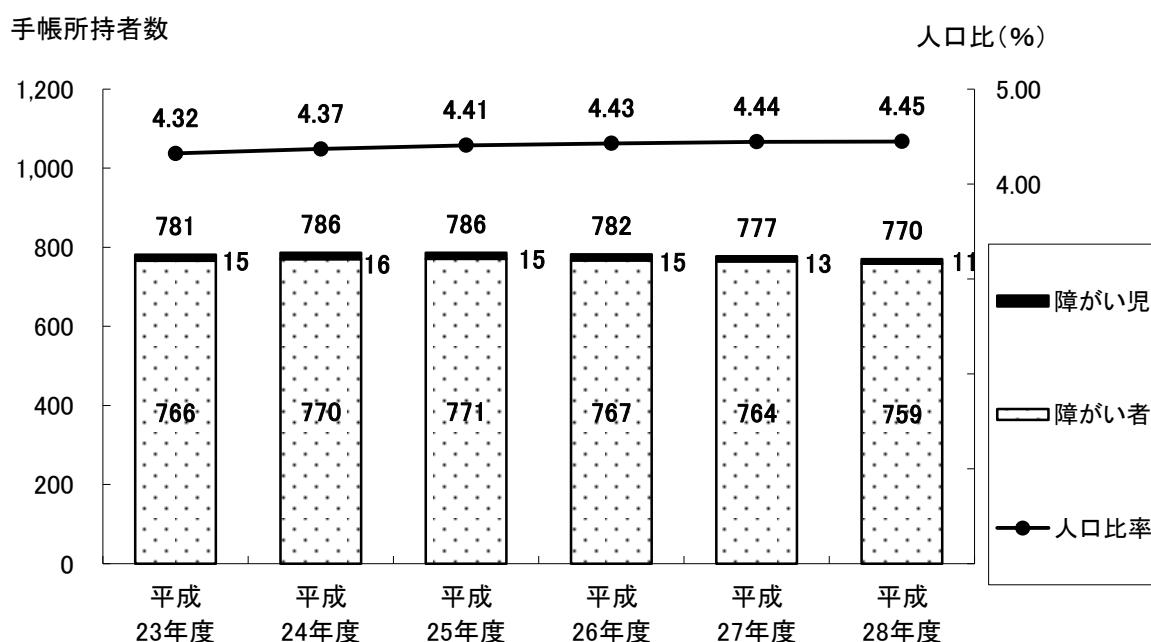
②身体障がいのある人の状況（身体障がい者手帳所持者数）

身体障がい者手帳所持者は緩やかに減少しています。一方、人口比率は緩やかに増加しており、平成28年度末現在、4.45%となっています。

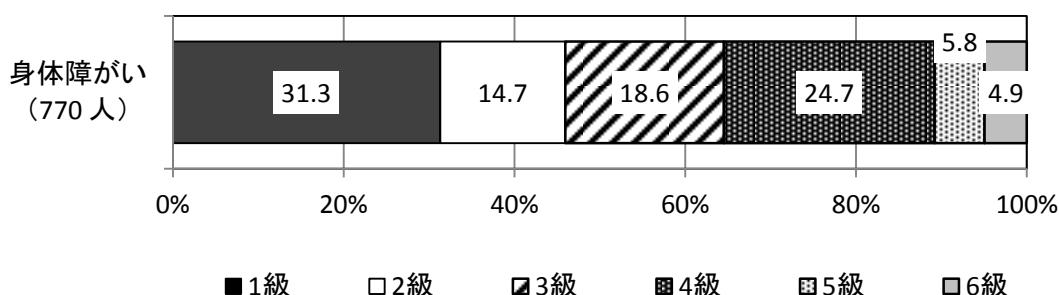
手帳の等級別比率をみると、「1級」が31.3%と最も多く、次いで「4級」(24.7%)、「3級」(18.6%) となっています。

また、障がい種別の比率をみると、「肢体不自由」が56.2%と最も多く、次いで「内部障がい」が29.1%となっています。

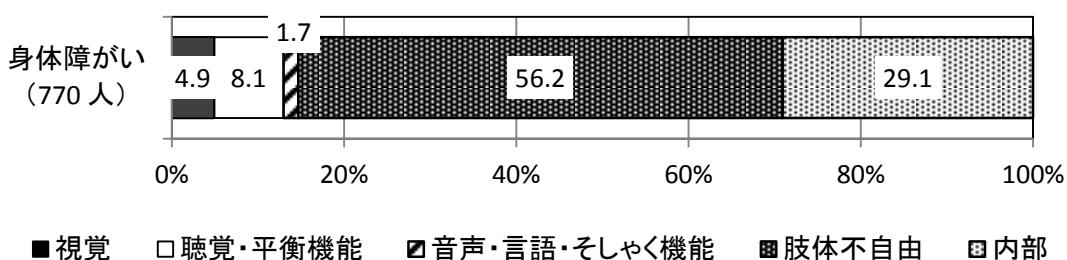
■身体障がい者手帳所持者数の推移(各年度末)



■身体障がい者手帳所持者・等級別比率(各年度末)



■身体障がい者手帳所持者・障がい種別別比率(各年度末)

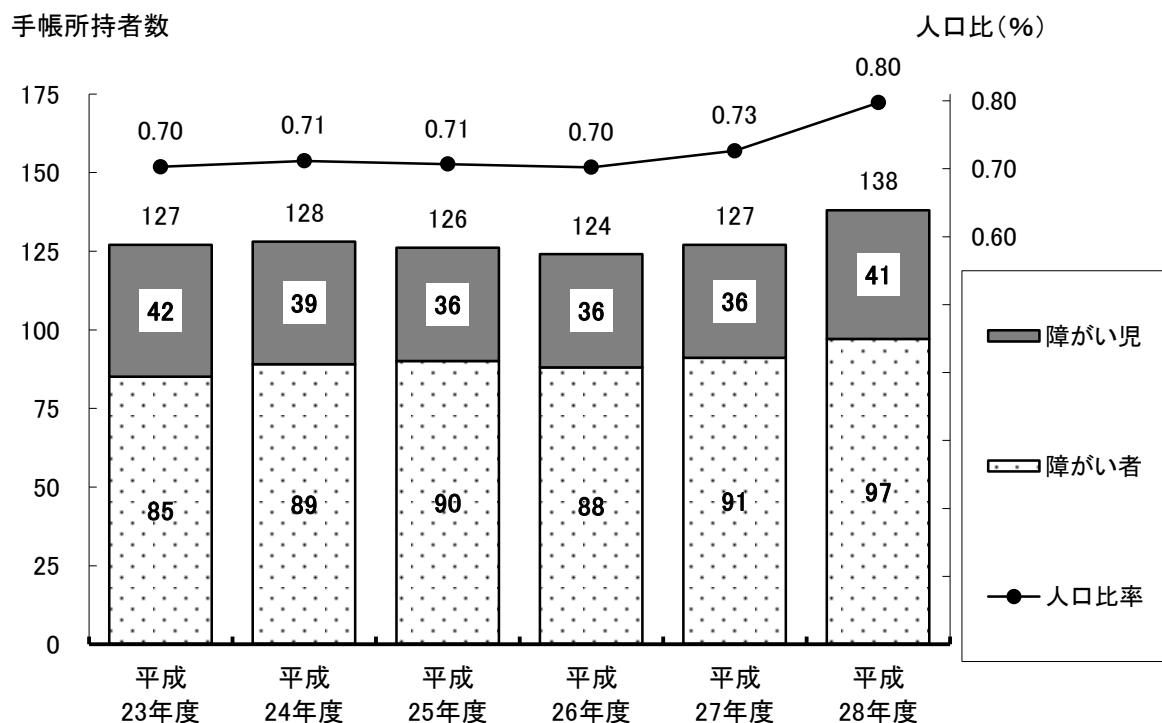


③知的障がいのある人の状況（療育手帳所持者数）

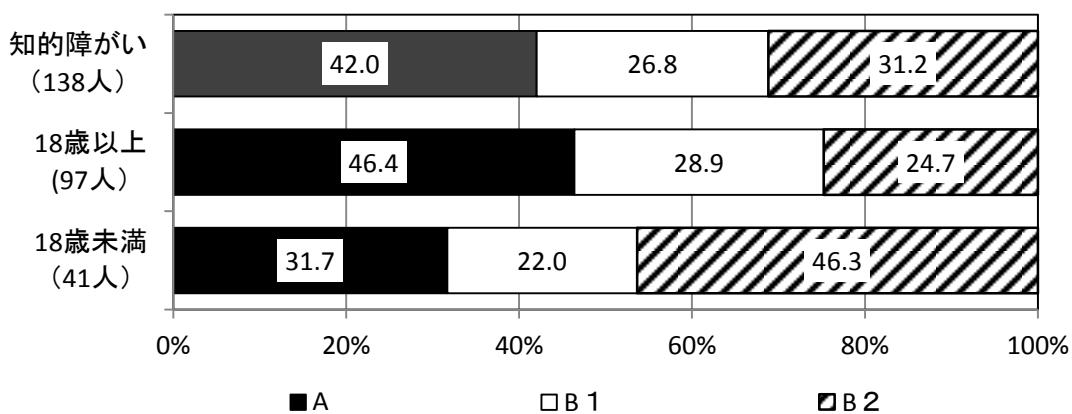
療育手帳所持者数は130人弱で推移していましたが、平成28年度末現在138人（人口比0.80%）となっています。

手帳の等級比率をみると、「A」が42.0%、「B2」が31.2%、「B1」が26.8%、となっています。

■療育手帳所持者数の推移(各年度末)



■療育手帳の等級別構成比(平成29年3月)

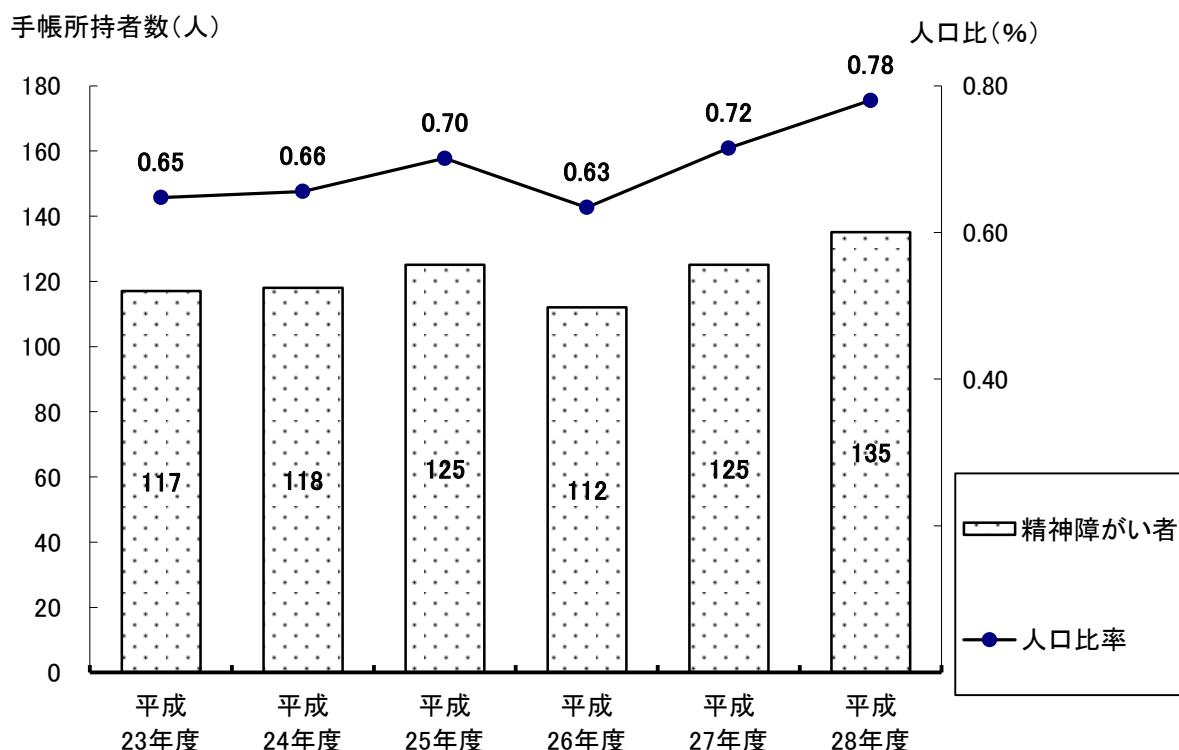


④精神障がいのある人の状況（精神障がい者保健福祉手帳所持者数）

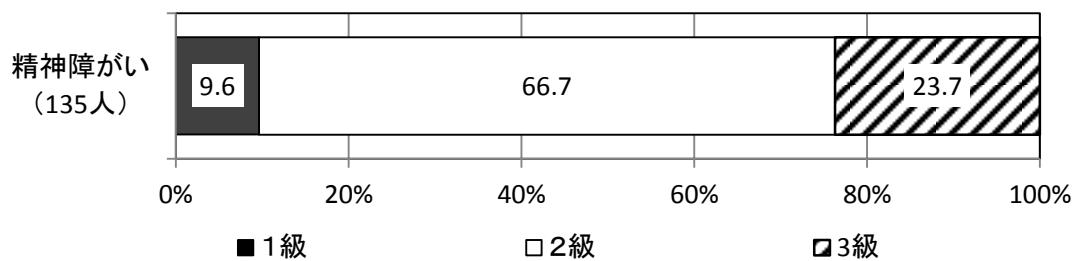
精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、120人前後で推移していましたが、平成28年度末現在135人（人口比0.78%）となっています。

手帳の等級比率をみると、「2級」が66.7%、「3級」が23.7%、「1級」が9.6%となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末)



■精神障がい者保健福祉手帳等級別割合(平成29年3月末)



2-2 アンケート調査結果からみた課題

ここでは、アンケート調査結果からみた課題を整理します。なお、アンケート調査では、生活全般に関わる設問もあり、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画による施策や事業のみでは対応できること（障がい者計画の施策など）も含みます。

○障がいのある人の年齢

- ・回答者の6割が65歳以上であり、高齢者の割合が高くなっています。
- ・40歳以上の3人に1人が介護保険の要介護認定を受けています。
- ・障がい児調査では、介助をするうえで困っていることとして、「気が休まらない（精神的な負担）」「家を空けられない」が多くなっています。

⇒障がい者施策と高齢者施策との連携。相談機関・相談員の連携が必要です。

○家族介護者の状況

- ・日常生活について一部介助、又は、全部介助が必要な人は4割強となっています。
- ・家族介護者の年齢は6割弱が65歳以上です。

⇒家族介護者に対する支援策の検討が必要です。

○障がい福祉サービスの利用状況と利用意向

- ・「（現在、障がい福祉サービスを）利用している」と「今すぐにでも利用したい」を合わせた割合が高いのは、「相談支援」「日常生活用具給付・貸与」「居宅介護（ホームヘルプ）」「移動支援」などです。
- ・サービスを利用していない理由は、「利用する必要ない」が6割弱、「サービスに関する情報がない」が1割となっています。

⇒障がい福祉サービスや支援制度について、わかりやすい情報提供が必要です。

○就労に求められていること

- ・現在、仕事をしていない人のうち「仕事をしたい」と思っている割合は、知的障がいのある人での割合が高く、2割強となっています。
- ・就労で必要な支援等については、「家族の理解、協力」「職場の上司や同僚の理解」がそれぞれ2割弱、「短時間勤務や勤務日時等の配慮」が2割強となっています。

⇒就労支援策の充実のほか、周りの理解が必要です。

○相談支援や情報に求められていること

- ・「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」が3割弱と最も多く、特に精神障がいのある人では4割強と多くなっています。
- ・必要な情報は、「各種サービスについて」が3割弱と最も多く、特に、精神障がいのある人では4割弱と多くなっています。
- ・障がい児調査では、「こころの発達」や「働くための訓練や働き方など」に関して相談を望む声が多くなっています。

⇒障がいに合わせてた相談支援や情報提供が必要です。

○権利擁護・差別解消

- ・差別や嫌な思いをしたこと「ある」と「少しある」を合わせた割合は3割弱で、知的障がいのある人では4割強、精神障がいのある人が3割強となっています。また、障がい児調査では7割弱となっています。
- ・嫌な思いをした場所は「住んでいる地域」「病院・福祉施設など」が多くなっています。

⇒障害者差別解消法の周知を含めた啓発が必要です。

○災害時の支援

- ・一人で避難できない割合は、全体で3人に1人、知的障がいのある人では5割強となっています。
- ・一人暮らしや家族が留守のとき災害が起きた場合、近所で助けてくれる人が「いない」と回答した人は3割弱です。

⇒災害時の要支援者への対応が必要です

○将来の生活（住まい）について

- ・「自宅（アパート・借家なども含む）で、一人で暮らしたい」の割合は、全体では2割弱で、障がい種別では精神障がいのある人での割合が高くなっています。
- ⇒グループホームをはじめとした多様な居住支援策が必要です。

第3章 計画の基本理念

忠岡町障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）は、「第3次忠岡町障がい者計画」（平成28年3月策定）に包含される計画であることから、同計画の理念と将来像を共有するものとします。

ノーマライゼーション

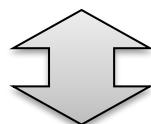
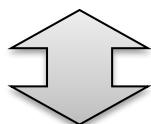
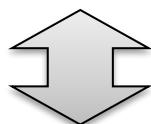
どのような障がいがあっても、障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会。

リハビリテーション

医学的な狭義の機能訓練ととらえるのではなく、障がいのあることにより、尊厳や権利を奪われることのないように、地域社会で全人間的な復権（何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念。

ソーシャル・インクルージョン

障がいのある人、弱い立場にある人が、人として平等に尊重され、障がいのない人とかわりなく人間としてのあたりまえの生活ができるような社会をめざす考え方。



将来像：ともに支えあい、安心して暮らせるまち

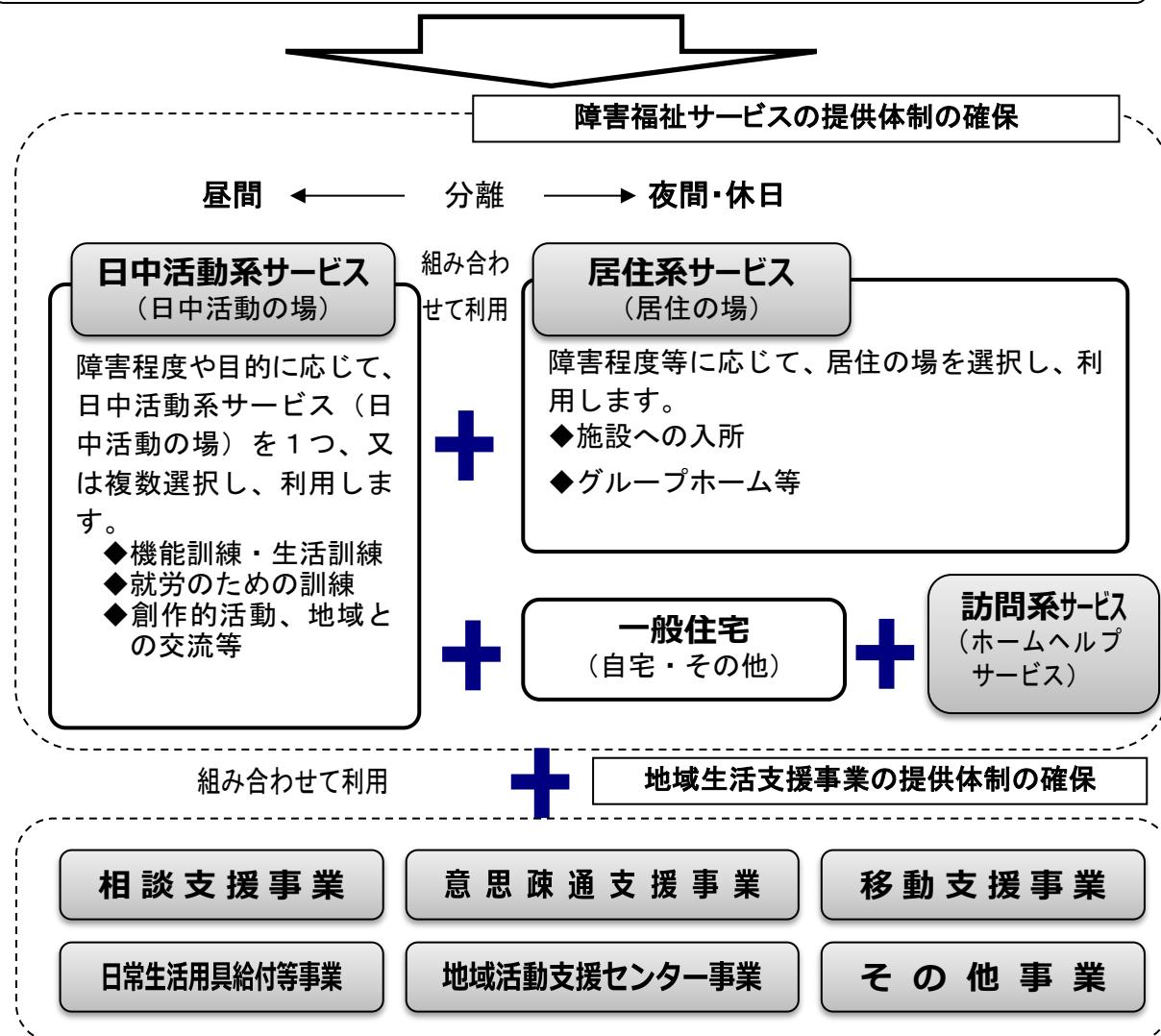
第4章 障がい者福祉計画

4-1 障がい福祉計画の成果目標の設定

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保の方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、平成32年度の成果目標を設定します。

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行し、平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する目標値が設定されています。

本町では、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等の整備を図ります。

項目	数値	考え方
【実績】 平成28年度末時点の施設入所者数	9人	○平成28年度末時点において施設に入所している障がい者の数。
【目標①】 地域生活移行者数	1人 (11.1%)	○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。
【目標②】 施設入所者の削減	1人 (11.1%)	○平成32年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数。

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成30年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが原則とされており、本町はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
【目標】 保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1か所	○平成30年までに設置を検討。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能をもった地域生活支援拠点を、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会などで協議し、平成32年度末までに、整備を行っていきます。

項目	数値	考え方
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	○平成32年度までに整備を図る。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標を下表のとおり設定し、公共職業安定所などとの連携をより一層強化するとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【実績】 平成28年度の一般就労への 移行者数	4人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成28年度において一般就労した者の数。
【実績】 平成28年度の就労移行 支援事業の利用者数	4人	○平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数。
【目標①】 平成32年度の一般就労 移行者数	6人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度までに一般就労する者の数。
【目標②】 就労移行支援事業の利用者数	5人 (1.25倍)	○平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数。 ○国の「基本指針」では、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すとする。
【目標③】 就労移行率が30%以上の就労 移行支援事業所の割合	一割	○国の「基本指針」では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとする。 ※「就労移行率」：ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。
【目標④】 支援を開始した時点から1年後 の職場定着率の割合	一割	○平成32年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率。 ○国の「基本指針」では、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

4-2 障がい福祉サービスの必要な見込量

障害者総合支援法による支援は、国や府の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障がいのある子どもに対するサービスに関しては「障がい児福祉計画」に記載しています。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援
		日中活動系	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援【新規】
		居住系サービス	自立生活援助【新規】 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練 地域相談支援
	相談支援	地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援
		計画相談支援給付	計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
	地域生活支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業 基幹相談支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業
		意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業 手話奉仕員養成研修事業
		日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
		移動支援事業	
		地域活動支援センター 機能強化事業	基礎事業 機能強化事業
	任意事業		日中一時支援事業 訪問入浴事業 その他の事業

(1) 訪問系サービス

①居宅介護【介護給付】

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども（難病、高次脳機能障がい等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は増加傾向にあります。また、身体障がいのある人の利用時間、精神障がいのある人の利用者数・利用時間が見込量を上回っています。
- ・第5期計画期間中においても、身体障がいのある人、精神障がいのある人の利用者・時間数の増加が続くものと見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がいのある人	見込量	28	30	32	561	601
	実績値	26	28	28	723	851
知的障がいのある人	見込量	8	8	7	239	239
	実績値	10	10	9	266	219
精神障がいのある人	見込量	10	9	9	192	177
	実績値	17	19	20	264	298
障がいのある児童	見込量	3	4	5	20	28
	実績値	2	1	1	21	7
合計	見込量	49	51	53	1,012	1,045
	実績値	55	58	58	1,274	1,375

※平成29年度実績値は、平成29年4月から9月の利用実績の平均値から算出（以下、同様）

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人	32	33	35	880	990	1,050
知的障がいのある人	10	10	10	239	239	239
精神障がいのある人	19	20	21	298	313	328
障がいのある児童	3	3	3	21	21	21
合 計	64	66	69	1,438	1,563	1,638

②重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護を有する方を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助、外出時の移動支援などを総合的に行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は利用者数・利用時間が見込量を上回っています。
- ・第5期計画期間中においては、第4期計画期間と同程度で推移すると見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	1	1	1	219	219
	実績値	2	2	2	280	263
						262

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人	2	2	2	280	280	280

③同行援護 [介護給付]

重度視覚障がいのある人を対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は利用者数・利用時間が見込量を上回っています。
- ・第5期計画期間中においては、利用者数・利用時間ともに増加すると見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	2	2	2	75	75	75
	実績値	3	6	6	78	167	161

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別		利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人		6	7	8	170	198	216

④行動援護 [介護給付]

知的障がい又は精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（子どもを含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、利用を見込みず、また、利用はありませんでした。
- ・第5期計画期間においても、**利用見込みとしては上げていませんが、利用希望者がある場合は、適切に支給決定を行います。**

⑤重度障がい者等包括支援【介護給付】

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子どもの中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、利用を見込みず、また、利用はありませんでした。
- ・第5期計画期間においても、**利用見込みとしては上げていませんが、利用希望者がある場合は、適切に支給決定を行います。**

訪問系サービス見込量の確保方策

- 事業所、あるいは近隣市と連携しながら、引き続き行動援護や重度障がい者等包括支援のサービスについて実施主体の確保に向けた検討を行います。
- 重度障がいのある人や精神障がいのある人などに適切に対応できるよう、専門的知識や技術習得のための研修について、大阪府や事業所等と連携して開催や受講の促進を進めます。
- 事業所の困難事例への対応等を支援するため、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会において、事業所相互の情報交換や検討を行うとともに、地域包括支援センター、相談支援事業所等による連携強化を図り、相談指導の更なる充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護 [介護給付]

常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は、平成28年度の利用時間が見込みを下回っていますが、利用者数・利用時間ともにおおむね見込みどおりでした。
- ・第5期計画期間中においては、第4期計画期間から微増で推移すると見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	6	6	7	108	108	126
	実績値	4	4	4	64	69	68
知的障がい のある人	見込量	21	21	22	417	417	436
	実績値	24	25	26	473	370	494
精神障がい のある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
合 計	見込量	27	27	29	525	525	562
	実績値	28	29	30	537	439	562

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用日中（人日／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人	6	7	7	108	126	126
知的障がいのある人	26	26	26	494	494	494
精神障がいのある人	0	0	0	0	0	0
合 計	31	32	32	488	506	506

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

「機能訓練」は、身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「生活訓練」は、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は、利用者数・利用時間ともに見込みを下回っています。
- ・第5期計画期間中においては、**第4期と同等で**、見込量を設定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別	利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	1	1	1	13	13
	実績値	0	0	0	0	0
知的障がい のある人	見込量	1	1	2	14	14
	実績値	2	1	2	27	14
精神障がい のある人	見込量	4	4	4	25	25
	実績値	3	1	2	40	11
合計	見込量	6	6	7	52	52
	実績値	5	2	4	67	25

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人	1	1	1	18	18	18
知的障がいのある人	2	2	2	27	27	27
精神障がいのある人	4	4	4	25	25	25
合計	7	7	7	70	70	70

③就労移行支援【訓練等給付】

一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は、身体障がいのある人、精神障がいのある人についてはほぼ見込みどおりでしたが、知的障がいのある人での実績が見込みを下回っています。
- ・第5期計画期間中においては、身体障がいのある人、精神障がいのある人については同程度、知的障がいのある人の増加を想定し、見込量を設定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	1	1	1	18	18	18
	実績値	1	1	0	18	14	0
知的障がい のある人	見込量	7	8	10	142	162	203
	実績値	2	3	5	33	46	105
精神障がい のある人	見込量	1	1	1	20	20	20
	実績値	1	1	1	22	16	5
合 計	見込量	9	10	12	180	200	241
	実績値	4	5	6	73	76	110

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人		1	1	1	18	18	18
知的障がいのある人		8	8	10	162	162	203
精神障がいのある人		1	1	1	20	20	20
合 計		10	10	12	200	200	241

④就労継続支援【訓練等給付】

i) A型（雇用型）

一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は、利用者数・利用時間ともにほぼ見込みどおりでした。
- ・第5期計画期間中においては、**利用者一人あたりの利用日数の増加**を想定し、見込量を設定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	1	1	1	22	22	22
	実績値	1	2	2	14	24	40
知的障がい のある人	見込量	3	4	5	46	61	77
	実績値	2	3	4	43	78	80
精神障がい のある人	見込量	1	1	1	19	19	19
	実績値	1	1	3	16	16	38
合計	見込量	5	6	7	87	102	118
	実績値	4	6	9	73	118	158

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人		2	2	3	30	30	45
知的障がいのある人		3	5	5	69	115	115
精神障がいのある人		3	3	4	38	38	64
合計		8	8	12	137	183	224

ii) B型（非雇用型）

一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は、利用者数はほぼ見込みどおりでしたが、利用時間は見込みを下回っています。
- ・第5期計画期間中においては、**利用者一人あたりの利用日数の増加**を想定し、見込量を設定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい のある人	見込量	3	4	5	52	70	87
	実績値	3	2	4	48	30	80
知的障がい のある人	見込量	16	18	23	265	298	380
	実績値	16	15	16	277	201	304
精神障がい のある人	見込量	4	5	7	42	52	74
	実績値	5	8	13	59	69	143
合 計	見込量	23	27	34	359	420	541
	実績値	24	25	33	384	300	527

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人		4	4	6	70	70	105
知的障がいのある人		18	19	20	298	313	328
精神障がいのある人		13	13	14	143	143	154
合 計		35	36	40	511	526	587

⑤就労定着支援【新規】[訓練等給付]

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第5期計画期間中は、知的障がいのある人1人の利用を見込みます。

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	1	1	1
精神障がいのある人	0	0	0
合 計	1	1	1

⑥短期入所（ショートステイ）[介護給付]

介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障がいのある人や子どもを対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間の利用は、利用者数はほぼ見込みどおりでした。
- ・第5期計画期間中においては、利用増を想定し、見込量を設定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	4	5	6	14	18
	実績値	5	5	6	16	23
精神障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0
障がいのある児童	見込量	0	1	1	0	3
	実績値	0	0	0	0	0
合計	見込量	4	6	7	14	21
	実績値	5	5	6	16	23

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人	2	2	2	8	8	8
知的障がいのある人	5	6	6	18	20	20
精神障がいのある人	0	0	0	0	0	0
障がいのある児童	1	1	1	4	4	4
合計	8	9	9	30	32	32

⑧療養介護【介護給付】

医療及び常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、1人の利用がありました。
- ・第5期計画期間においては、利用者がいないため、利用を見込まないものとします。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護（人／月）	見込量	1	1	1
	実績値	1	1	0

■第5期計画期間における利用見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護（人／月）	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0

【日中活動系サービス見込み量の確保方策】

- 利用しているサービスから他のサービスによる支援などが途切れることなく提供できるよう、対象事業所や施設に働きかけるとともに、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会を通じて多様な日中活動の実施主体の確保を働きかけます。
- 重度心身障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなど、様々な障がい特性にきめ細かく対応ができるよう、事業所職員の専門的知識を深めるための研修等の積極的な受講を事業所に働きかけるとともに、大阪府をはじめとする関係機関へ開催内容の充実を要請していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

①自立生活援助【新規】【訓練等給付】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第5期計画期間中は、知的障がいのある人1人の利用を見込みます。

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	1	1	1
精神障がいのある人	0	0	0
合 計	1	1	1

②共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】

障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、見込みを上回る利用がありました。
- ・第5期計画期間においては、引き続き利用の増加を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	2
知的障がいのある人	見込量	5	5	6
	実績値	4	5	4
精神障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	3	3	3
合 計	見込量	6	6	7
	実績値	7	8	9

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別		利用者数（人／月）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人		2	2	2
知的障がいのある人		3	4	5
精神障がいのある人		3	3	3
合 計		8	9	10

③施設入所支援【介護給付】

施設に入所している人に、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては成績目標をもとに見込みましたが、削減には至っていません。
- ・第5期計画期間においては、現状維持を想定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	2
知的障がいのある人	見込量	6	6	5
	実績値	7	7	7
精神障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
合計	見込量	8	8	7
	実績値	9	9	9

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別		利用者数（人／月）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人		2	2	2
知的障がいのある人		7	7	6
精神障がいのある人		0	0	0
合計		9	9	8

④宿泊型自立訓練【訓練等給付】

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

■第4期計画期間における実績値

障がい種別	利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がいのある人	0	0	0	0	0	0
知的障がいのある人	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人	0	1	2	0	30	60
障がいのある児童	0	0	0	0	0	0
合 計	0	1	2	0	0	0

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人						
知的障がいのある人						
精神障がいのある人						
障がいのある児童						
合 計						

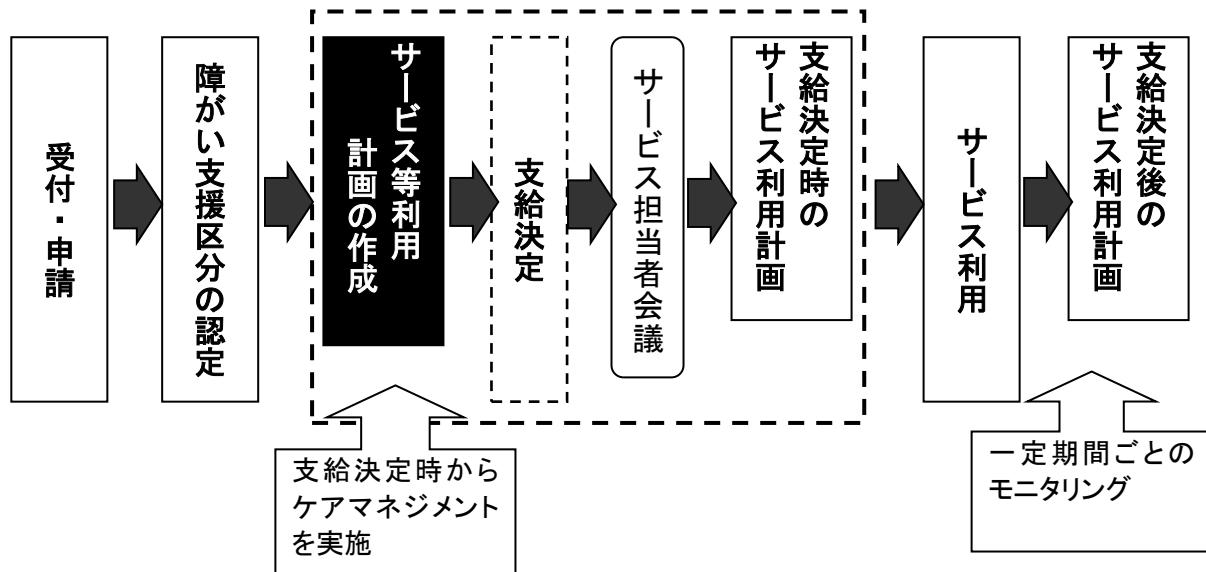
【居住系サービスの確保方策】

共同生活援助（グループホーム）については、施設や病院からの地域移行者のみならず、在宅生活を継続し、自立を図る観点からも重要な役割を果たすことから、大阪府や広域での調整のもとに、継続的に必要量の確保に努めます。また、町内における確保・整備に向けて、地域住民に対して障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発を進めます。

(4) 相談支援

障がい福祉サービスを利用する方に対し、サービス等利用計画の立案や定期的なモニタリングの実施、また事業所との連絡・調整等を支援します。

また、施設等からの地域移行するための支援や、地域に定着して暮らすための支援を行います。



①計画相談支援

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては見込みを上回る利用がありました。
- ・第5期計画期間においては、セルフプランから計画相談支援に移行する利用者の増加と、新規利用者の増加を想定し、見込量を設定します。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別		利用者数（人／月）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	4
	実績値	3	2	2
知的障がいのある人	見込量	3	3	4
	実績値	5	4	4
精神障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	3	4	3
障がいのある児童	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	4
合計	見込量	8	8	11
	実績値	13	12	13

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	2	3	4
知的障がいのある人	4	5	6
精神障がいのある人	4	5	6
障がいのある児童	3	5	7
合計	13	18	23

②地域移行支援

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、利用はありませんでした。
- ・第5期計画期間においては、平成32年度に、知的障がいのある人、精神障がいのある人、それぞれ1人ずつの利用を見込みます。

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	0	0	0
精神障がいのある人	0	0	1
合 計	0	0	1

③地域定着支援

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、利用はありませんでした。
- ・第5期計画期間においては、平成32年度に、精神障がいのある人、1人の利用を見込みます。

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	0	0	0
精神障がいのある人	0	0	1
合 計	0	0	1

【相談支援の確保方策】

- 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会を活用し、近隣市や相談支援専門員との連携強化や担い手の確保、相談支援専門員のスキルアップに努めます。
- 民間事業者等の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。

(5) 自立支援医療

原則として医療費の1割が自己負担となります。なお、所得や疾病・障がい等に応じて自己負担上限額が設定されます。

①精神通院医療

- ・精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象。
- ・指定医療機関等で治療上必要な医療を受けるとき支給されます。

②更生医療

- ・18歳以上で身体障がい者手帳所持者が対象。
- ・障がいの軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療を受けるとき支給されます。

③育成医療

- ・身体に障がいのある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障がいの除去若しくは軽減を図るための医療を受けるとき支給されます。

(6) 補装具

補装具の購入や修理に要した費用の9割を補装具費として支給します。「補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの」と定義されており、具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。

(7) 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置付けられています。

①相談支援事業等【必須事業】

i) 障がい者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の介護を行う人を対象に、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。

ii) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

iii) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

iv) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようとするため、成年後見制度の利用支援として、申立てに要する経費や後見人報酬に対する補助を行います。

v) 成年後見制度法人後見支援制度

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動の支援を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、障がい者相談支援事業の基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度法人後見支援制度については未実施です。また、成年後見制度利用支援事業の利用実績はありませんでした。
- ・第5期計画期間においては、第4期計画の体制を継続します。

■第4期計画期間における実施状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
i) 障がい者相談支援事業				
障がい者相談支援事業	か所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
ii) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
iii) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
iv) 成年後見制度利用支援事業	人／年	0	0	0
v) 成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	無	無	無

■第5期計画期間における利用見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
i) 障がい者相談支援事業				
障がい者相談支援事業	か所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
ii) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
iii) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
iv) 成年後見制度利用支援事業	人／年	1	1	1
v) 成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	無	無	無

②意思疎通支援事業等【必須事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある障がいのある人を対象に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業については未実施です。
- ・第5期計画期間においては、手話通訳者派遣事業を同程度で見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		利用件数（件／年）			利用時間（時間／年）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	見込量	3	3	3	■	■	■
	実績値	3	3	3	5	6.5	6
要約筆記者派遣事業	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	見込量	0	0	0			
	実績値	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	見込量	0	1	1			
	実績値	19	12	0			

※平成 29 年度実績値は、平成 29 年 12 月現在の実績

■第5期計画期間における利用見込量

	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	3	3	3	6	6	6
要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	0	5	0			

③日常生活用具給付等事業【必須事業】

重度障がいのある人を対象に、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第5期計画期間においては、第4期計画期間と同程度の利用を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	見込量	2	2	2
	実績値	0	1	1
自立生活支援用具	見込量	9	9	9
	実績値	4	7	0
在宅療養等支援用具	見込量	2	2	2
	実績値	1	6	6
情報・意思疎通支援用具	見込量	2	2	2
	実績値	3	1	3
排泄管理支援用具	見込量	322	325	328
	実績値	282	294	316
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1	1	1
	実績値	0	2	0

■第5期計画期間における利用見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具		2	2	2
自立生活支援用具		9	9	9
在宅療養等支援用具		6	6	6
情報・意思疎通支援用具		2	2	2
排泄管理支援用具		325	325	325
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		1	1	1

④移動支援事業【必須事業】

屋外での移動が困難な障がいのある人などを対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、知的障がいのある人、精神障がいのある人での利用が、見込みを大きく上回りましたが、全体ではほぼ見込みどおりの時間でした。
- ・第5期計画期間においては、第4期計画期間と同程度の利用を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／年）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がいのある人	見込量	18	18	18	3,456	3,456
	実績値	24	25	16	3,053	2,913.5
知的障がいのある人	見込量	10	10	10	1,246	1,246
	実績値	14	18	12	2198	1,966.5
精神障がいのある人	見込量	5	5	5	326	326
	実績値	8	9	8	639	744.5
障がいのある児童	見込量	7	7	7	339	339
	実績値	6	2	1	276	6.5
合計	見込量	40	40	40	5,367	5,367
	実績値	52	54	37	6,166	5,631
						6,462

※平成 29 年度実績値は、年間見込値

■第5期計画期間における利用見込量

障がい種別	利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障がいのある人	25	25	25	2,914	2,914	2,914
知的障がいのある人	18	18	18	1,967	1,967	1,967
精神障がいのある人	9	9	9	745	745	745
障がいのある児童	3	4	5	144	192	240
合計	55	56	57	5,770	5,818	5,866

⑤地域活動支援センター機能強化事業【必須事業】

地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、地域活動支援センターⅢ型の利用実績は、概ね見込どおりとなっています。
- ・第5期計画期間においては、第4期計画期間と同程度の利用を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業	設置か所数	見込量	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人／月)	見込量	5	5	5
		実績値	2	5	6
機能強化事業	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	見込量	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人／月)	見込量	5	5	5
		実績値	2	5	6

■第5期計画期間における利用見込量

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業	設置か所数	1	1	1	
	利用者数(人／月)	5	5	6	
機能強化事業	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	1	1	1
		利用者数(人／月)	5	5	6

⑥日中一時支援事業【任意事業】

介護者等が介護できない状態のため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人又は障がいのある児童を対象に、日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を支援します。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、**増加傾向**にあり、平成29年度は見込みを上回っています。
- ・第5期計画期間においては、**更なる増加**を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業（人日／月）	見込量	13	15	17
	実績値	10	13	19

■第5期計画期間における利用見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業（人日／月）	見込量	20	21	22
	実績値			

②訪問入浴事業【任意事業】

在宅において入浴することが困難な重度身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し清潔の保持、心身機能の向上を図ります。

【第5期計画の見込量】

- ・第5期計画期間においては、現状程度で推移すると見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴事業（人日／月）	見込量	6	6	6
	実績値	4	4	4

■第5期計画期間における利用見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴事業（人日／月）	見込量	4	4	5
	実績値			

③その他の事業

その他の事業については、特に見込量を計上せずに、身体障害者用自動車改造費助成金交付については、随時利用希望者で申請要件が合致する障がいのある人を対象に助成します。

スポーツ大会等は、スポーツ交流等の機会を設け参加を呼びかけていきます。

i) 身体障害者用自動車改造費助成金交付

障がいのある人（一定の条件があります。）を対象に、障がいのある人が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成します。

ii) スポーツ大会等

障がいのある人のいきがいと社会参加を促進するため、スポーツ交流等を促進します。

【地域生活支援事業の確保方策】

○必須事業・任意事業ともに各事業について、必要な人が必要な事業を利用できるよう事業内容の充実を図り、更なる周知に努めます。

第5章 障がい児福祉計画

5-1 障がい児福祉計画の成果目標の設定

本計画では、児童の健やかな育成のために、平成32年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値（成果目標）を設定します。3つの成果目標の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第4期における実績等に応じて設定します。

- (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等
- (2) 医療的ニーズへの対応
- (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	○国の「基本指針」では、平成32年度末までに各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。 ○圏域での設置を含めて、平成32年度末までに設置を検討。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	○国の「基本指針」では、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

(2) 医療的ニーズへの対応

項目	数値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する		○国の「基本指針」では、平成32年度末までに各市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所のを少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
児童発達支援事業所	1か所	○地域での設置を含めて、平成32年度末までに設置を検討。
放課後デイサービス	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	○国の「基本指針」では、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ○地域での設置を含めて、平成30年度末までに設置を検討。

(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

本町は、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

5 – 2 障がい児支援等の見込量及び確保の方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保の方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障がい児 支援等	障がい児通所支援	児童発達支援	
		医療型児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		居宅訪問型児童発達支援【新規】	
	障がい児相談支援	障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助	
	障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	※府が行うもの
子ども・ 子育て支援等	その他	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	
		保育所・幼稚園・認定こども園における発達支援児の利用	

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期障がい福祉計画（以下「第4期計画」）期間においては、利用者数は減少し、利用者数は見込量を下回りまわりましたが、平成27年度は利用時間が見込量を上回っています。
- ・第1期障がい児福祉計画（以下、「第1期計画」）期間においては、一時的に利用者数が減少しているものの、ニーズが高まることが予想されることから、一定の利用を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	見込量	9	9	9	81	81	81
	実績値	6	4	4	91	60	76

■第1期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援		9	9	9	81	81	81

②医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療も行います。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、平成27年度は1人の利用がありましたが、平成28年度の利用はありませんでした。
- ・第1期計画期間においては、2人の利用を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型 児童発達支援	見込量	2	2	2	27	27	27
医療型児童発達支援	実績値	1	0	0	10	0	0

■第1期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援		2	2	2	27	27	27

③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育とあいまって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。学校授業終了後や休業日に生活能力の向上や社会との交流促進のために必要なサービスを提供します。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、利用者数・利用時間ともに増加し、見込量を大きく上回っています。
- ・第1期計画期間においては、今後もニーズが高まることが予想されることから、増加を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放 課 後 等 デイサービス	見込量	15	15	15	160	160	160
	実績値	21	26	37	294	385	555

■第1期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス		37	38	39	555	570	585

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【第5期計画の見込量】

- ・第4期計画期間においては、利用はありませんでした。
- ・第1期計画期間においては、1人の利用を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援（回／月）	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0

■第1期計画期間における見込量（計画）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援（回／月）		1	1	1

⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するため外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

【第5期計画の見込量】

- ・新規事業であることから、第1期計画期間の初年度からの供給体制の整備が困難であることから、平成32年度からの利用を見込むものとします。

■第1期計画期間における利用見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援（回／月）		0	0	1

(2) 相談支援

① 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【第5期計画の見込量】

- ・第1期計画期間においては、平成27年度から29年度の実績やニーズを踏まえ、利用の増加を見込みます。

■第4期計画期間における見込量と実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援（回／月）	見込量	2	2	2
	実績値	6	2	4

■第1期計画期間における利用見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児相談支援（回／月）	4	4	5

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされました。

平成32年度までに配置に向けた検討をします。

(3) 児童入所支援

①福祉型児童入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。（府が実施主体です。）

②医療型児童入所支援

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行います。（府が実施主体です。）

【障がい児福祉サービス見込み量の確保方策】

- 幼少期からの早期療育が重要であるため、保健センター・児童発達支援事業実施機関等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。
- 放課後等デイサービスは、支援が必要な児童の生活能力の向上等が図れるよう事業所や医療機関等との連携を密にし、質の向上及び量の拡充に努めます。

5 – 3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、幼稚園及び認定こども園について、障がい児の受入れ体制が整備されるよう、子育て分野と連携して取り組みます。

5 – 4 障がいのある児童が利用可能な障がい福祉サービス等

障がい者（18歳以上）を対象とした指定障がい福祉サービス等のうち、障がい児が利用可能である主なサービスとして次のサービスがあります。

①指定障がい福祉サービス

- ・訪問系サービス：居宅介護・行動援護・重度障がい者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス：短期入所

②地域生活支援事業

(必須事業)

- ・相談支援事業
 - ・日常生活用具給付等事業
 - ・移動支援事業
- (任意事業)
- ・日中一時支援

第6章 計画の推進と進行管理

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 国、大阪府、近隣市町との連携

本計画の内容は、町単独で対応できないものも含まれています。

国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

(3) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、大阪府に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

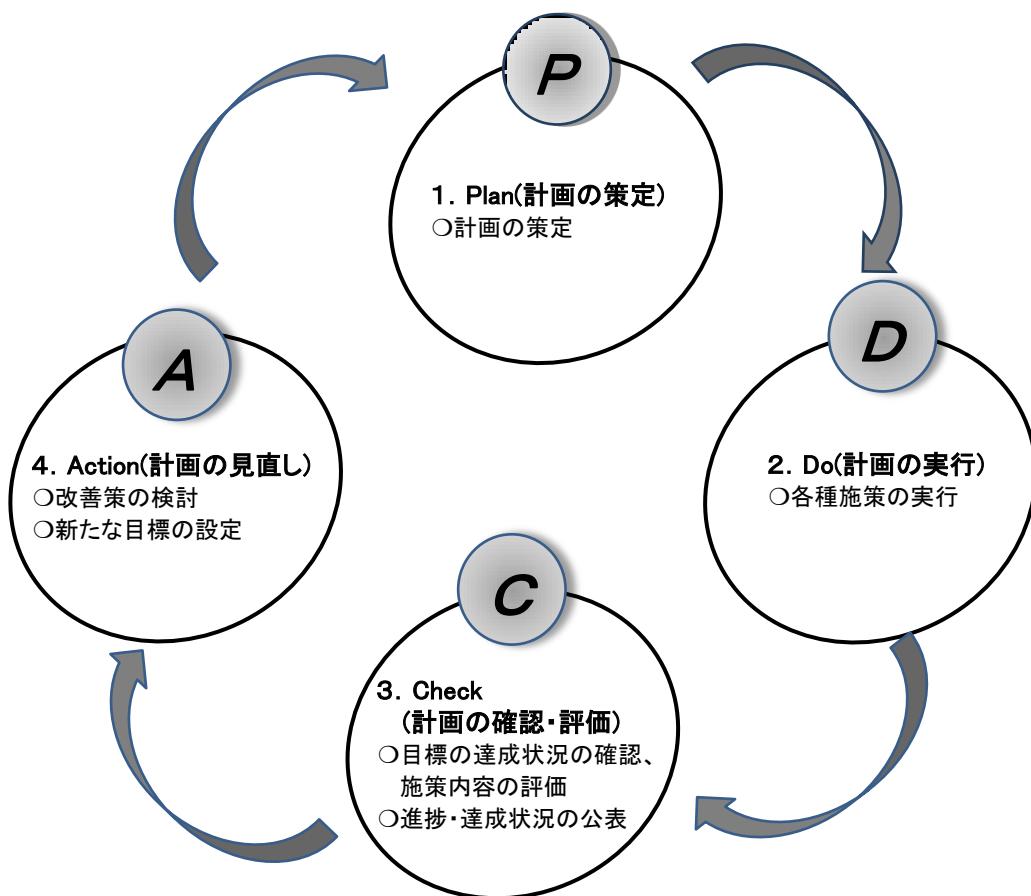
(4) 制度の周知・啓発

障がい福祉制度や障がい福祉サービス等については、その内容を正しく理解しておく必要があり、本計画の内容はもとより、制度やサービスについての周知・啓発は不可欠です。利用者本人だけなく、家族や支援者等に対して、あらゆる機会や媒体を通じた継続的な周知・啓発を進めます。

(5) P D C A サイクルによる計画の点検及び評価

本計画の点検・評価については、国や大阪府の基本指針等に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

■ P D C A サイクルによる計画の進行管理



資料1：アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の対象：各種障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者、障がい児通所支援支給決定者を対象に実施しました。

②調査期間：平成29年10月

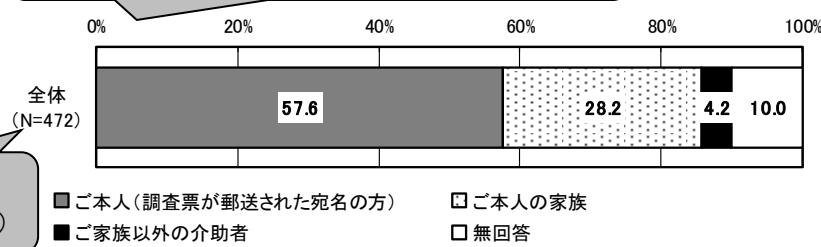
③調査方法：郵送による配布・回収により実施。

④配布・回収結果

	配布数	回収数（率）	
障がい者（18歳以上）	1,066票	472票	44.3%
障がい児（18歳未満）	65票	21票	32.3%

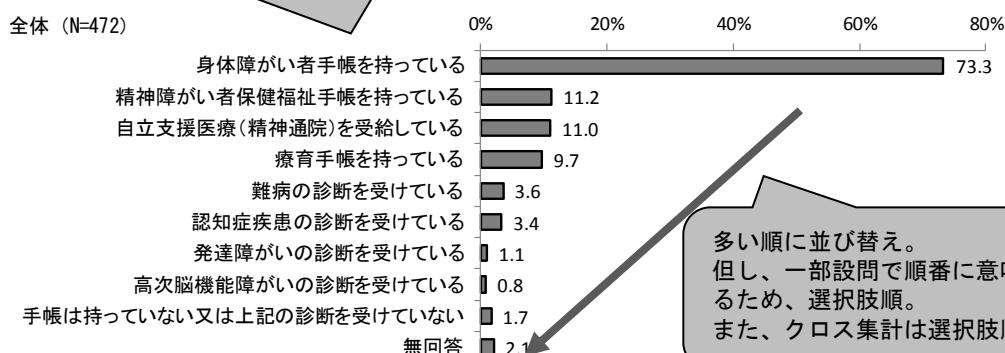
②グラフ・集計表の見方

帯グラフは、単数回答（SA）<1つに○>



N (n) は、回答者数（母数）

横棒グラフは、複数回答（MA）<○はいくつでも>
※一部の単数回答設問では棒グラフで表示。



1. グラフのN (n)は、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。限定設問で、回答者の一部を集計したものは全体の数と異なります。
2. 割合は、N (n)に対する各回答数の百分率（%）です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記し、1人の回答者が1つの回答をする設問では、100.0%とならない場合があります。
3. グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

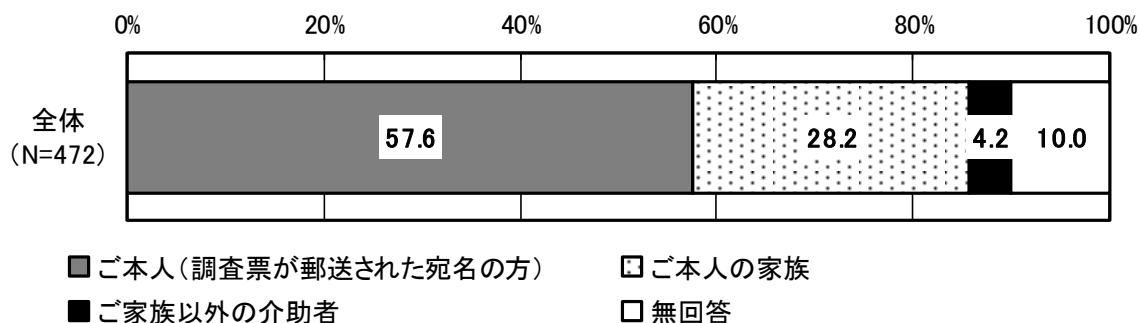
1 - 1 障がい者（18歳以上）アンケート調査

(1) 回答者や家族の状況

①調査の回答者

問1 答えいただくのは、どなたですか。(○は1つ)

- 「ご本人（調査票が郵送された宛名の方）」が57.6%と最も多く、次いで「ご本人の家族」が28.2%、「ご家族以外の介助者」が4.2%です。
- 「ご本人」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が60.1%、「知的障がい」が23.9%、「精神障がい」が64.6%、です。

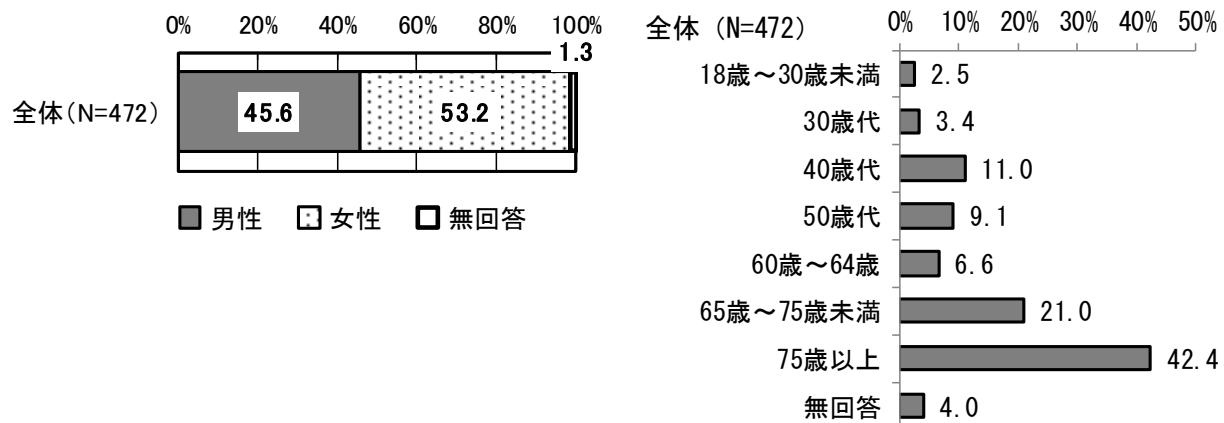


	回答者数	ご本人 (調査票が郵送さ れた宛名の方)	ご本人の家族	ご家族以外の介 助者	無回答
全 体	472件	57.6%	28.2%	4.2%	10.0%
手 診 断 名 は 難 病	身体障がい	346件	60.1%	27.5%	3.5%
	知的障がい	46件	23.9%	54.3%	10.9%
	精神障がい	82件	64.6%	24.4%	1.2%
	難病	17件	64.7%	29.4%	0.0%
年 齢	18歳～39歳	28件	60.7%	35.7%	0.0%
	40歳～64歳	126件	65.9%	21.4%	2.4%
	65歳～74歳	99件	67.7%	23.2%	3.0%
	75歳以上	200件	49.5%	34.5%	6.5%

②本人や家族の状況

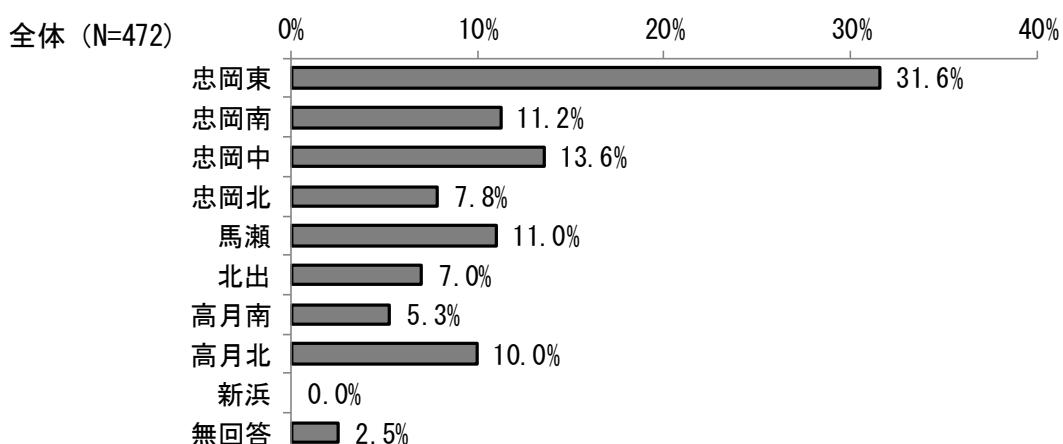
問2 性別・年齢（平成29年10月1日現在）をお答えください。（○は1つ・数値を記入）

- 「男性」が45.6%、「女性」が53.2%です。
- 「75歳以上」が42.4%と最も多く、次いで「65歳～75歳未満」が21.0%、「40歳代」が11.0%、「50歳代」が9.1%の順です。



問3 あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つ）

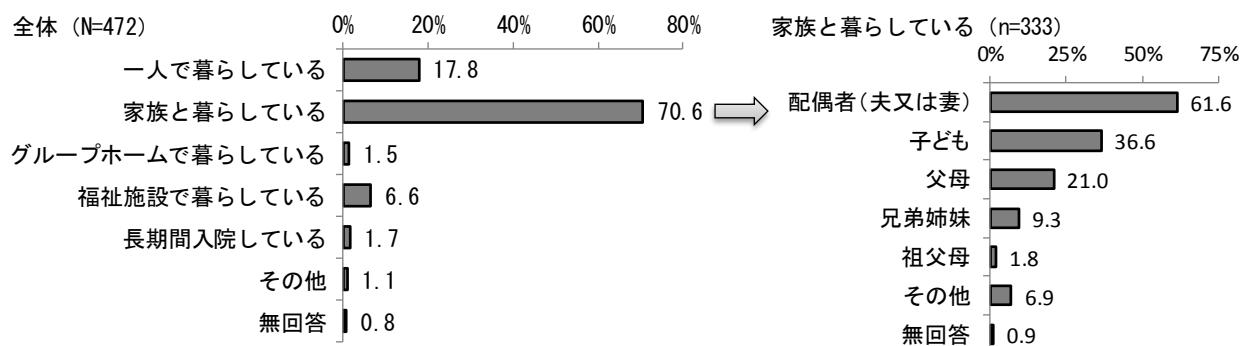
- 「忠岡東」が31.6%と最も多く、次いで「忠岡中」が13.6%、「忠岡南」が11.2%、「馬瀬」が11.0%の順です。



問4 現在どのように暮らしていますか。(○は1つ)

問4-1 一緒に暮らしている人は、どなたですか。(○はいくつでも)

- 「家族と暮らしている」が 70.6%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が 17.8%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が 6.6%、「長期間入院している」が 1.7%の順です。
- 一緒に暮らしている人は、「配偶者（夫又は妻）」が 61.6%と最も多く、次いで「子ども」が 36.6%、「父母」が 21.0%、「兄弟姉妹」が 9.3%の順です。

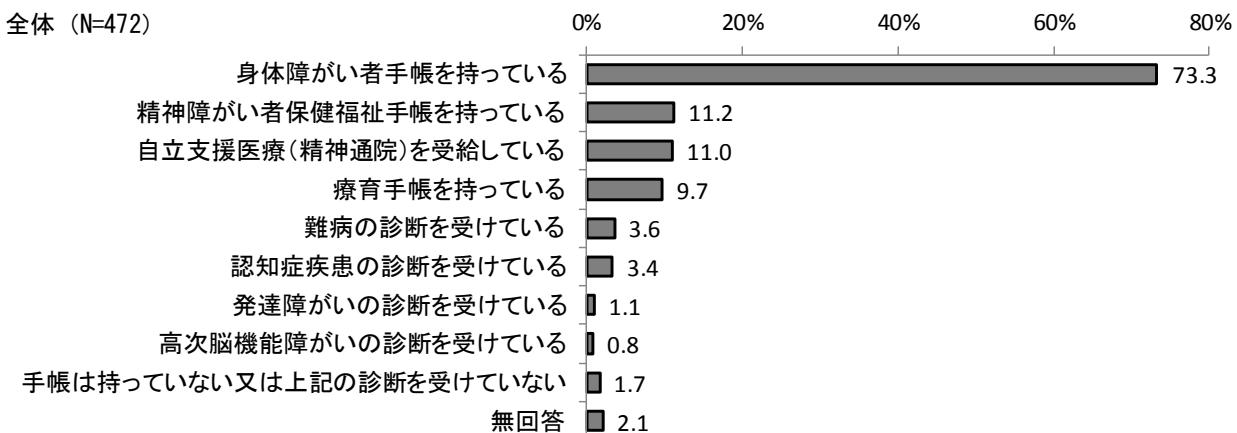


(2) 手帳や診断の状況

①手帳の種類・診断

問5 お持ちの手帳又は受けている診断名などについてお答えください。(○はいくつでも)

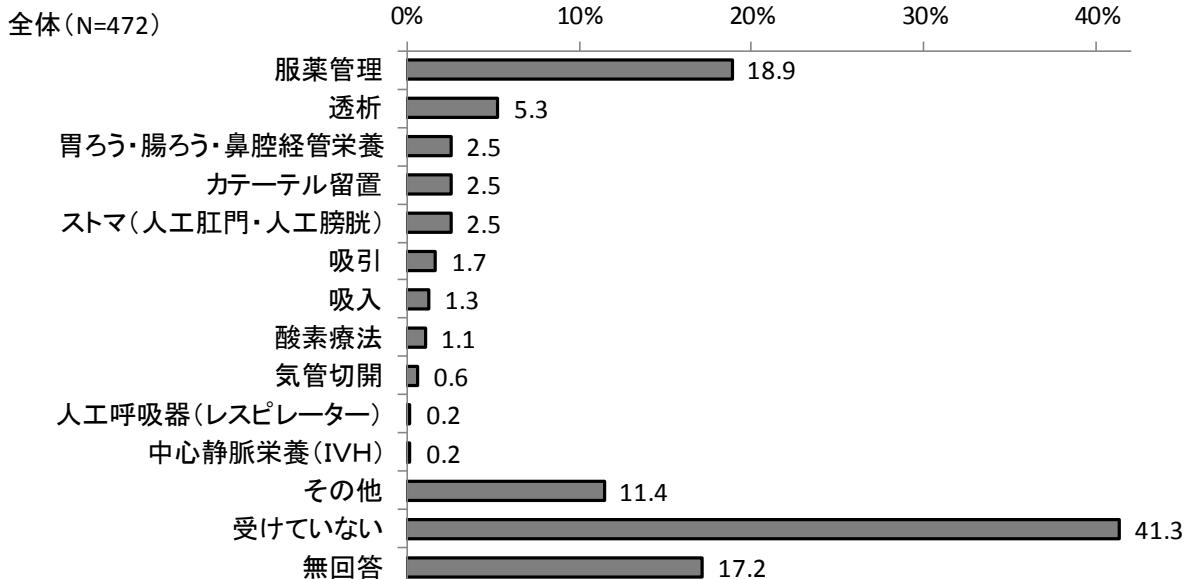
- 「身体障がい者手帳を持っている」が 73.3%と最も多く、次いで「精神障がい者保健福祉手帳を持っている」が 11.2%、「自立支援医療（精神通院）を受給している」が 11.0%、「療育手帳を持っている」が 9.7%の順です。



②医療ケアの状況

問6 現在、あなたは医療ケアを受けていますか。(○はいくつでも)

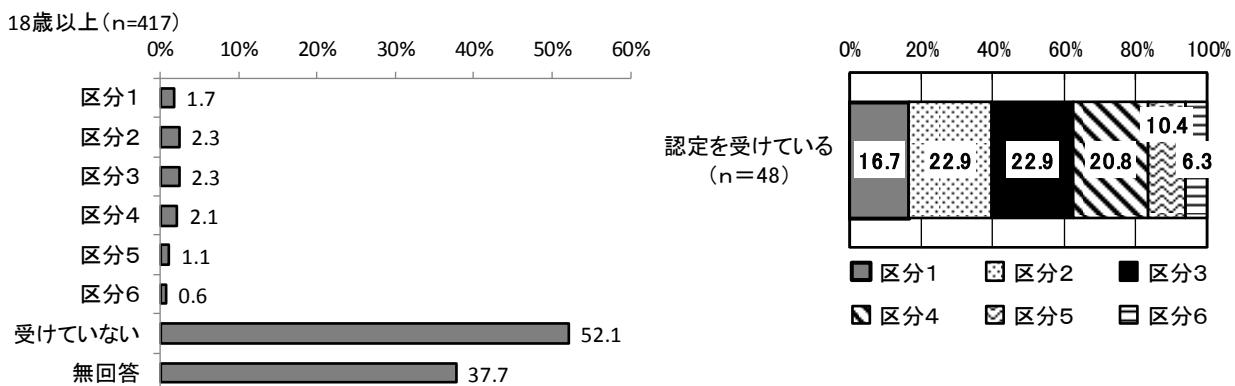
- 「服薬管理」が 18.9%、「透析」が 5.3%、「胃ろう・腸ろう・鼻腔経管栄養」「カテーテル留置」「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」がともに 2.5%です。
- 「受けていない」が 41.3%です。



③障がい支援区分・介護保険の要介護認定の状況

問7 障がい支援区分の認定を受けていますか。(○は1つ)

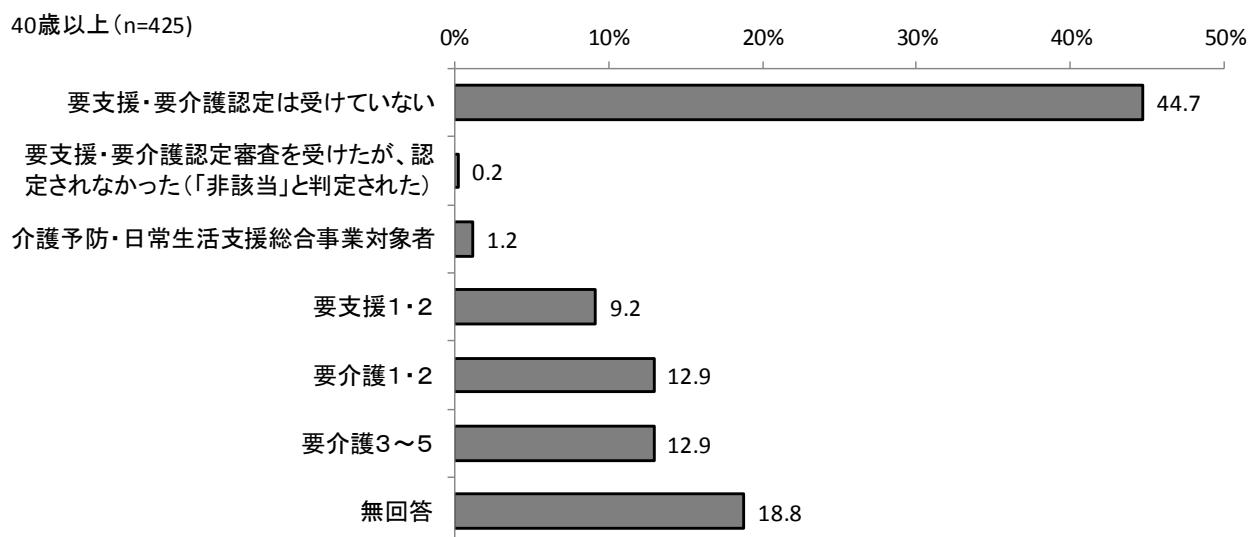
- 「区分2」「区分3」がともに 2.3%（認定を受けている人の 22.9%）、「区分4」が 2.1%（同 20.8%）の順です。
- 「受けていない」が 52.1%とです。



【40歳以上の方にうかがいます。】

問8 あなたは介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか。(10月1日現在) (○は1つ)

- 「要介護1・2」「要介護3～5」がともに12.9%、「要支援1・2」が9.2%の順です。
- 「要支援・要介護認定は受けていない」は全体（40歳以上）では44.7%です。年齢別にみると、「40～64歳」が64.3%、「65～74歳」が53.5%、「75歳以上」が28.0%です。



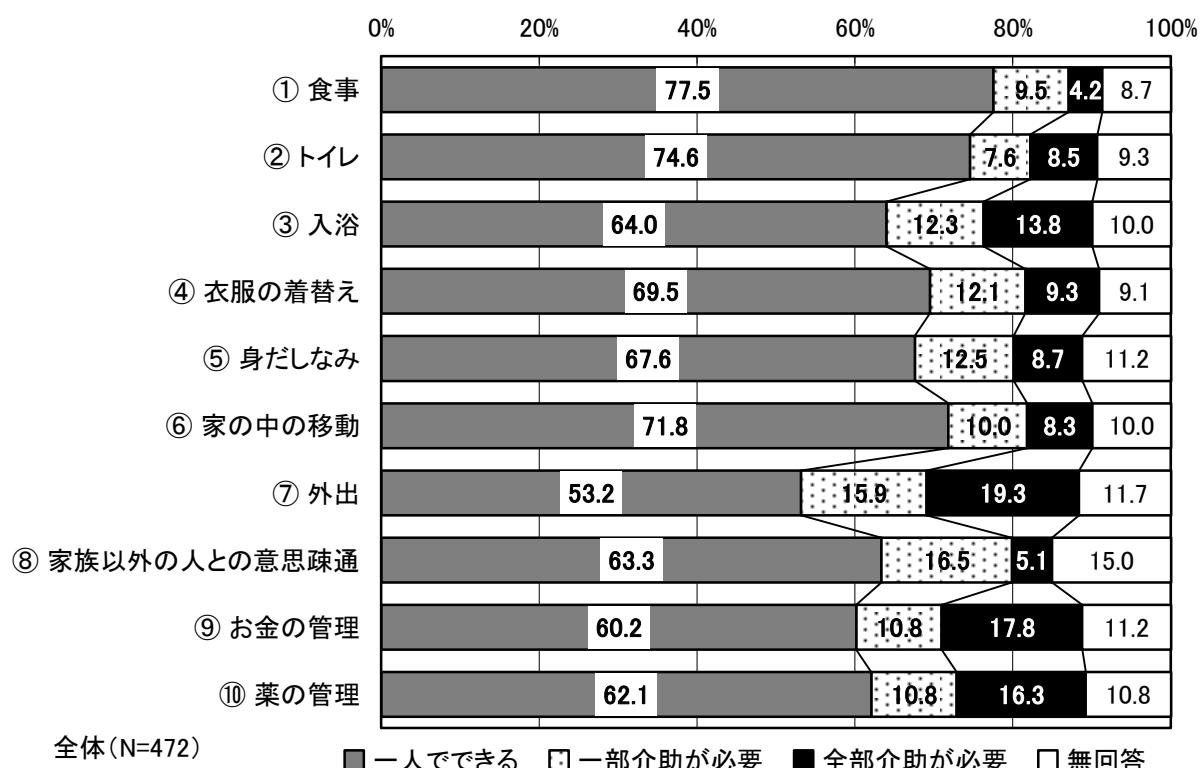
	回答者数	要支援・要介護認定は受けていない	要支援・要介護認定審査を受けたが、認定されなかった	介護予防・日常生活支援総合事業対象者	要支援1・2	要介護1・2	要介護3～5	無回答
全 体	425件	44.7%	0.2%	1.2%	9.2%	12.9%	12.9%	18.8%
手帳名又は診断名	身体障がい	330件	43.0%	0.3%	0.9%	10.3%	15.2%	14.8%
	知的障がい	27件	37.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.9%
	精神障がい	72件	59.7%	0.0%	4.2%	6.9%	5.6%	20.8%
	難病	16件	18.8%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	31.3%
年齢	40歳～64歳	126件	64.3%	0.0%	2.4%	1.6%	1.6%	3.2%
	65歳～74歳	99件	53.5%	0.0%	0.0%	3.0%	15.2%	11.1%
	75歳以上	200件	28.0%	0.5%	1.0%	17.0%	19.0%	20.0%

(3) 日常の介助や支援の状況

①日常生活における介助の状況

問9 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。(それぞれ○は1つ)

- 「ひとりでできる」割合が低いのは、「外出」が53.2%と最も低く、次いで「お金の管理」が60.2%、「薬の管理」が62.1%、「家族以外の人との意思疎通」が63.3%、「入浴」が64.0%となっています。
- 外出について「一人でできる」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が51.7%、「知的障がい」が37.0%、「精神障がい」が65.9%です。
- 家族以外の人との意思疎通について、「一人でできる」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が63.6%、「知的障がい」が37.0%、「精神障がい」が74.4%です。



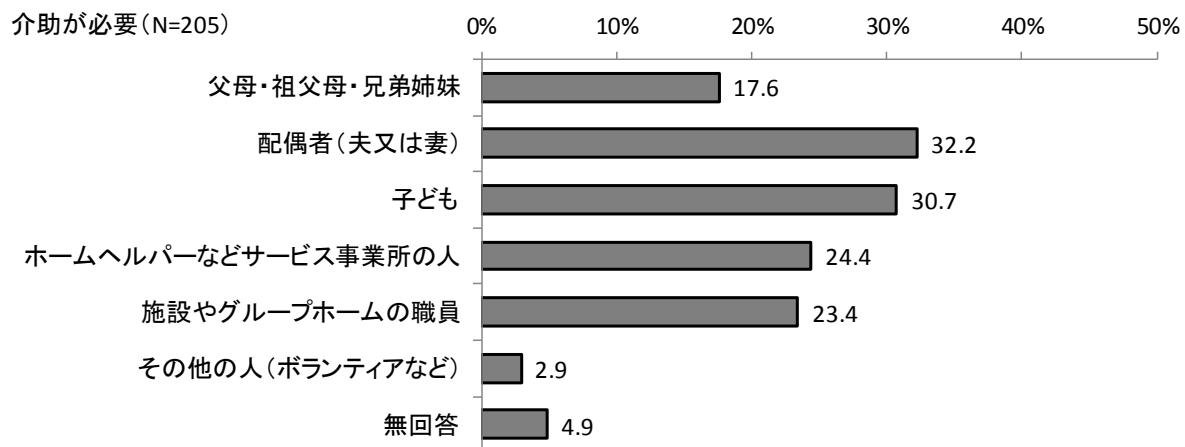
	回答者数	⑦外出				⑧家族以外の人との意思疎通			
		一人でできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答	一人でできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	472件	53.2%	15.9%	19.3%	11.7%	63.3%	16.5%	5.1%	15.0%
手 帳	346件	51.7%	15.3%	22.0%	11.0%	63.6%	16.8%	4.6%	15.0%
診 断	46件	37.0%	32.6%	21.7%	8.7%	37.0%	32.6%	15.2%	15.2%
名 又	82件	65.9%	14.6%	7.3%	12.2%	74.4%	11.0%	1.2%	13.4%
は 難 病	17件	17.6%	23.5%	47.1%	11.8%	41.2%	35.3%	11.8%	11.8%

②主な介助者の状況

【問9で「2 一部介助が必要」又は「3 全部介助が必要」と答えた方】

問9－1 介助してくれる方は主に誰ですか。(○はいくつでも)

- 介助が必要な人(205人)の介助者は、「配偶者(夫又は妻)」が32.2%と最も多く、次いで「子ども」が30.7%、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」が24.4%、「施設やグループホームの職員」が23.4%の順です。

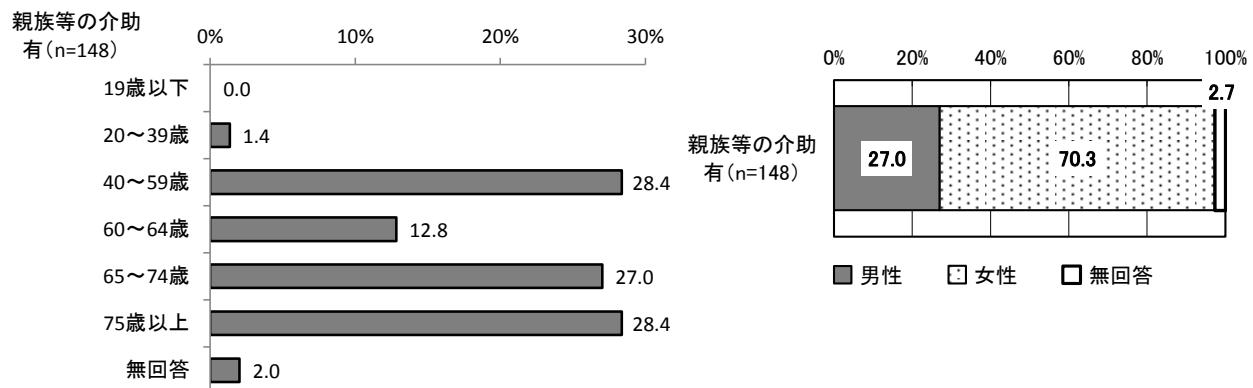


問9－2 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態などをお答えください。

(1) 主に介助してくれる方の年齢(平成29年10月1日現在) (○は1つ)

(2) 主に介助してくれる方の性別(○は1つ)

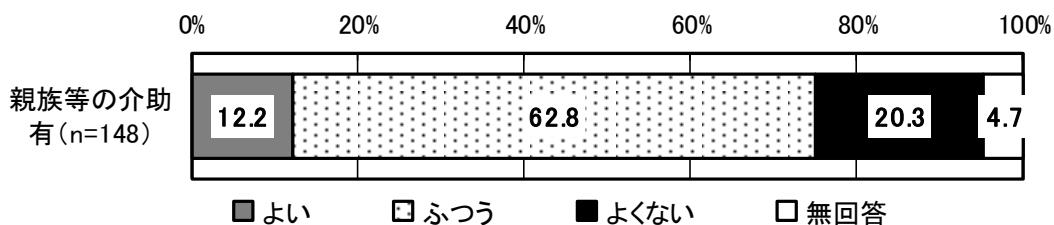
- 主な家族介助者の年齢は、「40~59歳」が28.4%と最も多く、次いで「75歳以上」が28.4%、「65~74歳」が27.0%、「60~64歳」が12.8%の順です。
- 性別は、「女性」が70.3%、「男性」が27.0%です。



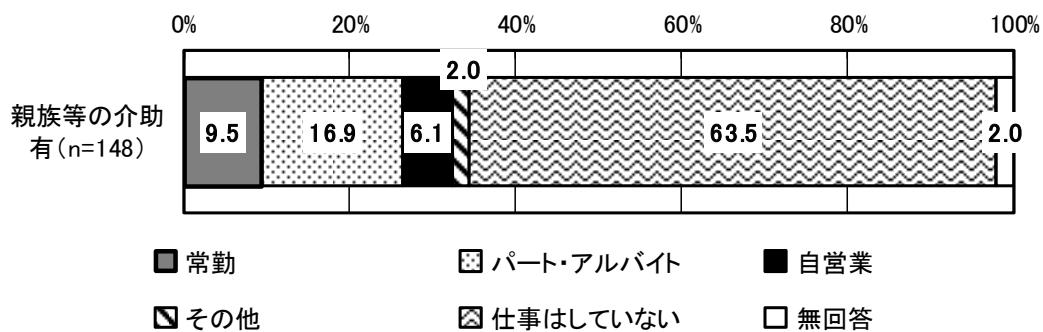
(3) 主に介助してくれる方の健康状態（○は1つ）

(4) 主に介助をしてくれる家族の方は、現在、お仕事をお持ちですか。（○は1つ）

- 「ふつう」が62.8%と最も多く、次いで「よくない」が20.3%、「よい」が12.2%です。

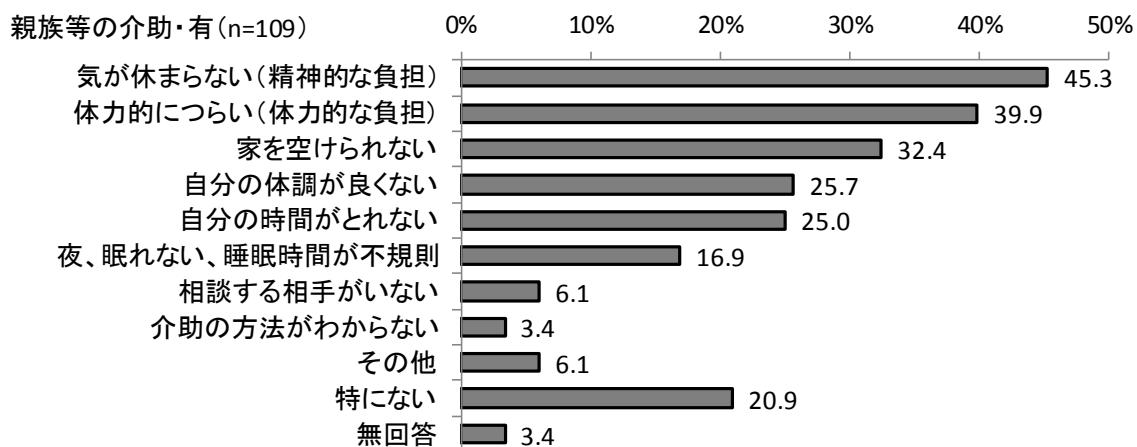


- 「仕事はしていない」が63.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」が16.9%、「常勤」が9.5%、「自営業」が6.1%の順です。



(5) 主に介助をしてくれる家族の方におたずねの上、ご記入ください。ご家族などが支援をするうえで、悩みに感じることは何ですか。（○はいくつでも）

- 「気が休まらない（精神的な負担）」が45.3%と最も多く、次いで「体力的につらい（体力的な負担）」が39.9%、「家を空けられない」が32.4%、「自分の体調が良くない」が25.7%、「自分の時間がとれない」が25.0%の順です。

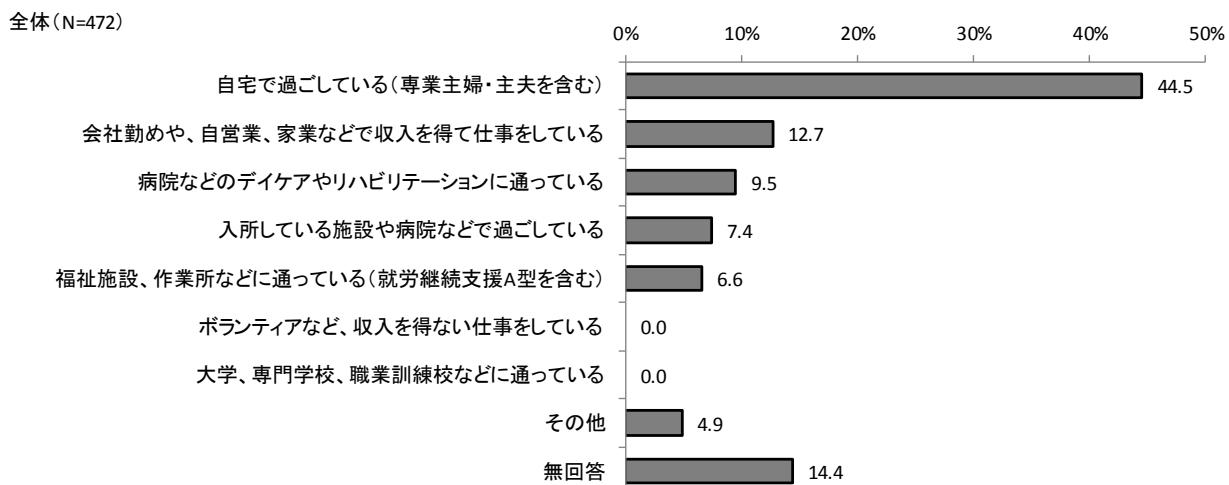


(4) 日中の過ごし方や仕事の状況

①日中の過ごし方

問10 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

- 「自宅で過ごしている（専業主婦・主夫を含む）」が44.5%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が12.7%、「病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている」が9.5%、「入所している施設や病院などで過ごしている」が7.4%の順です。
- 「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合を年齢区分別にみると、「18歳～39歳」が28.6%、「40～64歳」が25.4%、「65～74歳」が10.1%です。



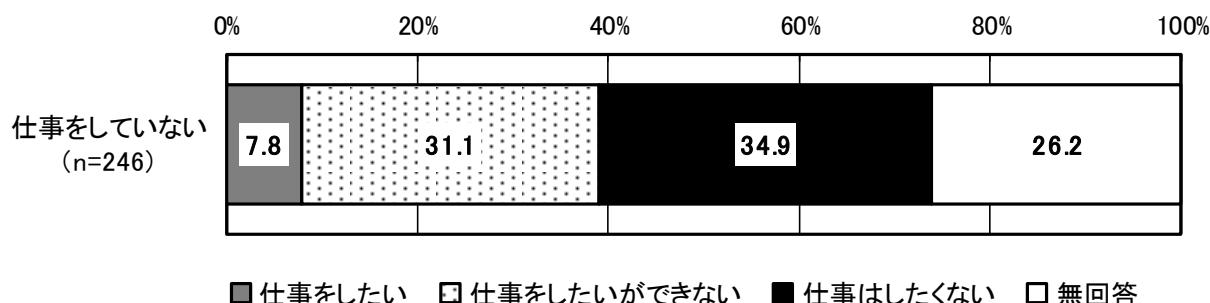
	回答者数	仕家会事業社をな勤しどめてやい収、る入自を當得業て、	い入ボるを得ンなテい仕ア事なをどし、て收	むへ専業で主過婦ご・し主て夫いをる含	続に福支通祉つ設Aて設型い、をる作業主へ業舍む就所ー労な継ど	通り病つハ院てビなりどるテのーデシイヨケンニアニヤ	院入な所どして過いごして設施いやる病	る訓大練學校、な専門に学通校つ、て職い業	その他	無回答
全 体	472件	12.7%	0.0%	44.5%	6.6%	9.5%	7.4%	0.0%	4.9%	14.4%
診断名又は 手帳名	身体障がい	346件	13.3%	0.0%	47.4%	2.9%	10.4%	6.4%	0.0%	5.5%
	知的障がい	46件	13.0%	0.0%	10.9%	47.8%	2.2%	10.9%	0.0%	4.3%
	精神障がい	82件	11.0%	0.0%	43.9%	6.1%	12.2%	6.1%	0.0%	4.9%
	難病	17件	11.8%	0.0%	52.9%	5.9%	11.8%	5.9%	0.0%	5.9%
年齢	18歳～39歳	28件	28.6%	0.0%	25.0%	28.6%	0.0%	7.1%	0.0%	3.6%
	40歳～64歳	126件	25.4%	0.0%	34.9%	11.9%	6.3%	5.6%	0.0%	2.4%
	65歳～74歳	99件	10.1%	0.0%	55.6%	2.0%	11.1%	4.0%	0.0%	3.0%
	75歳以上	200件	3.5%	0.0%	49.0%	1.5%	13.0%	10.5%	0.0%	8.0%

②就労状況・意向

【問10で「2」～「8」とお答えの方】

問10-1 あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つ)

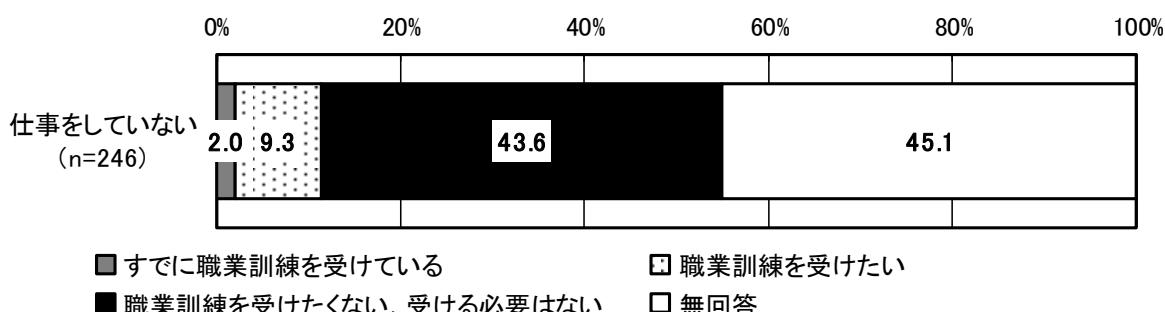
- 「仕事をしたくない」が34.9%と最も多く、次いで「仕事をしたいができない」が31.1%、「仕事をしたい」が7.8%です。
- 「仕事をしたい」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が5.6%、「知的障がい」が22.9%、「精神障がい」が11.7%です。



	回答者数	仕事をしたい	仕事をしたいができない	仕事をしたくない	無回答
全 体	344件	7.8%	31.1%	34.9%	26.2%
診断名又は 手帳名	身体障がい	251件	5.6%	31.1%	38.6%
	知的障がい	35件	22.9%	25.7%	14.3%
	精神障がい	60件	11.7%	40.0%	25.0%
	難病	14件	7.1%	35.7%	21.4%
年齢	18歳～39歳	18件	33.3%	50.0%	11.1%
	40歳～64歳	77件	18.2%	46.8%	22.1%
	65歳～74歳	75件	2.7%	28.0%	36.0%
	75歳以上	164件	1.8%	23.8%	43.3%

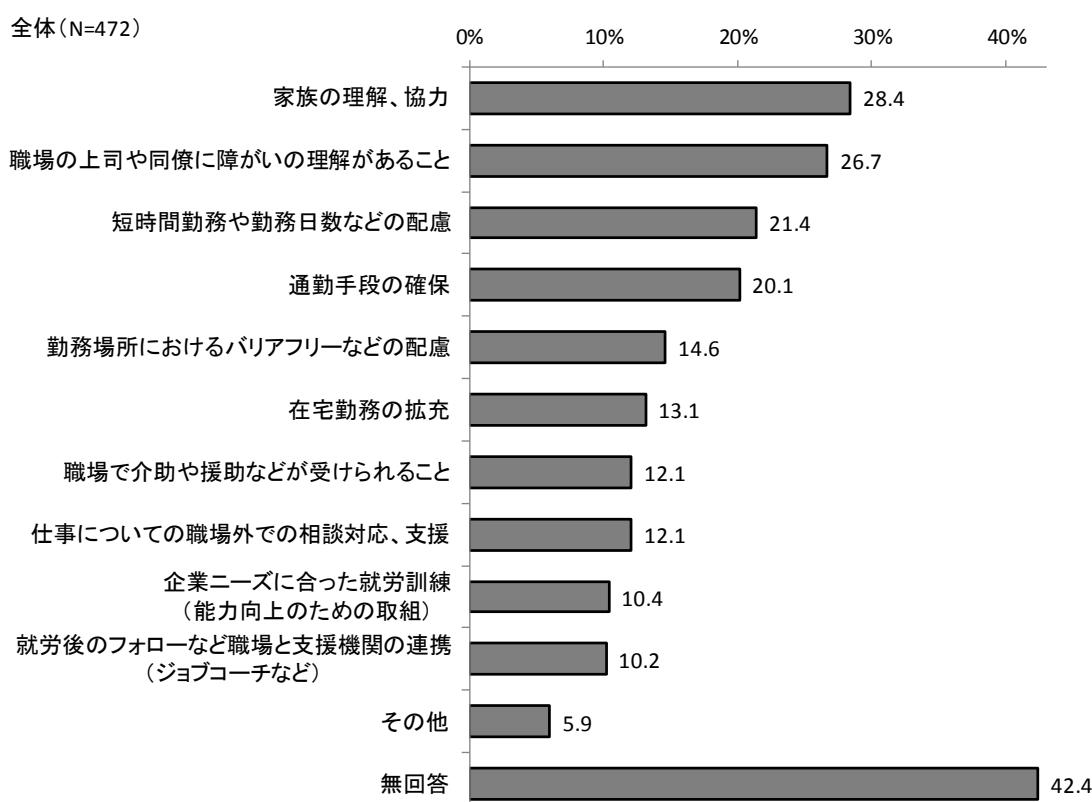
問10-2 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(○は1つ)

- 「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が43.6%と最も多く、次いで「職業訓練を受けたい」が9.3%、「すでに職業訓練を受けている」が2.0%です。



**問11 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(○はいくつでも)**

- 「家族の理解、協力」が28.4%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が26.7%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が21.4%、「通勤手段の確保」が20.1%の順です。
- 「仕事についての職場外での相談対応、支援」は全体では12.1%です。障がい種別にみると、「身体障がい」が8.7%、「知的障がい」が23.9%、「精神障がい」が15.9%です。



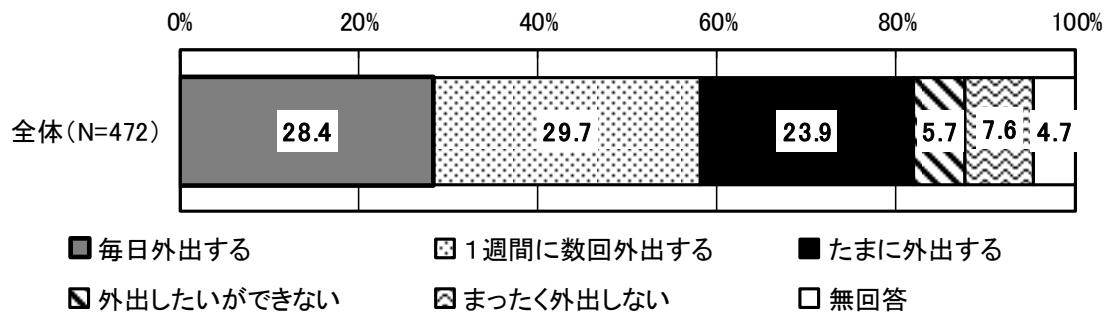
	回答者数	通勤手段の確保	ア勤務リ場所などにおける配慮パリ	な短時間配勤務や勤務日数	在宅勤務の拡充	が職場の理解司がやある同僚こにと障	が職場で介助されるや援助となど	職場で介助されや援助となど	就労ヨと後援のコ機オチの連など	め労企の訓練ニー組へ一能ズ力に向合のたた就	で仕事に相談対応しての支職場外	家族の理解、協力	その他	無回答
全 体	472件	20.1%	14.6%	21.4%	13.1%	26.7%	12.1%	10.2%	10.4%	12.1%	28.4%	5.9%	42.4%	
診断名又は難病	身体障がい	346件	19.4%	15.6%	17.9%	12.4%	22.8%	10.7%	7.8%	9.0%	8.7%	29.2%	6.1%	44.5%
	知的障がい	46件	21.7%	8.7%	23.9%	4.3%	30.4%	19.6%	17.4%	8.7%	23.9%	34.8%	2.2%	37.0%
	精神障がい	82件	28.0%	14.6%	36.6%	19.5%	40.2%	12.2%	17.1%	15.9%	15.9%	24.4%	7.3%	30.5%
	難病	17件	23.5%	11.8%	29.4%	5.9%	23.5%	0.0%	5.9%	11.8%	23.5%	29.4%	11.8%	41.2%
年齢	18歳～39歳	28件	46.4%	17.9%	42.9%	28.6%	64.3%	28.6%	32.1%	21.4%	32.1%	53.6%	0.0%	17.9%
	40歳～64歳	126件	27.8%	16.7%	34.1%	18.3%	43.7%	15.9%	16.7%	15.1%	20.6%	29.4%	4.0%	29.4%
	65歳～74歳	99件	15.2%	16.2%	21.2%	13.1%	23.2%	7.1%	7.1%	7.1%	10.1%	21.2%	6.1%	46.5%
	75歳以上	200件	15.5%	13.0%	10.5%	9.0%	12.5%	10.0%	5.0%	7.0%	5.0%	29.0%	7.5%	51.5%
性別	男性	215件	19.1%	14.4%	21.9%	13.0%	31.2%	10.7%	12.6%	10.2%	10.2%	28.8%	5.1%	40.5%
	女性	251件	21.1%	15.1%	21.1%	13.1%	23.1%	13.1%	8.4%	10.4%	13.5%	27.5%	6.4%	43.8%

(5) 外出の状況

①外出の頻度・手段

問12 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つ)

- 「1週間に数回外出する」が29.7%と最も多く、次いで「毎日外出する」が28.4%、「たまに外出する」が23.9%、「まったく外出しない」が7.6%の順です。

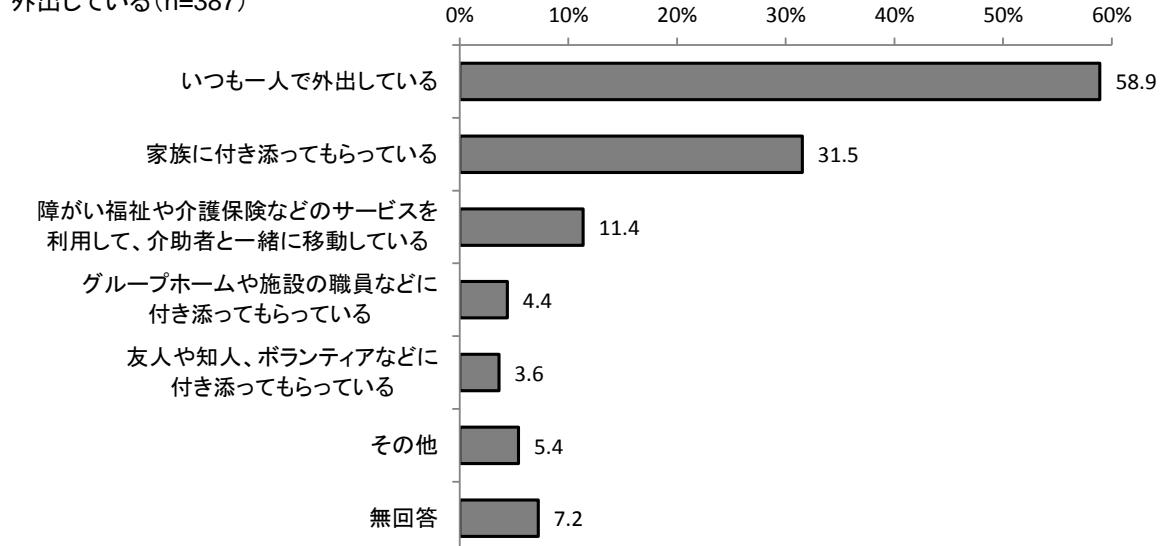


【問12で「1」～「3」(外出する)とお答えの方】

問12-1 外出するとき、どのようにしていますか。(○はいくつでも)

- 「いつも一人で外出している」が58.9%と最も多く、次いで「家族に付き添ってもらっている」が31.5%、「障がい福祉や介護保険などのサービスを利用して、介助者と一緒に移動している」が11.4%の順です。
- 「障がい福祉や介護保険などのサービスを利用して、介助者と一緒に移動している」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が13.6%、「知的障がい」が15.8%、「精神障がい」が5.6%です。

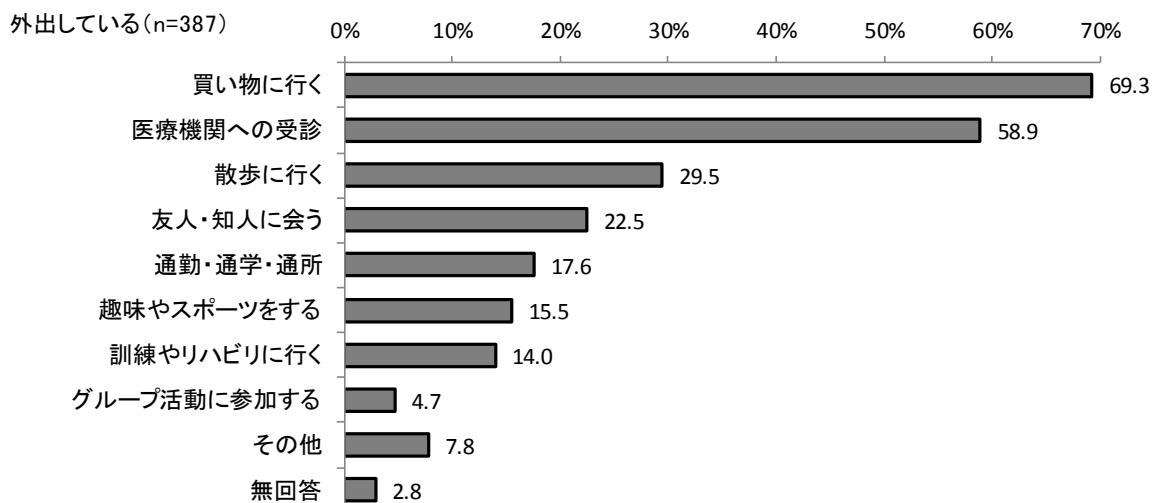
外出している(n=387)



	回答者数	いつも一人で外出している	家族に付き添つてもらつ	ア友人などやいに知る付人、添ボつらてんもテイ	してど障て、のがい介サいる助一福者ビ祉とスや一を介緒利護に用保移し運動な	ら職員グルーピングにホ付一きム添やつ施て設もの	その他	無回答
全 体	387件	58.9%	31.5%	3.6%	11.4%	4.4%	5.4%	7.2%
診断名は 手 診 断 又 は 名	身体障がい	280件	57.9%	32.5%	3.2%	13.6%	3.2%	5.7%
	知的障がい	38件	47.4%	36.8%	5.3%	15.8%	15.8%	2.6%
	精神障がい	72件	66.7%	25.0%	4.2%	5.6%	5.6%	8.3%
	難病	10件	30.0%	50.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%
年齢	18歳～39歳	26件	61.5%	53.8%	11.5%	7.7%	0.0%	3.8%
	40歳～64歳	113件	69.9%	20.4%	2.7%	6.2%	6.2%	11.5%
	65歳～74歳	88件	62.5%	33.0%	5.7%	6.8%	5.7%	6.8%
	75歳以上	147件	47.6%	35.4%	2.0%	19.0%	2.0%	5.4%

問12-2 どのような目的で外出することが多いですか。(○はいくつでも)

- 「買い物に行く」が 69.3%と最も多く、次いで「医療機関への受診」が 58.9%、「散歩に行く」が 29.5%、「友人・知人に会う」が 22.5%の順です。
- 「医療機関への受診」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が 61.4%、「知的障がい」が 31.6%、「精神障がい」が 66.7%です。

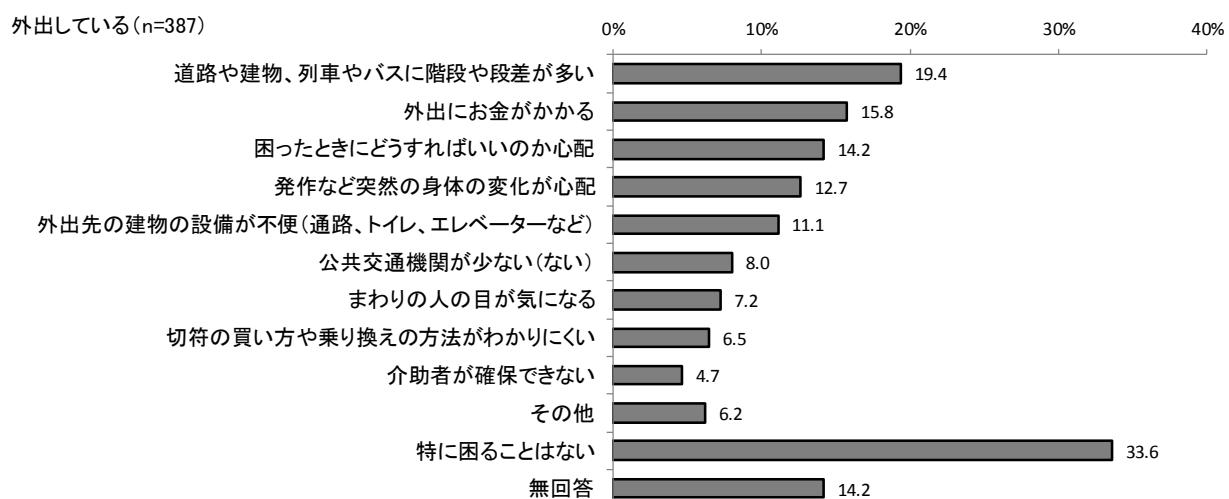


		回答者数	通勤・通学	通所	訓練やリハビリ	受診医療機関への	買い物に行く	友人・知人に会う	スポーツをする	グループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答
全 体		387件	17.6%	14.0%	58.9%	69.3%	22.5%	15.5%	4.7%	29.5%	7.8%	2.8%	
診断名又は 手帳名	身体障がい	280件	14.6%	16.4%	61.4%	66.1%	21.4%	14.3%	3.9%	29.6%	7.1%	2.5%	
	知的障がい	38件	52.6%	7.9%	31.6%	65.8%	18.4%	13.2%	2.6%	26.3%	7.9%	5.3%	
	精神障がい	72件	16.7%	9.7%	66.7%	80.6%	25.0%	19.4%	4.2%	27.8%	5.6%	4.2%	
	難病	10件	20.0%	0.0%	60.0%	60.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	
年齢	18歳～39歳	26件	61.5%	3.8%	46.2%	73.1%	30.8%	15.4%	7.7%	15.4%	3.8%	3.8%	
	40歳～64歳	113件	32.7%	12.4%	49.6%	79.6%	25.7%	19.5%	2.7%	29.2%	6.2%	1.8%	
	65歳～74歳	88件	9.1%	10.2%	63.6%	73.9%	25.0%	20.5%	6.8%	35.2%	5.7%	2.3%	
	75歳以上	147件	2.7%	19.0%	64.6%	59.2%	17.7%	10.9%	4.8%	28.6%	9.5%	3.4%	

②外出の際に困ること

問12－3 外出の際に困ることは何ですか。(○はいくつでも)

- 「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」が19.4%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が15.8%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が14.2%、「発作など突然の身体の変化が心配」が12.7%の順です。
- 一方、「特に困ることはない」は33.6%です。
- 「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が11.1%、「知的障がい」が26.3%、「精神障がい」が25.0%です。



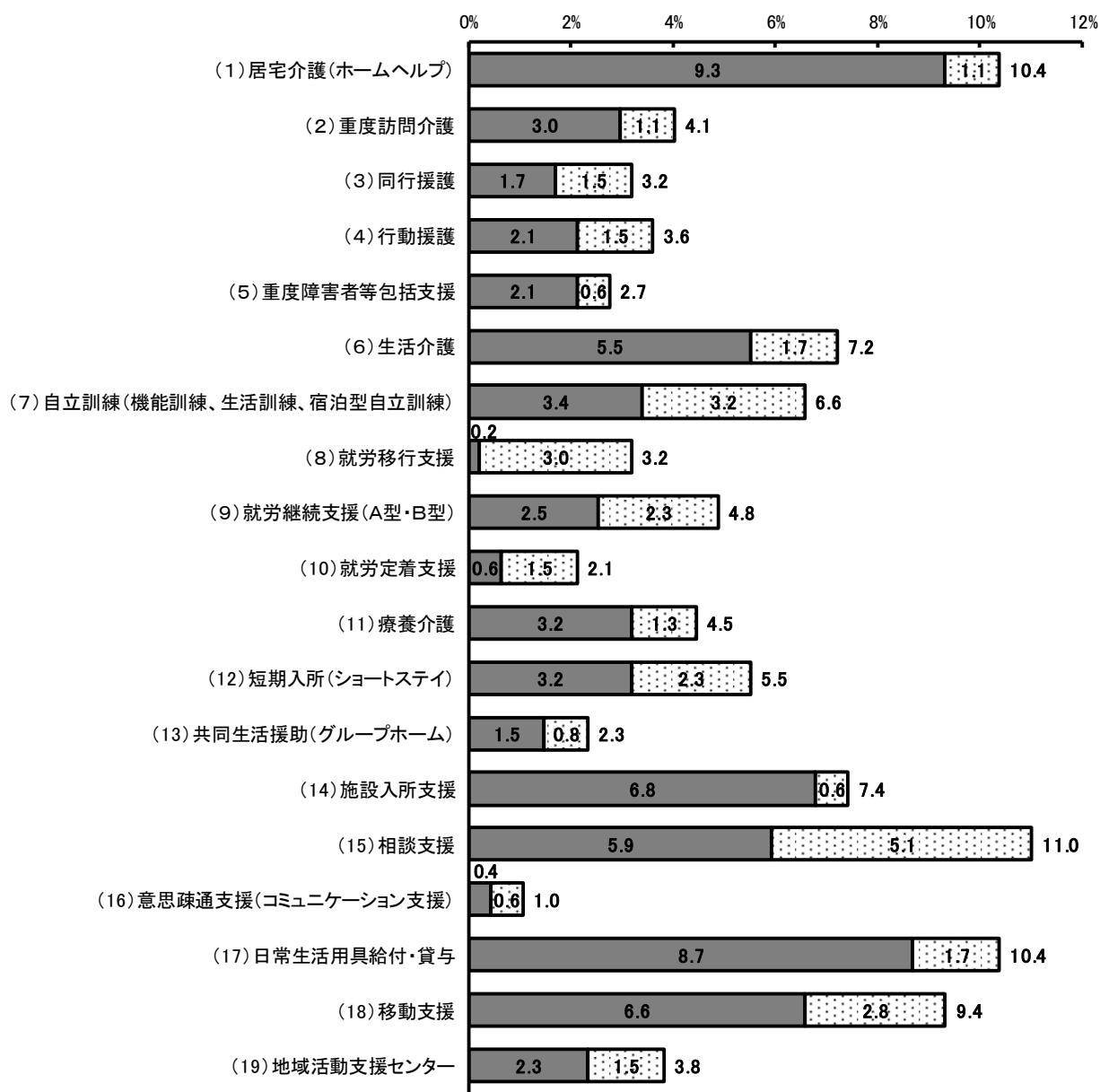
	回答者数	公共交通機関が少ない(ない)	段差路が多い建物、列車やバスに階段や	わざり符の買い方や乗り換えの方法が	路外、外出トイのレ、物のエレベー	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	まわりの人の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	心配	困ったときにどうすればいいのか	その他	特に困ることはない	無回答
全 体	387件	8.0%	19.4%	6.5%	11.1%	4.7%	15.8%	7.2%	12.7%	14.2%	6.2%	33.6%	14.2%	
診断名 手帳名又は 難病	身体障がい	280件	8.9%	23.6%	5.0%	12.5%	3.9%	11.4%	4.6%	11.8%	11.1%	6.4%	35.7%	14.3%
	知的障がい	38件	2.6%	7.9%	18.4%	7.9%	13.2%	15.8%	5.3%	13.2%	26.3%	2.6%	18.4%	23.7%
	精神障がい	72件	5.6%	8.3%	6.9%	4.2%	6.9%	29.2%	19.4%	20.8%	25.0%	6.9%	31.9%	8.3%
	難病	10件	10.0%	30.0%	20.0%	20.0%	20.0%	30.0%	10.0%	20.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%
年齢	18歳～39歳	26件	0.0%	11.5%	15.4%	0.0%	7.7%	23.1%	23.1%	23.1%	26.9%	0.0%	26.9%	7.7%
	40歳～64歳	113件	5.3%	14.2%	4.4%	10.6%	4.4%	23.0%	13.3%	14.2%	15.0%	8.0%	34.5%	11.5%
	65歳～74歳	88件	5.7%	18.2%	4.5%	9.1%	4.5%	8.0%	5.7%	6.8%	9.1%	5.7%	37.5%	18.2%
	75歳以上	147件	12.9%	26.5%	6.8%	13.6%	4.1%	13.6%	1.4%	12.9%	14.3%	6.1%	32.0%	15.0%

(6) 障がい福祉サービスの利用状況・意向

①障がい福祉サービスの利用状況と利用意向

問13 あなたは次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。(それぞれ○は1つ)

- 「利用している」と「今すぐにでも利用したい」を合わせた割合は、「相談支援」が11.0%、「日常生活用具給付・貸与」「居宅介護(ホームヘルプ)」がともに10.4%、「移動支援」が9.4%です。



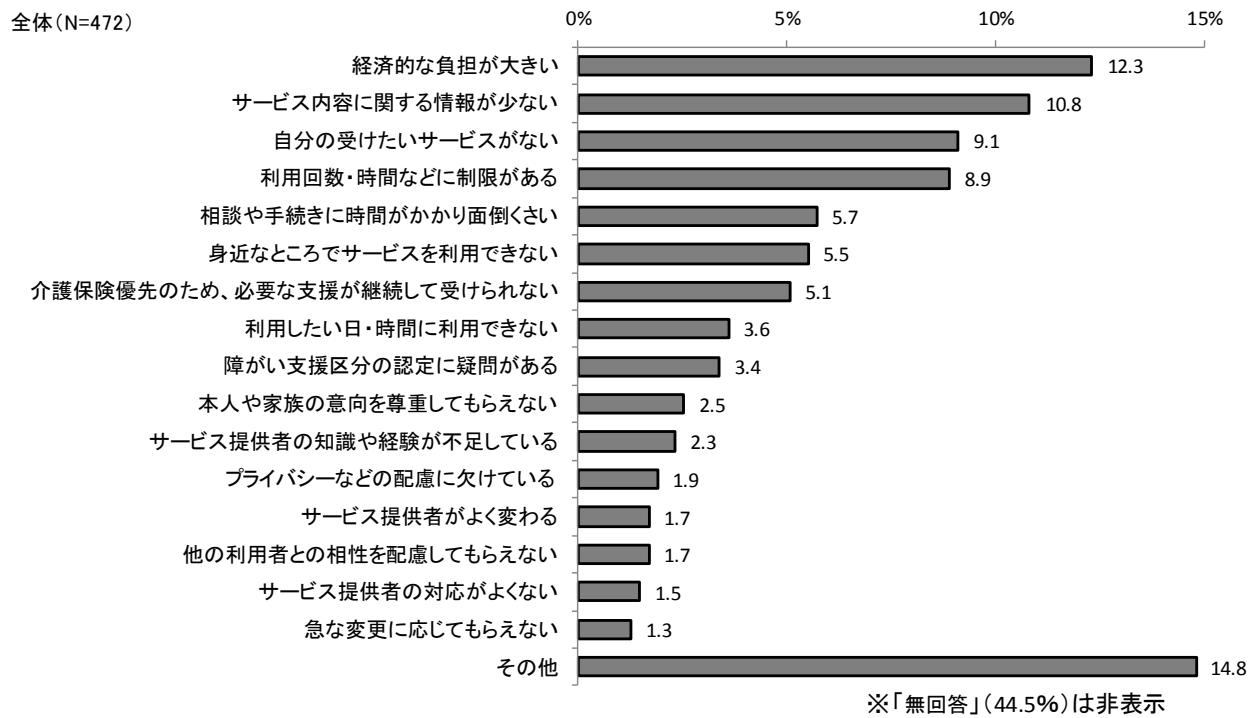
※「利用している」と「今すぐにでも利用したい」のみ表示

■ 利用している □ 今すぐにでも利用したい

②制度やサービスの満足度・充足度

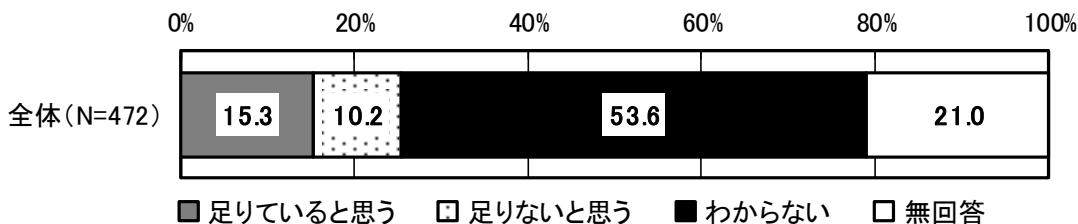
問14 障がい福祉サービスについて不満に思うことがありますか。(○はいくつでも)

- 「経済的な負担が大きい」が12.3%と最も多く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」が10.8%、「自分の受けたいサービスがない」が9.1%、「利用回数・時間などに制限がある」が8.9%の順です。



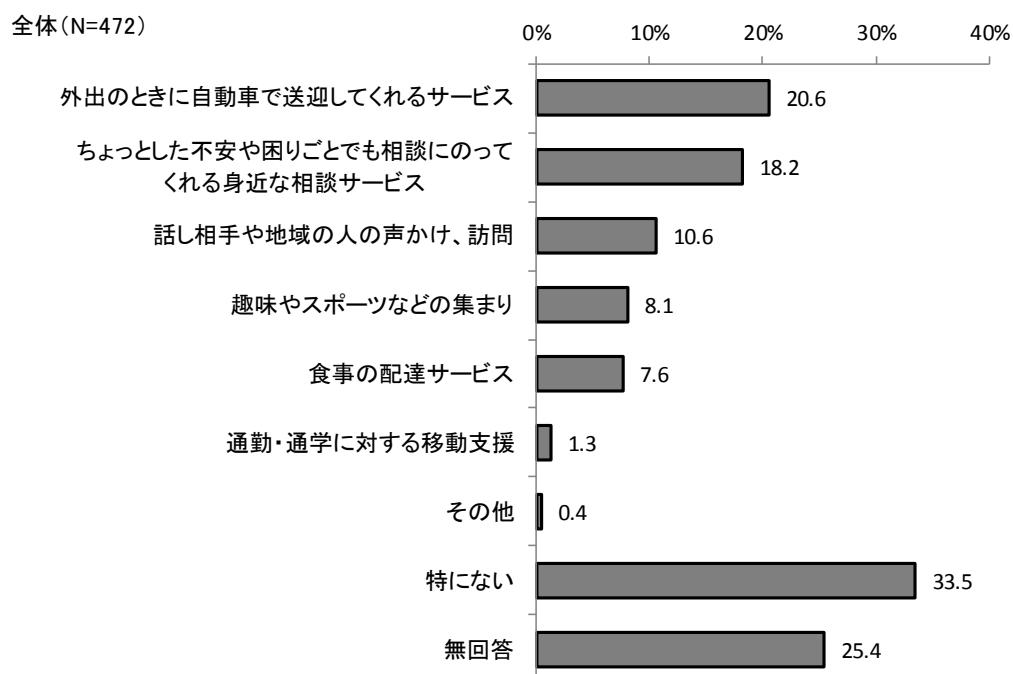
問15 地域で生活する上で、制度やサービスは足りていると思いますか。(○は1つ)

- 「わからない」が53.6%と最も多く、次いで「足りていると思う」が15.3%、「足りないと思う」が10.2%です。



問16 あなたしく生活するために、問13の制度やサービス以外に必要な支援はありますか。(○はいくつでも)

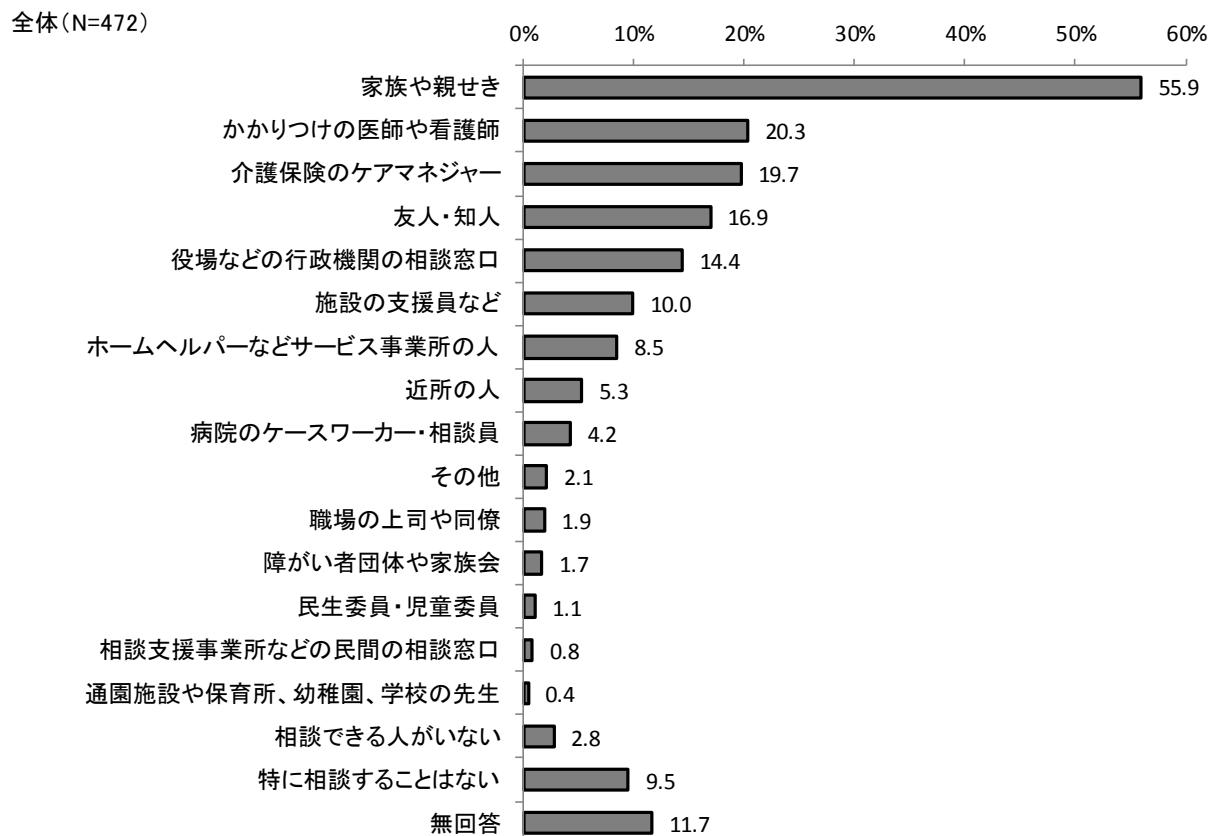
- ・「外出のときに自動車で送迎してくれるサービス」が20.6%と最も多く、次いで「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が18.2%、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問」が10.6%、「趣味やスポーツなどの集まり」が8.1%の順です。
- ・「特はない」は33.5%です。



(7) 相談や情報について

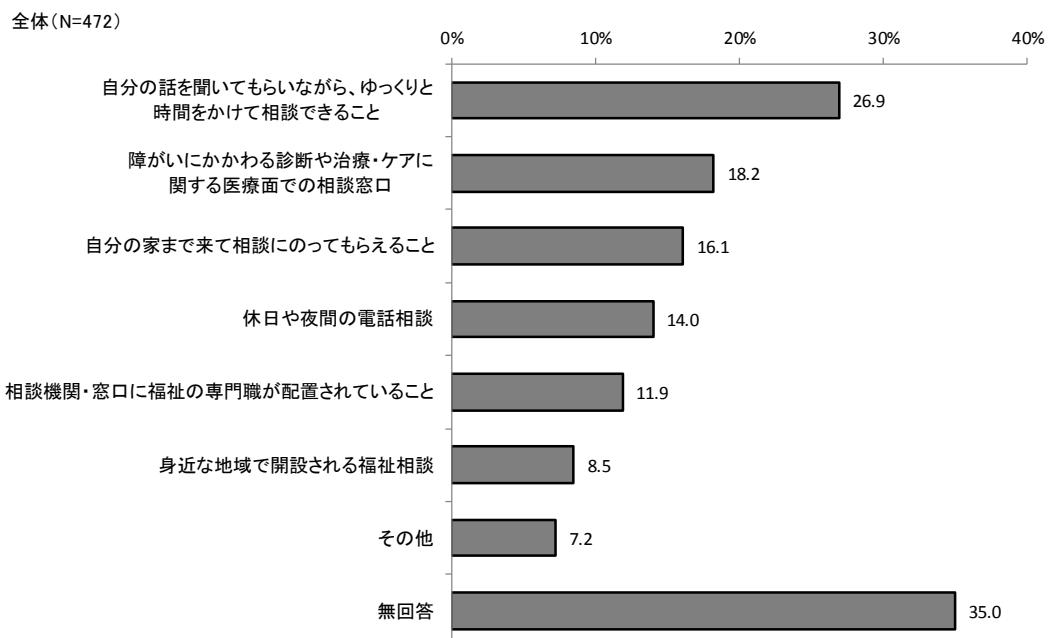
問17 困っていることや悩み、サービスのことなどを相談するのは誰、あるいはどこですか。(○はいくつでも)

- 「家族や親せき」が 55.9%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 20.3%、「介護保険のケアマネジャー」が 19.7%、「友人・知人」が 16.9%の順です。
- 「相談できる人がいない」が 2.8%です。また、「特に相談することはない」が 9.5%です。



問18 今後の相談支援体制について、どのようなことを希望しますか。(○はいくつでも)

- 「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」が26.9%と最も多く、次いで「障がいにかかる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」が18.2%、「自分の家まで来て相談にのってもらえること」が16.1%、「休日や夜間の電話相談」が14.0%の順です。
- 「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が22.8%、「知的障がい」が34.8%、「精神障がい」が42.7%と、特に「精神障がい」での割合が高くなっています。

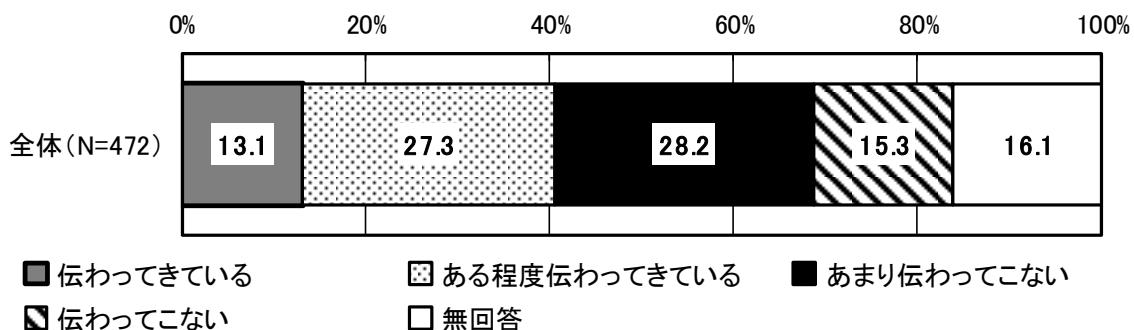


	回答者数	休日や夜間の電話相談	に自分の家まで来ること	る身近な地域で開設され	いの相談窓口	る時間などから話し相ついてゆく相談	医や障療が面接いで・にのケカ相アか談にわ窓関る口する	その他	無回答
全 体	472件	14.0%	16.1%	8.5%	11.9%	26.9%	18.2%	7.2%	35.0%
診断名又は 難病	身体障がい	346件	12.7%	16.2%	8.4%	9.8%	22.8%	18.5%	7.5%
	知的障がい	46件	8.7%	23.9%	10.9%	23.9%	34.8%	23.9%	2.2%
	精神障がい	82件	23.2%	18.3%	6.1%	14.6%	42.7%	17.1%	6.1%
	難病	17件	29.4%	29.4%	0.0%	11.8%	35.3%	29.4%	5.9%
年齢	18歳～39歳	28件	10.7%	14.3%	14.3%	21.4%	42.9%	28.6%	3.6%
	40歳～64歳	126件	21.4%	15.9%	11.1%	19.8%	34.1%	20.6%	5.6%
	65歳～74歳	99件	10.1%	16.2%	9.1%	7.1%	22.2%	18.2%	13.1%
	75歳以上	200件	12.0%	17.0%	6.0%	7.0%	23.0%	16.0%	6.0%

②福祉サービスや制度に関する情報について

問19 福祉サービスなどに関する情報は、伝わっていますか。(○は1つ)

- 「伝わってきてている」(13.1%)と「ある程度伝わってきてている」(27.3%)を合わせた割合は、40.4%です。一方、「あまり伝わってこない」(28.2%)と「伝わってこない」(15.3%)を合わせた割合は43.5%です。
- 「あまり伝わってこない」と「伝わってこない」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が44.5%、「知的障がい」が34.7%、「精神障がい」が41.5%です。

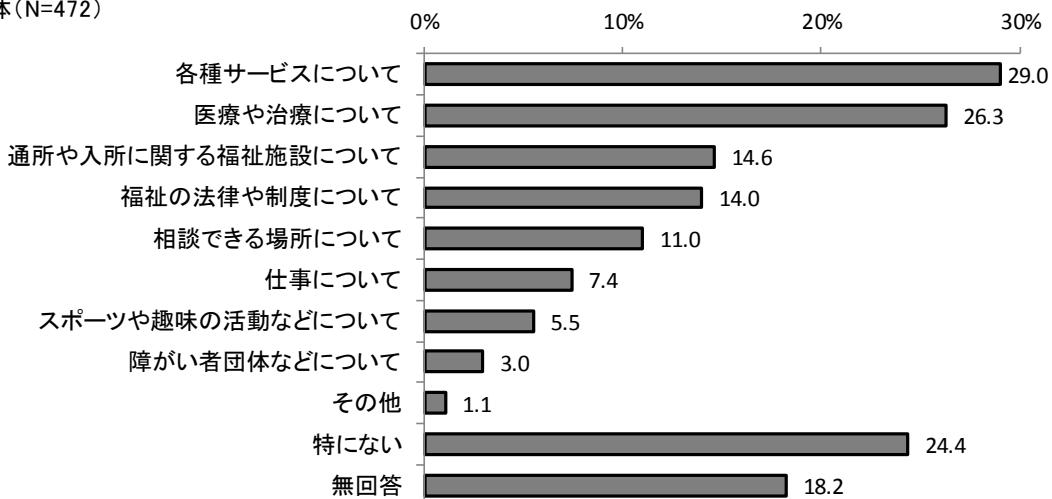


	回答者数	伝わってきてている	ある程度伝わってきてている	あまり伝わってこない	伝わってこない	無回答
全 体	472件	13.1%	27.3%	28.2%	15.3%	16.1%
診断名又は手帳名	身体障がい	346件	13.0%	26.3%	27.7%	16.8%
	知的障がい	46件	17.4%	28.3%	30.4%	4.3%
	精神障がい	82件	15.9%	30.5%	29.3%	12.2%
	難病	17件	11.8%	29.4%	17.6%	23.5%
						17.6%

問20 あなたに必要な情報はどのようなものですか。(○はいくつでも)

- 「各種サービスについて」が29.0%と最も多く、次いで「医療や治療について」が26.3%、「通所や入所に関する福祉施設について」が14.6%、「福祉の法律や制度について」が14.0%の順です。
- 「各種サービスについて」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が28.6%、「知的障がい」が19.6%、「精神障がい」が37.8%と、「精神障がい」での割合が高くなっています。また、年齢別にみると、「18~39歳」が39.3%、「40~64歳」が38.9%、「65~74歳」が27.3%、「75歳以上」が23.5%と、65歳未満での割合が高くなっています。

全体(N=472)



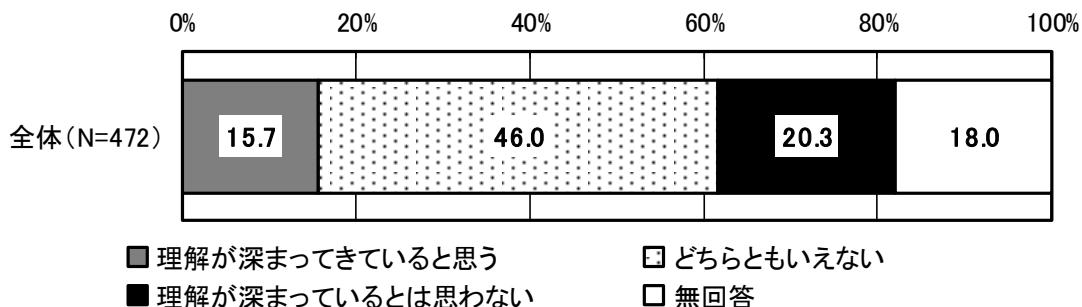
		回答者数	て各種サービスについて	福祉所や施設に入所について	医療や治療について	つ福祉の法律や制度について	い相談できる場所について	仕事について	動スなどにツつやい趣味の活	つ障がい者団体などに	その他	特にない	無回答
全 体		472件	29.0%	14.6%	26.3%	14.0%	11.0%	7.4%	5.5%	3.0%	1.1%	24.4%	18.2%
手 診 断 名 は ん	身体障がい	346件	28.6%	15.3%	28.3%	13.9%	9.0%	4.9%	4.9%	2.9%	0.9%	25.4%	17.3%
	知的障がい	46件	19.6%	23.9%	21.7%	13.0%	10.9%	13.0%	4.3%	2.2%	2.2%	17.4%	23.9%
	精神障がい	82件	37.8%	11.0%	26.8%	14.6%	22.0%	15.9%	7.3%	6.1%	2.4%	20.7%	14.6%
	難病	17件	17.6%	17.6%	47.1%	29.4%	11.8%	11.8%	11.8%	0.0%	0.0%	11.8%	17.6%
年 齢	18歳~39歳	28件	39.3%	21.4%	35.7%	32.1%	25.0%	25.0%	7.1%	10.7%	3.6%	10.7%	7.1%
	40歳~64歳	126件	38.9%	10.3%	28.6%	16.7%	16.7%	19.0%	7.9%	4.8%	1.6%	18.3%	18.3%
	65歳~74歳	99件	27.3%	13.1%	23.2%	10.1%	9.1%	2.0%	7.1%	0.0%	0.0%	36.4%	13.1%
	75歳以上	200件	23.5%	16.5%	26.5%	13.0%	7.0%	0.5%	3.0%	2.5%	1.0%	23.5%	22.0%

(8) 権利擁護について

①障がいのある人に対する理解や差別について

問21 あなたは、障がいのある人が地域で暮らしたり、就職などの社会参加について、一般の理解が深まっていると思いますか。(○は1つ)

- 「どちらともいえない」が46.0%と最も多く、次いで「理解が深まっているとは思わない」が20.3%、「理解が深まっていると思う」が15.7%です。
- 「理解が深まっているとは思わない」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が19.4%、「知的障がい」が19.6%、「精神障がい」が23.2%です。また、年齢別にみると、「18~39歳」が39.3%、「40~64歳」が23.0%、「65~74歳」が17.2%、「75歳以上」が14.0%と、年齢が低いほど割合が高くなっています。

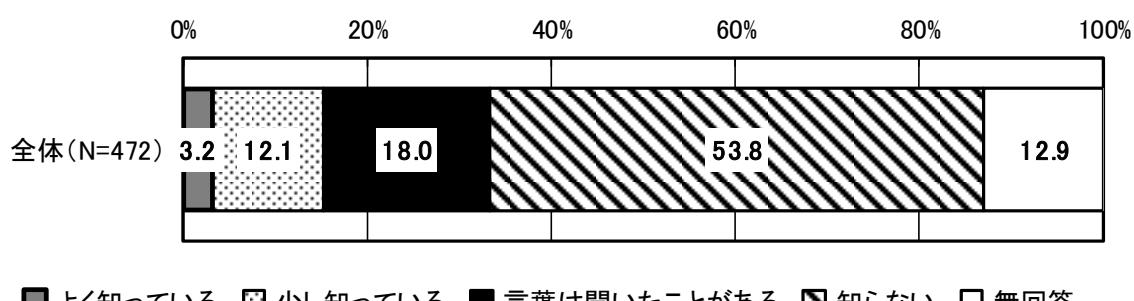


		回答者数	理解が深まっていると思う	どちらともいえない	理解が深まっているとは思わない	無回答
全 体		472件	15.7%	46.0%	20.3%	18.0%
手 診 断 名 は	身体障がい	346件	17.1%	46.0%	19.4%	17.6%
	知的障がい	46件	17.4%	45.7%	19.6%	17.4%
	精神障がい	82件	11.0%	52.4%	23.2%	13.4%
	難病	17件	17.6%	17.6%	35.3%	29.4%
年 齢	18歳~39歳	28件	7.1%	46.4%	39.3%	7.1%
	40歳~64歳	126件	11.1%	56.3%	23.0%	9.5%
	65歳~74歳	99件	16.2%	45.5%	17.2%	21.2%
	75歳以上	200件	20.0%	42.0%	14.0%	24.0%

問22 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法※）」が施行されたことをご存じでしたか。（○は1つ）

※行政機関などや民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを禁止しています。
また、障がいのある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことを義務付けています。

- ・「知らない」が53.8%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがある」が18.0%、「少し知っている」が12.1%、「よく知っている」が3.2%の順です。
- ・「知らない」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が52.9%、「知的障がい」が34.8%、「精神障がい」が67.1%と、「精神障がい」での割合が高く、「知的障がい」での割合が低くなっています。



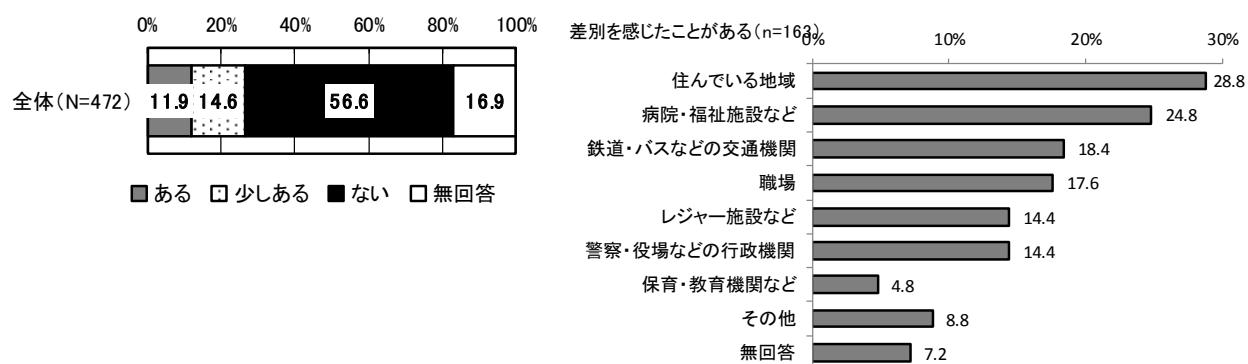
■ よく知っている □ 少し知っている ■ 言葉は聞いたことがある □ 知らない □ 無回答

		回答者数	理解が深まっていていると思う	どちらともいえない	理解が深まっているとは思わない	無回答
全 体		472件	15.7%	46.0%	20.3%	18.0%
手 診 断 名 は	身体障がい	346件	17.1%	46.0%	19.4%	17.6%
	知的障がい	46件	17.4%	45.7%	19.6%	17.4%
	精神障がい	82件	11.0%	52.4%	23.2%	13.4%
	難病	17件	17.6%	17.6%	35.3%	29.4%
年 齢	18歳～39歳	28件	7.1%	46.4%	39.3%	7.1%
	40歳～64歳	126件	11.1%	56.3%	23.0%	9.5%
	65歳～74歳	99件	16.2%	45.5%	17.2%	21.2%
	75歳以上	200件	20.0%	42.0%	14.0%	24.0%

問23 あなたは、障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたりする（した）ことがありますか。（○は1つ）

問23-1 どのような場所で差別を感じたり嫌な思いをしましたか。（○はいくつでも）

- ・「ある」(11.9%)と「少しある」(14.6%)を合わせた割合は、26.5%です。
- ・「ある」と「少しある」を合わせた割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が24.9%、「知的障がい」が41.3%、「精神障がい」が34.1%です。
- ・差別を感じたり嫌な思いをしたことがある人（163人）の場所は、「住んでいる地域」が28.8%と最も多く、次いで「病院・福祉施設など」が24.8%、「鉄道・バスなどの交通機関」が18.4%、「職場」が17.6%の順です。



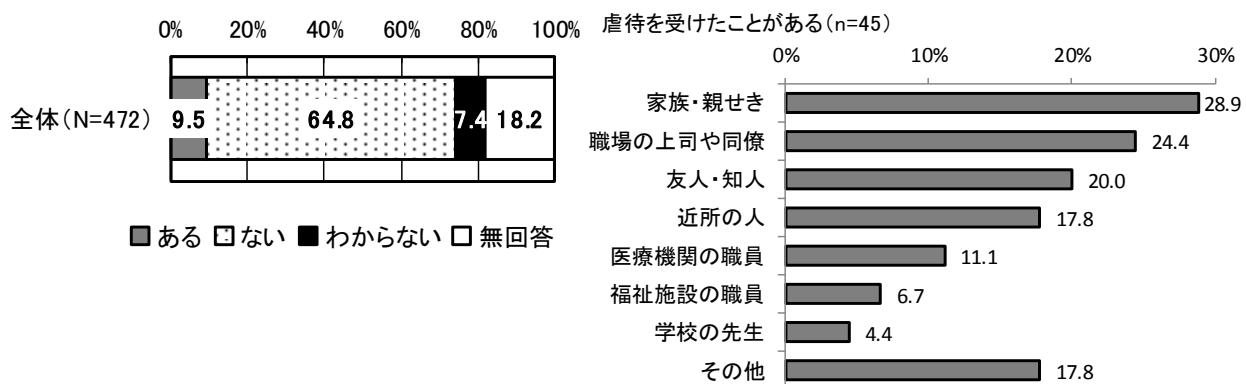
		回答者数	ある	少しある	ない	無回答
全 体		472件	11.9%	14.6%	56.6%	16.9%
診断名又は難病	身体障がい	346件	11.0%	13.9%	60.1%	15.0%
	知的障がい	46件	15.2%	26.1%	37.0%	21.7%
	精神障がい	82件	20.7%	13.4%	50.0%	15.9%
	難病	17件	5.9%	17.6%	58.8%	17.6%
年齢	18歳～39歳	28件	32.1%	28.6%	25.0%	14.3%
	40歳～64歳	126件	17.5%	19.0%	50.8%	12.7%
	65歳～74歳	99件	10.1%	16.2%	58.6%	15.2%
	75歳以上	200件	5.5%	9.0%	66.0%	19.5%

②虐待について

問24 これまでに虐待（暴言・暴力・嫌がらせ・お金をとられた・無視されたなど）を受けたと感じたことがありますか。（○は1つ）

問24-1 それは、誰にされましたか。（○はいくつでも）

- 「ある」が9.5%で、「ない」が64.8%、「わからない」が7.4%です。
- 「ある」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が7.2%、「知的障がい」が10.9%、「精神障がい」が22.0%です。
- 虐待を受けた相手は、「家族・親せき」が28.9%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚」が24.4%、「友人・知人」が20.0%の順です。



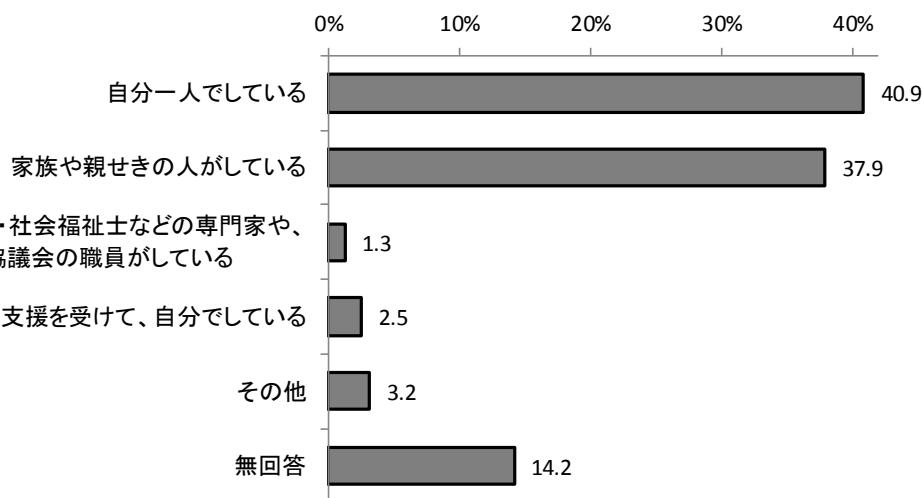
	回答者数	ある	ない	わからない	無回答	
全 体	472件	9.5%	64.8%	7.4%	18.2%	
手 診 断 帳 又 は 名 は	身体障がい	346件	7.2%	70.5%	6.1%	16.2%
	知的障がい	46件	10.9%	45.7%	15.2%	28.3%
	精神障がい	82件	22.0%	48.8%	14.6%	14.6%
	難病	17件	11.8%	58.8%	0.0%	29.4%
年 齢	18歳～39歳	28件	28.6%	46.4%	17.9%	7.1%
	40歳～64歳	126件	18.3%	60.3%	7.1%	14.3%
	65歳～74歳	99件	4.0%	73.7%	7.1%	15.2%
	75歳以上	200件	4.0%	68.5%	6.0%	21.5%

③日常の金銭管理や契約

問25 日常生活におけるお金の管理や福祉サービスの利用、商品の購入のための契約をどのように対応していますか。(○は1つ)

- ・「自分一人でしている」が40.9%と最も多く、次いで「家族や親せきの人がしている」が37.9%、「福祉施設の職員の支援を受けて、自分でしている」が2.5%の順です。
- ・「弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家や、社会福祉協議会の職員がしている」は全体では1.3%です。障がい種別にみると、「身体障がい」が0.9%、「知的障がい」が6.5%、「精神障がい」が2.4%と、「知的障がい」での割合が高くなっています。

全体(N=472)



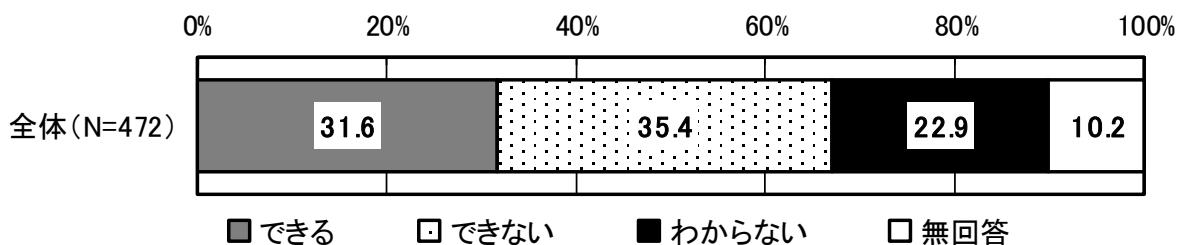
	回答者数	自分一人でしている	家族や親せきの人がしている	弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家や、社会福祉協議会の職員がしている	福祉施設の職員の支援を受けて、自分でしている	その他	無回答
全 体	472件	40.9%	37.9%	1.3%	2.5%	3.2%	14.2%
診断名又は 年齢	身体障がい	346件	42.2%	38.2%	0.9%	1.2%	2.9%
	知的障がい	46件	17.4%	47.8%	6.5%	6.5%	8.7%
	精神障がい	82件	50.0%	34.1%	2.4%	4.9%	1.2%
	難病	17件	47.1%	29.4%	0.0%	0.0%	5.9%
年齢	18歳～39歳	28件	39.3%	50.0%	0.0%	0.0%	10.7%
	40歳～64歳	126件	53.2%	28.6%	0.8%	4.0%	4.0%
	65歳～74歳	99件	47.5%	30.3%	2.0%	3.0%	3.0%
	75歳以上	200件	30.5%	46.5%	1.5%	1.5%	3.0%

(9) 災害時の避難などについて

①災害時の避難

問 26 地震などの災害が起きたとき、一人で避難できますか。(○は1つ)

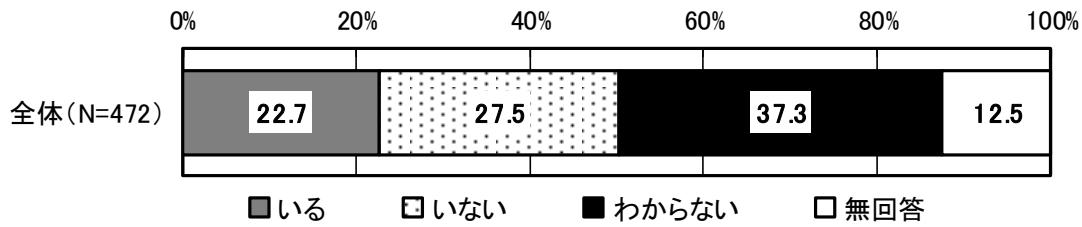
- ・「できない」の割合は全体では35.4%です。障がい種別にみると、「身体障がい」が36.7%、「知的障がい」が54.3%、「精神障がい」が22.0%です。



	回答者数	できる	できない	わからない	無回答
全 体	472件	31.6%	35.4%	22.9%	10.2%
診断名 手帳又は 難病	身体障がい	31.2%	36.7%	22.0%	10.1%
	知的障がい	26.1%	54.3%	10.9%	8.7%
	精神障がい	37.8%	22.0%	32.9%	7.3%
	難病	11.8%	64.7%	23.5%	0.0%

問 27 一人暮らしや家族が留守のときに災害が起きた場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つ)

- ・「いない」は全体では27.5%です。障がい種別にみると、「身体障がい」が26.0%、「知的障がい」が34.8%、「精神障がい」が32.9%です。

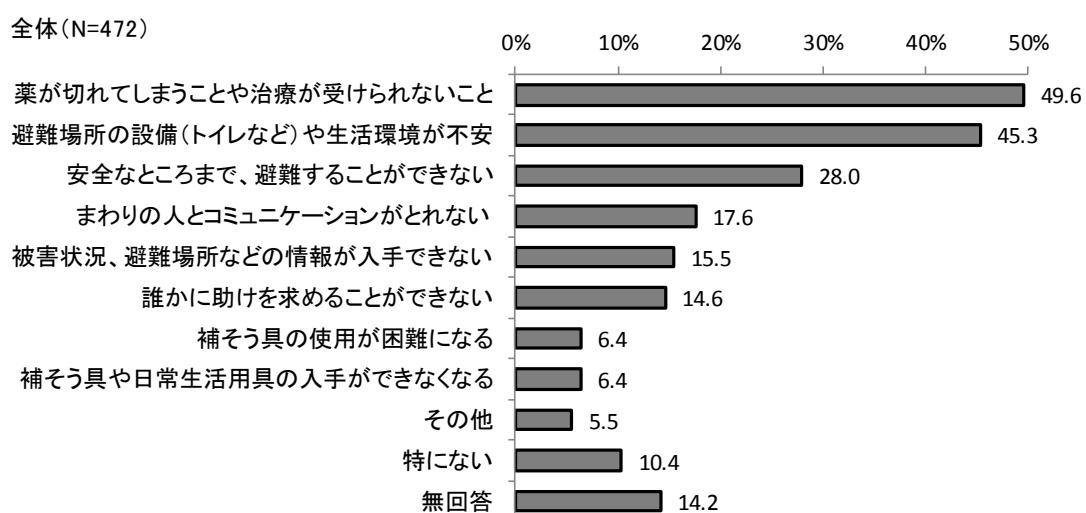


	回答者数	いる	いない	わからない	無回答
全 体	472件	22.7%	27.5%	37.3%	12.5%
診断名 手帳又は 難病	身体障がい	22.0%	26.0%	39.6%	12.4%
	知的障がい	26.1%	34.8%	23.9%	15.2%
	精神障がい	22.0%	32.9%	37.8%	7.3%
	難病	11.8%	58.8%	29.4%	0.0%

②災害時に困ること

問28 地震などの災害が起きたとき、困ることは何ですか。(○はいくつでも)

- 「薬が切れてしまうことや治療が受けられないと」が49.6%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が45.3%、「安全なところまで、避難することができない」が28.0%、「まわりの人とコミュニケーションがとれない」が17.6%の順です。
- 「薬が切れてしまうことや治療が受けられないと」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が46.8%、「知的障がい」が43.5%、「精神障がい」が67.1%です。



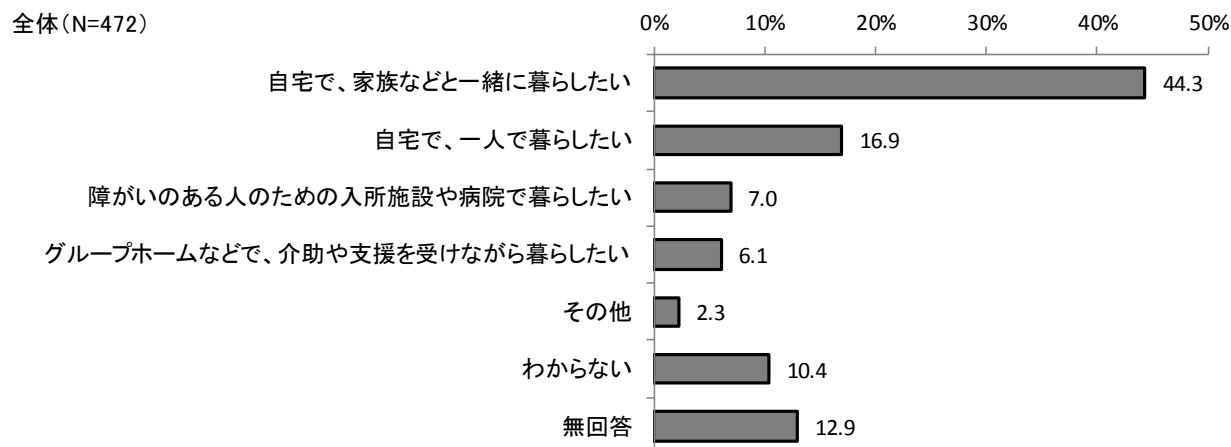
回答者数	薬が切れてしまうことや治療が受けられないと	困補難そのうな道具の使用が	生き活補な用そく具うな道具の入や手日が常で生	る誰こかとにが助できをな求いめ	がで安き避な難といすこるこまと	手所被き避な難といすこるこまと	がで安き避な難といすこるこまと	がミマシとヨコン	ま活レニシとヨコン	生へトヨシとヨコン	避難環境レニシとヨコン	その他の	特にない	無回答
全 体	472件	49.6%	6.4%	6.4%	14.6%	28.0%	15.5%	17.6%	45.3%	5.5%	10.4%	14.2%		
診断名又は 手帳名	身体障がい	346件	46.8%	7.8%	7.2%	13.9%	30.1%	14.7%	14.5%	47.7%	5.5%	11.8%	13.6%	
	知的障がい	46件	43.5%	6.5%	4.3%	32.6%	34.8%	26.1%	34.8%	45.7%	4.3%	4.3%	15.2%	
	精神障がい	82件	67.1%	1.2%	3.7%	14.6%	19.5%	18.3%	26.8%	39.0%	6.1%	7.3%	11.0%	
	難病	17件	76.5%	5.9%	11.8%	29.4%	58.8%	23.5%	5.9%	52.9%	11.8%	0.0%	5.9%	

(10) 地域での生活について

①将来の生活について

問29 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(○は1つ)

- 「自宅（アパート・借家なども含む）で、家族などと一緒に暮らしたい」が44.3%と最も多く、次いで「自宅（アパート・借家なども含む）で、一人で暮らしたい」が16.9%、「わからない」が10.4%、「障がいのある人のための入所施設や病院で暮らしたい」が7.0%の順です。
- 「自宅（アパート・借家なども含む）で、一人で暮らしたい」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が16.5%、「知的障がい」が10.9%、「精神障がい」が24.4%と、「精神障がい」での割合が高くなっています。

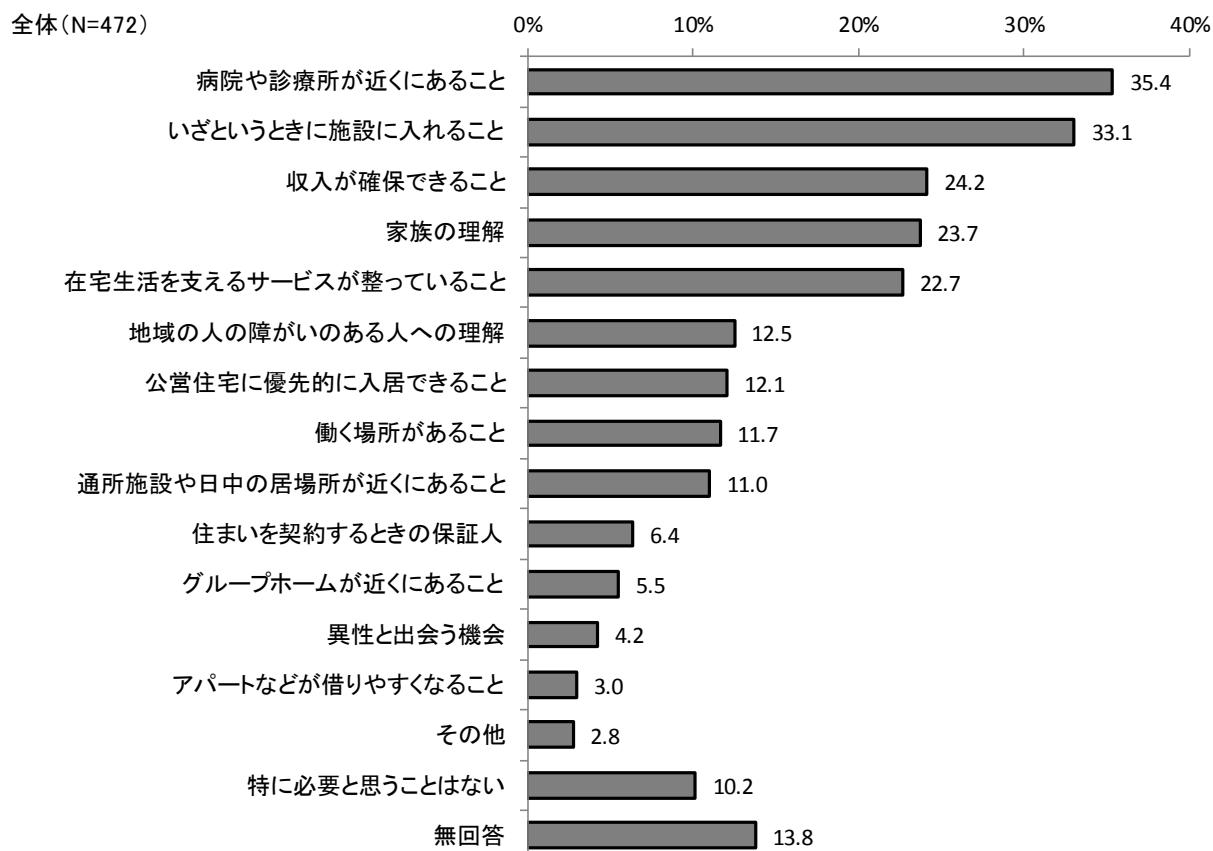


	回答者数	自宅(アパート・借家なども含む)で、一人で暮らししたい	自宅(アパート・借家なども含む)で、家族などと一緒に暮らししたい	グループホームなどで、介助や支援を受けながら暮らししたい	障がいのある人のための入所施設や病院で暮らしたい	その他	わからない	無回答
全 体	472件	16.9%	44.3%	6.1%	7.0%	2.3%	10.4%	12.9%
診断名又は 手帳名	身体障がい	346件	16.5%	49.1%	5.2%	6.1%	1.2%	10.1%
	知的障がい	46件	10.9%	30.4%	15.2%	17.4%	0.0%	4.3%
	精神障がい	82件	24.4%	35.4%	3.7%	6.1%	7.3%	13.4%
	難病	17件	11.8%	41.2%	5.9%	5.9%	0.0%	11.8%
年齢	18歳～39歳	28件	14.3%	42.9%	14.3%	7.1%	7.1%	7.1%
	40歳～64歳	126件	22.2%	44.4%	3.2%	7.1%	2.4%	10.3%
	65歳～74歳	99件	15.2%	52.5%	8.1%	5.1%	3.0%	8.1%
	75歳以上	200件	14.5%	42.5%	6.0%	7.0%	1.5%	11.5%

②地域生活に必要なこと

問30 あなたが望む暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- ・「病院や診療所が近くにあること」が35.4%と最も多く、次いで「いざというときに施設に入れること」が33.1%、「収入が確保できること」が24.2%、「家族の理解」が23.7%の順です。
- ・「病院や診療所が近くにあること」の割合を障がい種別にみると、「身体障がい」が36.4%、「知的障がい」が32.6%、「精神障がい」が30.5%です。
- ・「地域の人の障がいのある人への理解」は全体では12.5%です。障がい種別にみると、「身体障がい」が10.7%、「知的障がい」が28.3%、「精神障がい」が14.6%です。
- ・「家族の理解」を障がい種別にみると、「身体障がい」が23.7%、「知的障がい」が21.7%、「精神障がい」が28.0%です。



		回答者数	の住まい人を契約するとき	公営住宅に優先的に入居できること	アパートなどが借りやすくなること	にあること	にグループホームが近くに	に入れること	ある病院や診療所が近くに	在宅サービスが生活を支えること	通所施設やあること居場
全 体	472件	6.4%	12.1%	3.0%	5.5%	33.1%	35.4%	22.7%	11.0%		
診断名又は 手帳名	身体障がい	346件	3.8%	11.0%	2.0%	4.3%	34.4%	36.4%	23.1%	10.7%	
	知的障がい	46件	8.7%	10.9%	6.5%	15.2%	34.8%	32.6%	21.7%	23.9%	
	精神障がい	82件	17.1%	17.1%	6.1%	3.7%	24.4%	30.5%	23.2%	8.5%	
	難病	17件	0.0%	17.6%	0.0%	5.9%	35.3%	41.2%	41.2%	17.6%	
年齢	18歳～39歳	28件	7.1%	14.3%	14.3%	14.3%	21.4%	32.1%	14.3%	21.4%	
	40歳～64歳	126件	13.5%	17.5%	4.8%	4.8%	28.6%	37.3%	19.0%	8.7%	
	65歳～74歳	99件	3.0%	14.1%	1.0%	3.0%	37.4%	42.4%	30.3%	11.1%	
	75歳以上	200件	4.0%	7.0%	1.5%	6.0%	36.0%	30.0%	22.0%	11.5%	
全 体	472件	11.7%	24.2%	12.5%	23.7%	4.2%	2.8%	10.2%	13.8%		
診断名又は 手帳名	身体障がい	346件	8.1%	20.8%	10.7%	23.7%	2.3%	2.0%	10.4%	14.7%	
	知的障がい	46件	23.9%	21.7%	28.3%	21.7%	8.7%	2.2%	2.2%	19.6%	
	精神障がい	82件	18.3%	46.3%	14.6%	28.0%	11.0%	3.7%	12.2%	7.3%	
	難病	17件	17.6%	35.3%	23.5%	23.5%	11.8%	5.9%	0.0%	11.8%	
年齢	18歳～39歳	28件	50.0%	57.1%	28.6%	28.6%	17.9%	3.6%	3.6%	7.1%	
	40歳～64歳	126件	26.2%	47.6%	19.8%	27.0%	11.1%	2.4%	8.7%	10.3%	
	65歳～74歳	99件	1.0%	21.2%	8.1%	23.2%	0.0%	3.0%	10.1%	10.1%	
	75歳以上	200件	2.0%	7.0%	7.5%	22.5%	0.0%	2.0%	12.0%	18.0%	

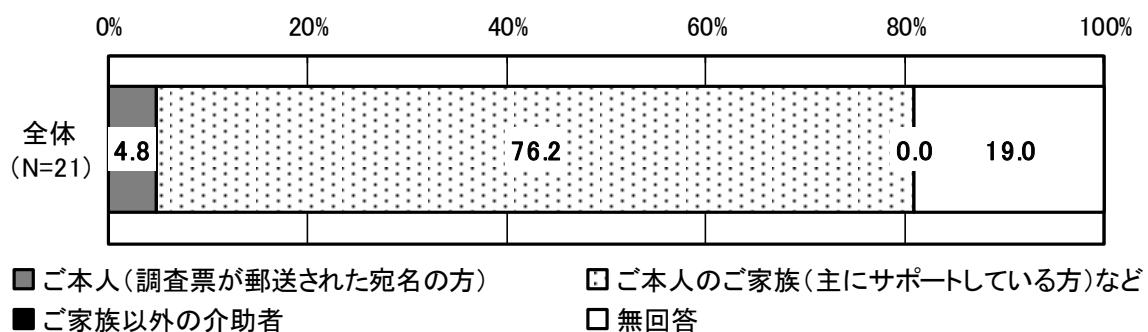
1 - 2 障がい児（18歳未満）アンケート調査

(1) 本人や家族の状況

①回答者

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つ）

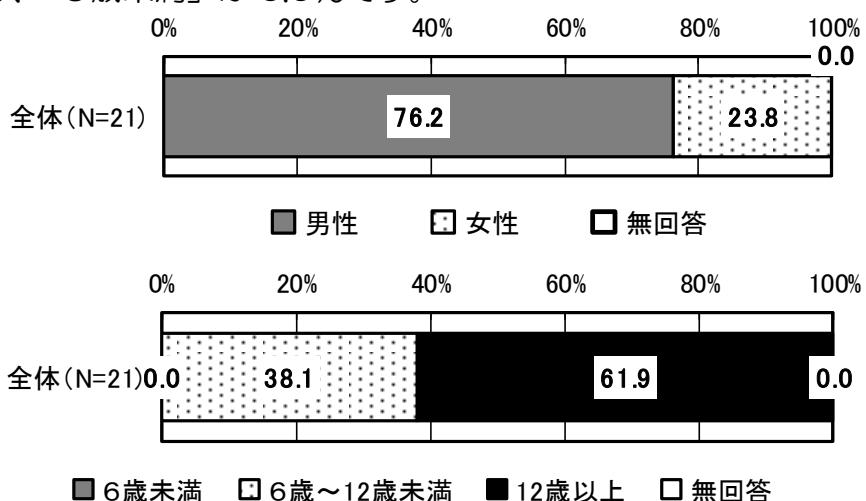
- 「ご本人のご家族（主にサポートしている方）など」が76.2%（16人）と最も多く、次いで「ご本人（調査票が郵送された宛名の方）」が4.8%（1人）です。



②調査対象者の属性

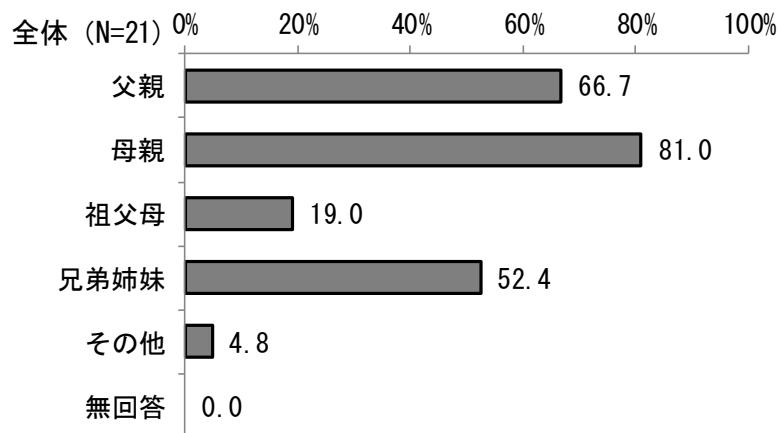
問2 あなたのお子さんの性別・年齢（平成29年10月1日現在）をお答えください。

- 「男性」が76.2%（16人）、「女性」が23.8%（5人）です。
- 「12歳以上」が61.9%（13人）と最も多く、次いで「6歳～12歳未満」が38.1%（8人）、「6歳未満」が0.0%です。



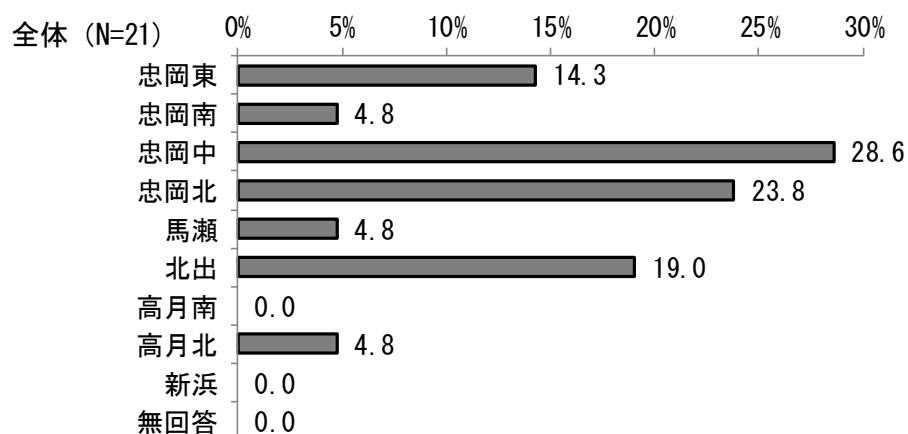
問3 あなたのお子さんと一緒に暮らしている人（お子さんからみた続柄）はどなたですか。（○はいくつでも）

- ・「母親」が81.0%（17人）と最も多く、次いで「父親」が66.7%（14人）、「兄弟姉妹」が52.4%（11人）、「祖父母」が19.0%（4人）の順です。



問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つ）

- ・「忠岡中」が28.6%（6人）と最も多く、次いで「忠岡北」が23.8%（5人）、「北出」が19.0%（4人）、「忠岡東」が14.3%（3人）の順です。



(2) 手帳や診断の状況

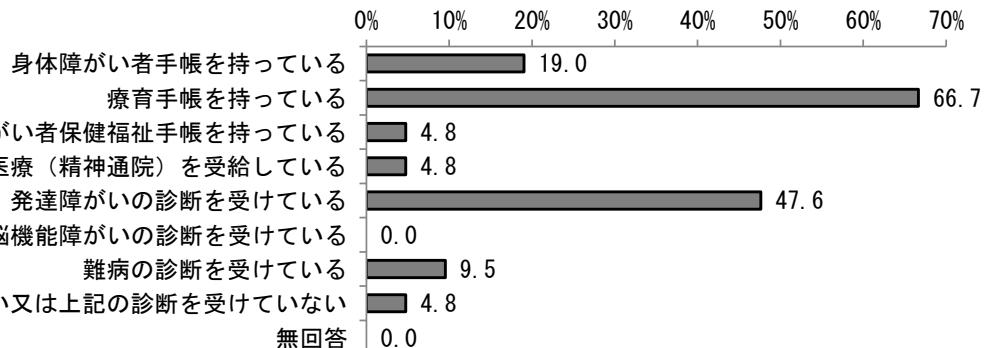
①手帳の種類

問5 あなたのお子さんがお持ちの手帳又は受けている診断名などについてお答えください。(○はいくつでも)

問5-1 身体障がい者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つ)

- 「療育手帳を持っている」が66.7%（14人）と最も多く、次いで「発達障がいの診断を受けている」が47.6%（10人）、「身体障がい者手帳を持っている」が19.0%（4人）、「難病の診断を受けている」が9.5%（2人）の順です。

全体（N=21）

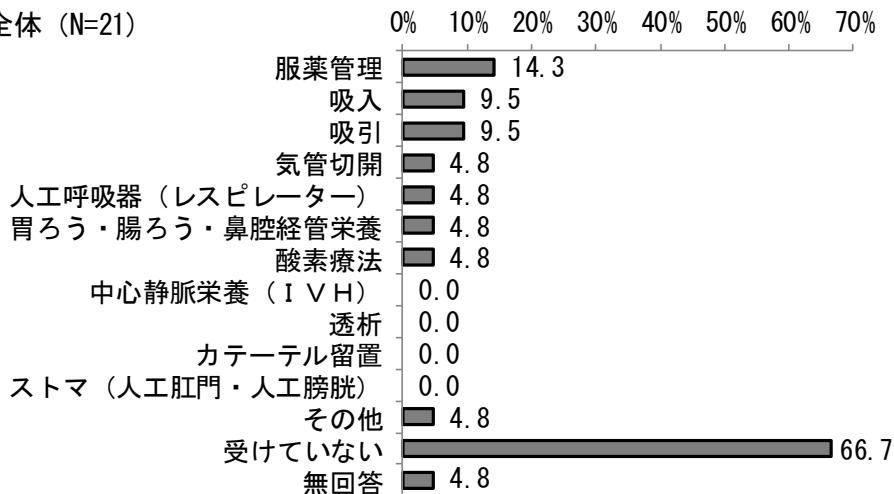


②医療ケアの状況

問6 現在、あなたのお子さんは医療ケアを受けていますか。(○はいくつでも)

- 「服薬管理」が14.3%（3人）、「吸入」「吸引」がともに9.5%（3人）、「気管切開」「人工呼吸器（レスピレーター）」「胃ろう・腸ろう・鼻腔経管栄養」「酸素療法」がそれぞれ4.8%（1人）です。
- 「受けていない」は66.7%（14人）です。

全体（N=21）

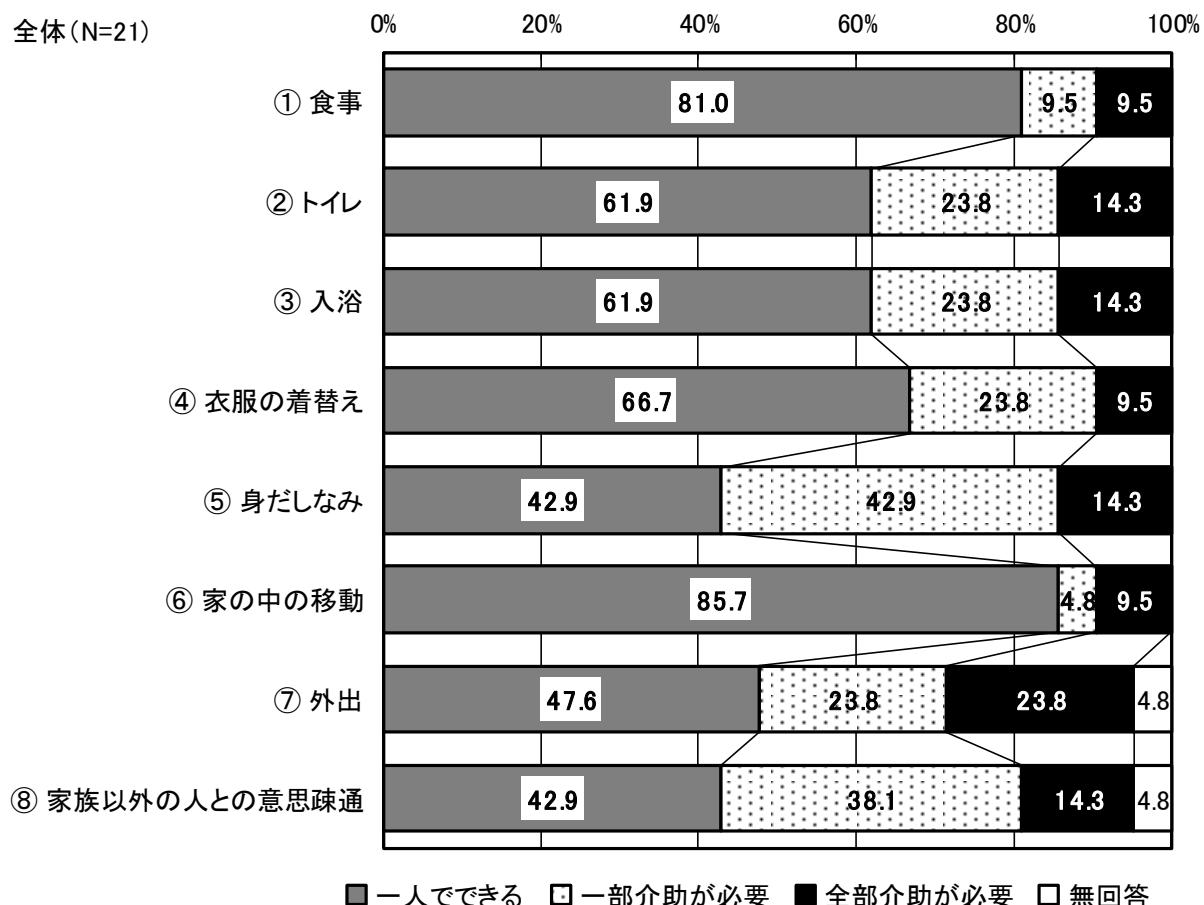


(3) 日常の介助や支援の状況

①日常生活における必要な支援

問7 あなたのお子さんは日常生活で、次のことをどのようにしていますか。(それ○は1つ)

- ・「ひとりでできる」割合が低いのは、「身だしなみ」「家族以外の人との意思疎通」がともに42.9%（9人）、「外出」が47.6%（10人）となっています。

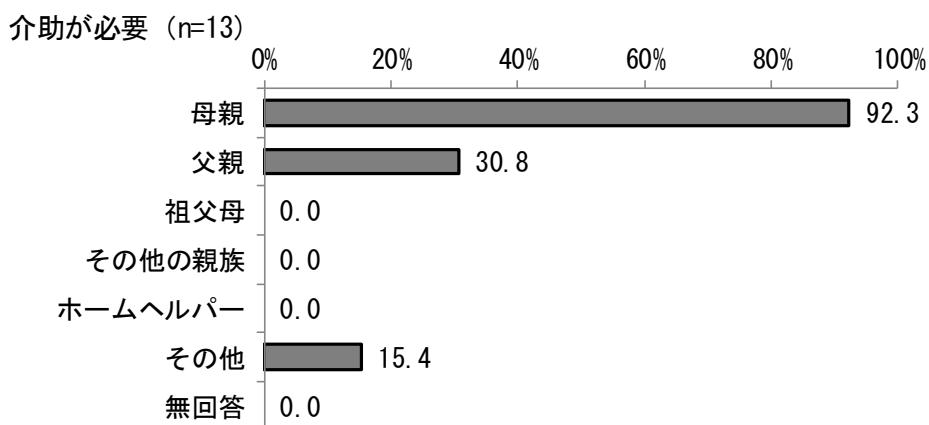


②主な介助者の状況

【問7で「1 一部介助が必要」又は「3 全部介助が必要」とお答えの方】

問7-1 あなたの子さんの主な介助者は誰ですか。(○はいくつでも)

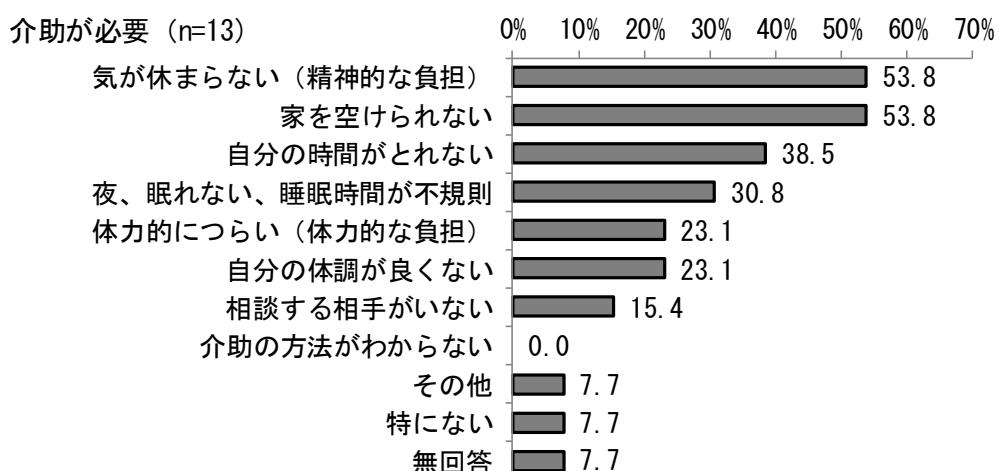
- 介助が必要な児童（13人）の主な介助者は、「母親」が92.3%（12人）と最も多く、次いで「父親」が30.8%（4人）、「その他」が15.4%（2人）です。



【問7-1でご家族が介助されている（「1」～「4」）とお答えの方】

問7-2 介助をするうえで、困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- 「気が休まらない（精神的な負担）」「家を空けられない」がともに53.8%（7人）と最も多く、「自分の時間がとれない」が38.5%（5人）、「夜、眠れない、睡眠時間が不規則」が30.8%（4人）の順です。

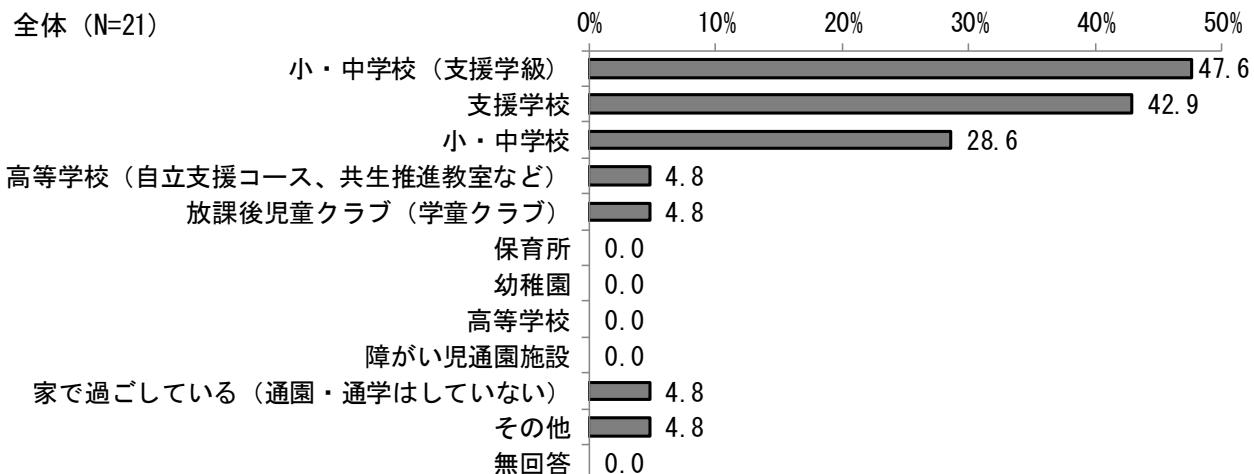


(4) 平日の過ごし方について

①日中過ごしている場所

問8 あなたのお子さんは、平日の日中をどこで過ごしていますか。(○はいくつでも)

- 「小・中学校（支援学級）」が47.6%（10人）と最も多く、次いで「支援学校」が42.9%（9人）、「小・中学校」が28.6%（6人）の順です。

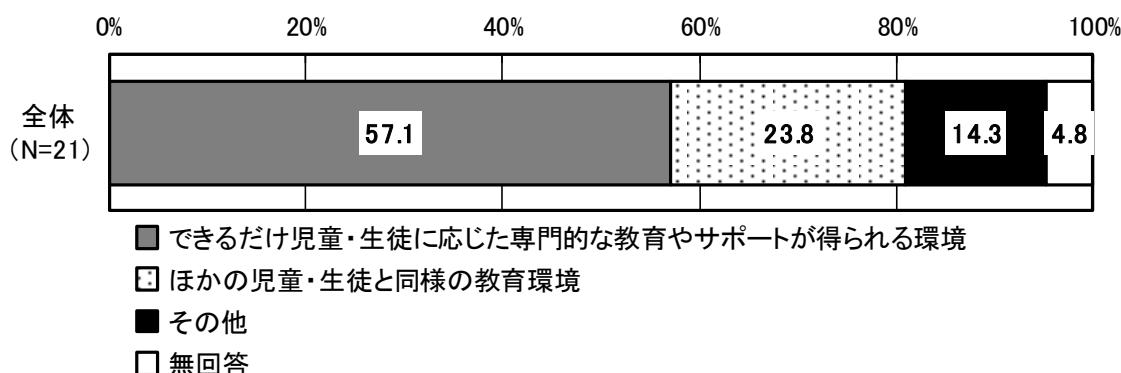


②就園・就学環境

【問8で「1」～「9」とお答えの方】

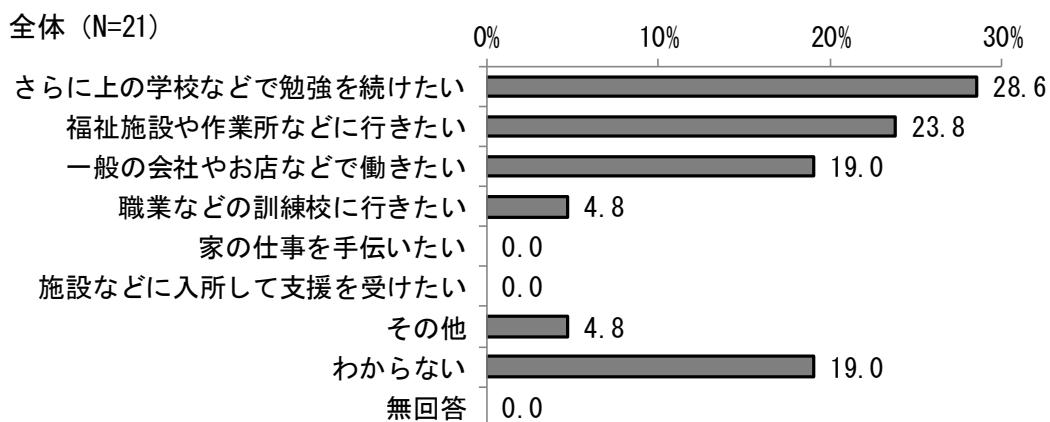
問8－1 あなたのお子さんの就園・就学環境として望ましいと思うものは、次のどれですか。(○は1つ)

- 「できるだけ児童・生徒に応じた専門的な教育やサポートが得られる環境」が57.1%（12人）、次いで「ほかの児童・生徒と同様の教育環境」が23.8%（5人）です。



問8－2 中学・高校などの卒業後の進路や生活はどのようにお考えですか。(○は1つ)

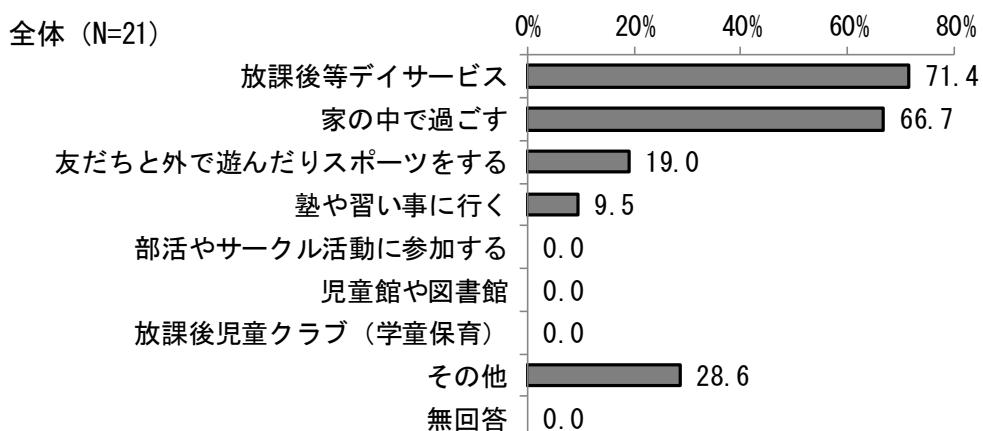
- ・「さらに上の学校などで勉強を続けたい」が28.6%（6人）と最も多く、次いで「福祉施設や作業所などに行きたい」が23.8%（5人）、「一般の会社やお店などで働きたい」「わからない」がともに19.0%（4人）です。



③放課後や休みの日の過ごし方

問9 放課後や休みの日などは、どのように（どこで）過ごしていますか。(○はいくつでも)

- ・「放課後等デイサービス」が71.4%（15人）と最も多く、次いで「家の中で過ごす」が66.7%（14人）、「友だちと外で遊んだりスポーツをする」が19.0%（4人）の順です。

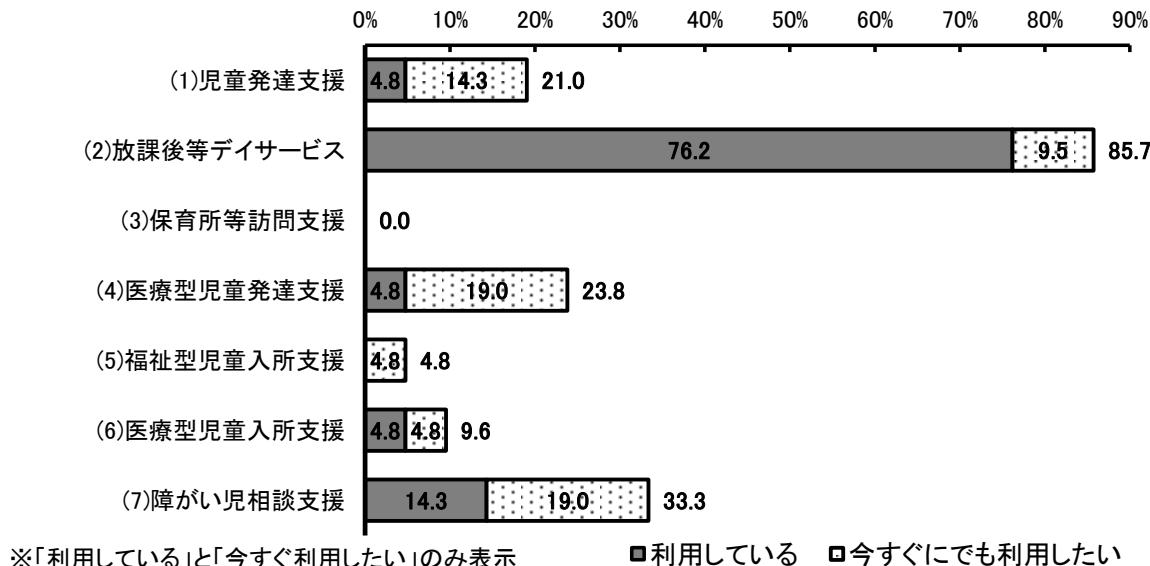


(5) 障がい児サービスについて

①障がい児サービスの利用状況・意向

問10 あなたのお子さんは、障がい児支援サービスなどを利用されていますか。また、今後利用したいと考えますか。(それぞれ○は1つ)

- 「利用している」と「今すぐ利用したい」を合わせた割合が高いのは、「放課後等デイサービス」が85.7%、「障がい児相談支援」が33.3%となっています。



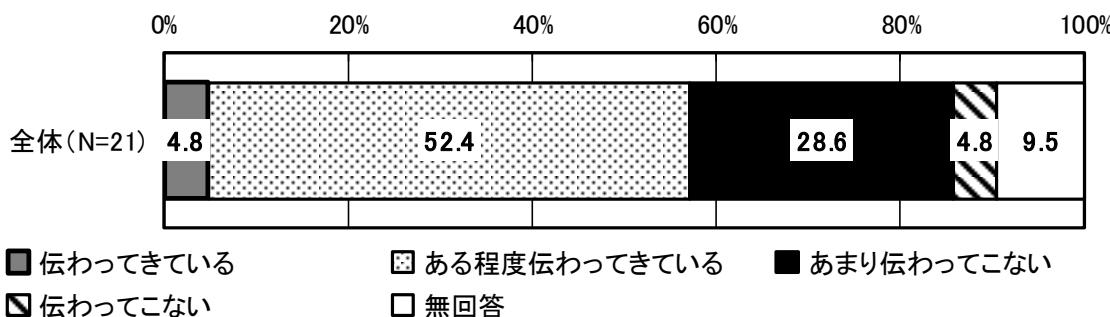
※「利用している」と「今すぐ利用したい」のみ表示

■利用している □今すぐでも利用したい

②福祉サービスに関する情報や相談について

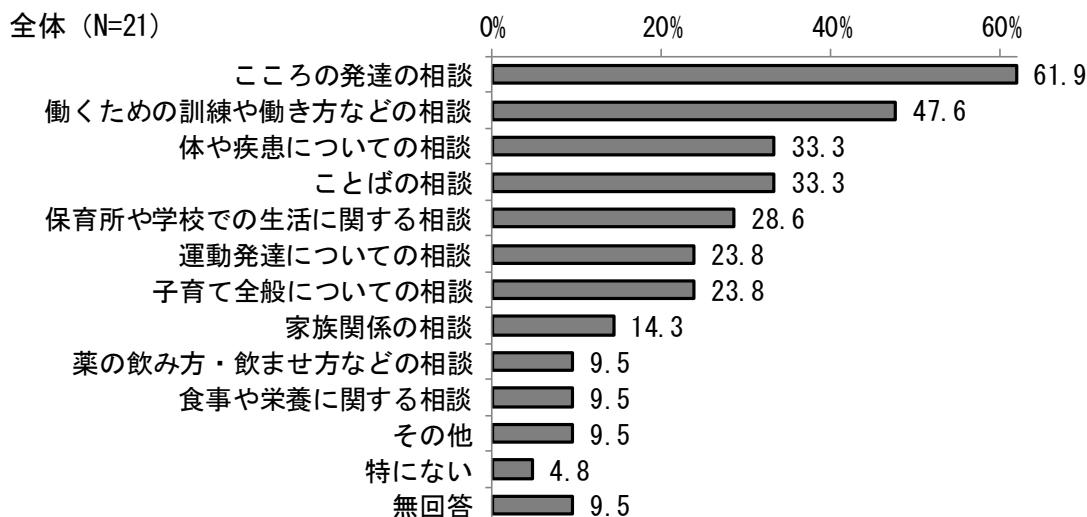
問11 あなたのお子さんにとって必要な福祉サービスなどに関する情報は、伝わっていますか。(○は1つ)

- 「伝わってきている」(4.8%)と「ある程度伝わってきている」(52.4%)を合わせた割合は57.2%(12人)です。一方、「あまり伝わってこない」(28.6%)と「伝わってこない」(4.8%)を合わせた割合は33.4%(7人)です。



問12 あなたのお子さんについてどのようなことを相談したいですか（〇はいくつでも）

- 「こころの発達の相談」が61.9%（13人）と最も多い、次いで「働くための訓練や働き方などの相談」が47.6（10人）、「体や疾患についての相談」「ことばの相談」がともに33.3%（7人）の順です。

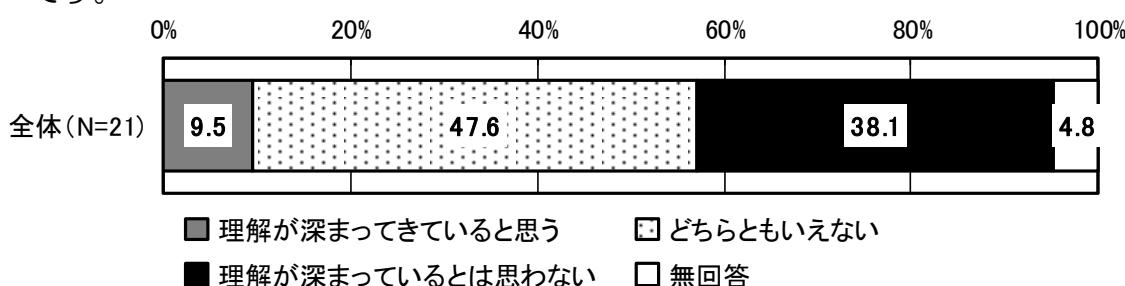


(6) 地域での生活について

①障がいのある人に対する理解

問13 障がいのある人が地域で暮らしたり、就学・就労などの社会参加について、一般の理解が深まってきてていると思いますか。（〇は1つ）

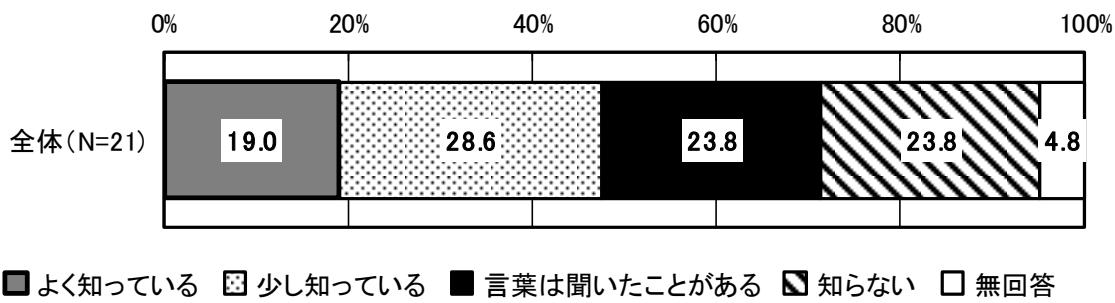
- 「どちらともいえない」が47.6%（10人）、次いで「理解が深まっているとは思わない」が38.1%（8人）、「理解が深まってきたていると思う」が9.5%（2人）です。



②障がいのある人に対する差別について

問14 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことをご存じでしたか。（○は1つ）

- ・「少し知っている」が28.6%（6人）、次いで「言葉は聞いたことがある」が23.8%（6人）、「知らない」が23.8%（5人）、「よく知っている」が19.0%（4人）です。

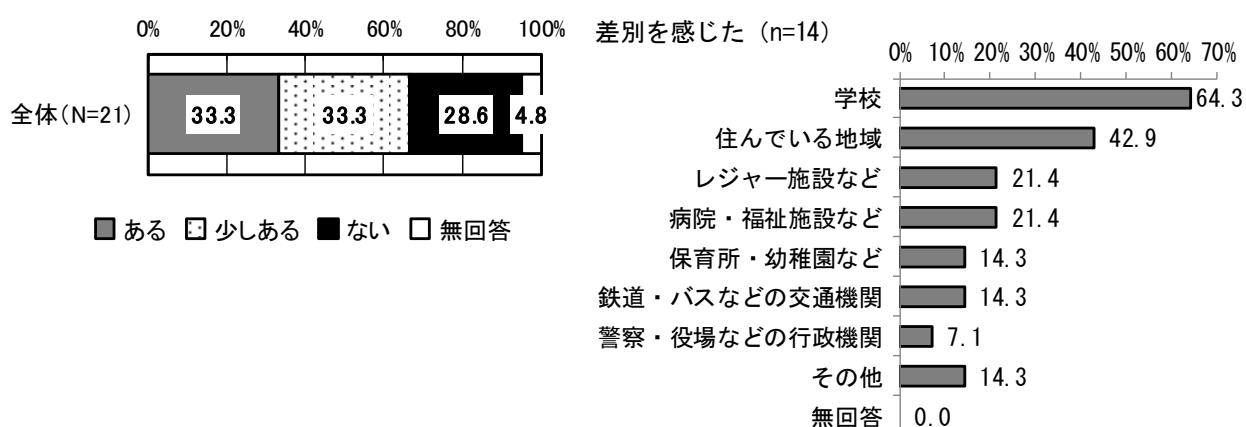


問15 あなたやお子さんは、障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたりする（した）ことがありますか。（○は1つ）

【問15で「1. ある」又は「2. 少しある」とお答えの方】

問15-1 どのような場所で差別を感じたり嫌な思いをしましたか。（○はいくつでも）

- ・「ある」「少しある」がともに33.3%（7人）、「ない」が28.6%（6人）です。
- ・「ある」又は「少しある」と回答した人（14人）が差別や嫌な思いをした場所は、「学校」が64.3%と最も多く、次いで「住んでいる地域」が42.9%、「レジャー施設など」「病院・福祉施設など」がともに21.4%の順です。

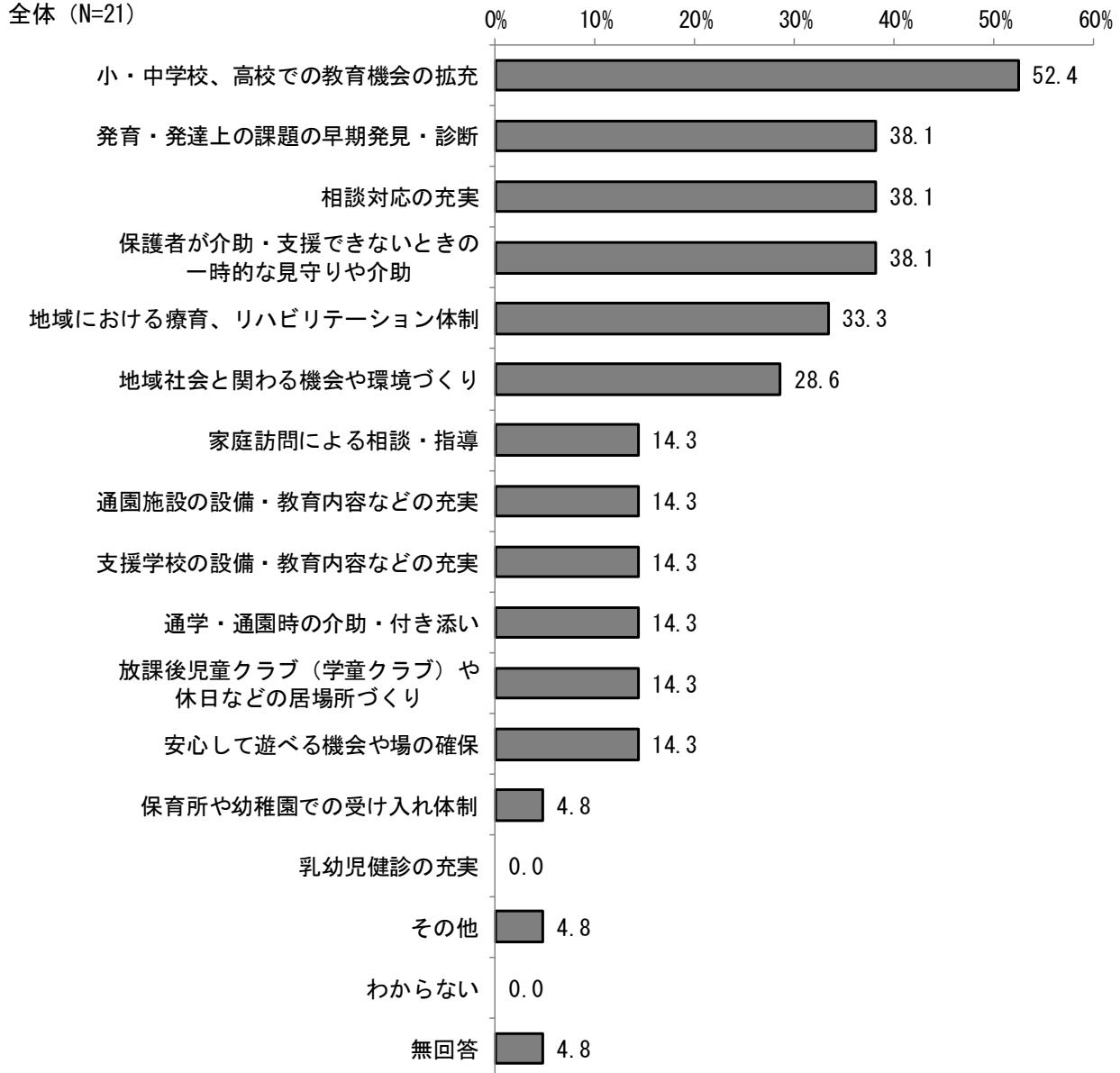


(7) 障がい児福祉施策全般について

問16 あなたのお子さんや障がいのある子どもが暮らしやすくなるために、特に重要なことは何ですか。(○は3つまで)

- 「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が52.4%（9人）と最も多く、次いで「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「相談対応の充実」「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」がともに38.1%（8人）の順です。

全体 (N=21)



資料 2 障害者総合支援法の概要

(1) 目的の改正

法第1条の目的に「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」との表記を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

(2) 基本理念の創設

第1条の2に新たに「基本理念」を創設され、

- ①すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること
- ②すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること
- ③すべての障がいのある人及び障がいのある子どもが可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に共生することを妨げられないこと
- ⑥障がいのある人及び障がいのある子どもにとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが掲げられました。

(3) 障がい者・障がい児の範囲の見直し

法が対象とする障がい者の範囲について、これまで示されていた身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣の定める程度である者）が加えられました。

(4) 障がい支援区分の創設

障害者自立支援法の「障がい程度区分」について、障害者総合支援法の「障がい支援区分」（平成26年4月から）に名称を改めるとともに、区分の認定が障がいの多様な特性や心身の状態に応じて適切に行われるよう、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直しが行われました。

(5) 障がいのある人に対する支援の拡充

①重度訪問介護の対象拡大

これまで「重度の肢体不自由者であって常時介護をする障がいのある人」とされてきた対象を「重度の肢体不自由者その他の障がいのある人であって常時介護をするものとして厚生労働省令で定めるもの」に改正され、重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人に対象が拡大されました。

②ケアホームとグループホームの一元化

共同生活を行う住居における介護サービスを柔軟に提供できるよう、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、一人暮らしをしたいというニーズに応えていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

③地域移行支援の対象拡大

住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を内容とする「地域移行支援」の対象（障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人）に保護施設、矯正施設等に入所している障がいのある人が加えられました。

④地域生活支援事業の拡大

障がいのある人に対する理解を深めるため、下記を市町村が行う事業に追加されました。

- 1) 研修や啓発を行う事業
- 2) 意思疎通支援を行う者を養成する事業等

【市町村】

- ア) 障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発
- イ) 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ウ) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- エ) 意思疎通支援を行う者の養成

(6) サービス基盤の計画的整備

- ①障がい福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項として追加
- ②基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化（P D C Aサイクルに沿った障がい福祉計画の見直し）
- ③市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がいのある人等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

また、法の施行後3年を目途として次のことを検討することとなっています。

- ①常時介護を要する障がいのある人等に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障がい福祉サービスの在り方
- ②障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障がいのある人の意思決定支援の在り方、障がい福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対する支援の在り方
- ⑤精神障がいのある人及び高齢の障がいのある人に対する支援の在り方

資料3 用語の解説

あ行

【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

か行

【学習障がい（LD : Learning DisabilitiesあるいはLearning Disordersの略語）】

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

【グループホーム】

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行ううえでの様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親せき、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。

【高次脳機能障がい】

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが生じた状態を、「高次脳機能障がい」といいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになります。また、外見上ではわかりにくいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

さ行

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月からスタートした制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

【ソーシャル・インクルージョン】

孤立したり排除される人を生み出す社会側の要因に焦点を置いて、それを社会全体の自覚のもとで改善していく、誰もが存在の価値と役割を持ち得る社会、誰もを含むことのできる環境を構築することを目指す考え方をいいます。

た行

【注意欠陥・多動性障がい（A D H D : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものです。

また、7歳前に現れ、その状態が継続し、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、介護保険法に基づく相談支援機関で、公正・中立な立場から、（1）総合相談支援、（2）虐待の早期発見・防止等の権利擁護、（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援、（4）介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関です。

な行

【内部障がい】

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等も障がいのある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。当初対象疾患は130疾患でしたが、その後段階的に拡大され、平成29年4月から358疾患に拡大されました。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始

まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、その後段階的に拡大され平成29年4月から330疾病に拡大されました。(※障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広くなっています。)

【ノーマライゼーション】

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つです。障がいのある人との人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常(ノーマル)なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含みます。

は行

【発達障がい】

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分があります。

【療育】

「療」は医療、「育」は養育・保育のことで、障がいのある子どもが自立できるよう、診断・治療・教育を行うことです。なお、「療育手帳」は、知的に障がいのある人や子どもに交付される手帳です。

資料4 計画の策定経過

年月日	項目	内 容
平成29年 9月6日	第1回忠岡町障害者 施策推進協議会	【議題】 1. 会長及び副会長の選出について 2. 制度改正と第5期障がい福祉計画等の策定に向けて 3. アンケート調査票について 4. 第4期障がい福祉計画の進捗状況について 5. 策定スケジュールについて 6. その他
平成29年 10月	アンケート調査	障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を実施
平成29年 11月15日	第2回忠岡町障害者 施策推進協議会	【議題】 1. アンケート調査結果について 2. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画骨子案について 3. その他
平成30年 1月17日	第3回忠岡町障害者 施策推進協議会	【議題】 1. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画素案について 2. パブリックコメントについて 3. その他
1月●日 ～2月●日	パブリックコメン トの実施	計画素案について広く住民から意見を募集するため、ホー ムページに掲載するとともに、いきがい支援課、役場情報閱 覧コーナー、総合福祉センター、東忠岡老人いこいの家、図 書館で閲覧できるようにしました。
●月●日	大阪府との法定協議	障がい福祉計画（第5期）案の提出
平成30年 3月●日	第4回忠岡町障害者 施策推進協議会	【議題】 1. パブリックコメントの実施結果について 2. 計画案について 3. その他

資料5 忠岡町障害者施策推進協議会

5-1 忠岡町障害者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「忠岡町障害者計画」に基づき、当事者の参画を推進し、関係団体、関係行政機関、町民の連携により障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため忠岡町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を町長に提言する。

- (1) 障害者計画の見直しに関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者施策の実施状況に関すること。
- (4) 障害者施策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民公募により選出した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の進行は、議長又はあらかじめ議長が指名した者が行う。

(策定部会)

第7条 協議会に、その所掌事務の調査、策定作業の円滑な推進を図るため策定部会を置く。

- 2 策定部会は、別表に掲げる機関等の職員をもって組織する。
- 3 策定部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、策定部会の会議を掌理する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 策定部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第8条 協議会及び策定部会の事務局は、健康福祉部障害者福祉担当課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
(忠岡町障害者計画策定検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 忠岡町障害者計画策定検討委員会設置要綱（平成10年忠岡町告示第20-1号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

5-2 忠岡町障害者施策推進協議会委員名簿

	氏 名	所属機関及び役職名等
学識経験者	◎北野 誠一	NPO法人 おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
	○安藤 元博	泉大津市医師会代表
	是枝 綾子	忠岡町議会 福祉文教常任委員会委員長
関係団体	石原 廣二	忠岡町身体障害者福祉会会长
	樋口 早智子	忠岡町心身障害者（児）福祉会会长
	益居 倫	忠岡町精神障害者家族会代表
	高見 晃市	忠岡町自治会連合会会长
	上ノ山 幸子	忠岡町社会福祉協議会会长
	井下 知子	忠岡町エイフボランタリーネットワーク副会長
	勝元 芳夫	忠岡町民生委員・児童委員協議会会长
	櫻井 忠司	忠岡町人権協会会长
	鶴田 信也	忠岡町障害者施設代表
公募	井手 和代	公募委員
	田邊 みき	公募委員
関係行政機関	今川 和子	大阪府和泉保健所地域保健課長
	塩谷 謙二	大阪府立和泉支援学校校長
	小川 英夫	大阪府立岸和田支援学校校長
	東 祥子	忠岡町健康福祉部長

◎会長 ○副会長